



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
総務課法務文書室

定期第 1 9 6 4 号 平成 2 0 年 4 月 2 1 日発行

目次

【告示】

番 号	表	題	担当課名
2 2 3	都市計画法の規定による工事が完了した件		建築開発指導課
2 2 4	保安林予定森林に関する通知を受けた件		森林整備課
2 2 5	港湾施設の概要を公示する件		港湾空港整備局 港湾空港課

【教育委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
9	定例会を招集する件		

【監査委員告示】

番 号	表	題	担当課名
3	包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調った件		

【監査委員公表】

番 号	表	題	担当課名
6	包括外部監査結果の結果公表		

徳島県告示第二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

平成二十年四月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称		開発許可を受けた者	
住	所	氏	名
鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱一〇番一の一部及び一〇番二	鳴門市撫養町南浜字東浜一七〇番地	鳴門市長	
同 撫養町立岩字五枚二一八番、二一九番及び二六四番の一部並びに里浦町里浦字小高塚六八〇番の一部	板野郡北島町江尻字妙蛇池三二番地一	株式会社渡辺不動産	
小松島市大林町字北浦三三番四	阿南市那賀川町菊屋二七九番地一メゾンソレイユA一〇二号	宮竹 元	
阿南市宝田町久保田一一九番一四、一一九番一五及び一一九番二三	同 長生町上荒井楠ノ前一五番地一	有限会社南光	
同 長生町西方五六〇番一の一部	同 羽ノ浦町古庄古野神四三番地一	芝山 将太	
同 那賀川町原一五二番三	徳島市北田宮二丁目一三番五〇―五―一〇一号	生原 正紀	
同 羽ノ浦町中庄ハタイ二一番一	同 南前川町三丁目四番地	有限会社浅井不動産	
同 唎町亀崎一一番一五、一一番二九及び一一番三〇並びに三田一一六番一五	阿南市唎町新はり一〇〇番地二	松原 勤	
同 見能林町東浦一二三番一	同 見能林町東浦九一番地	稲村 ヤスエ	
名西郡石井町石井字重松九七番一の一部	名西郡神山町上分字江田	森藤 由子	

	同 高川原字天神四五四番四及 び四五四番六	板野郡松茂町中喜来字群恵二〇〇番一八 及び番外四番三の一部並びに二〇〇番一 八地先町有地
三二六番地	同 石井町高原字中島 四五二番地	鳴門市撫養町立岩字六枚 二九番地
	ダイヒョウ株式会社	株式会社コウエイハ ウジング

徳島県告示第二百二十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

平成二十年四月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一(一) 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町神領字南野間一七九の二七六から一七九の二八七まで、一七九の二九〇、一七九の二九三

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町海川字東口一〇、一三の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東口一〇・一三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町木頭折字宇井ノ内八七の一、八七の二、八九、九二、九三、九四の一、九四の二、九四の五、九四の六

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

四 (一)

保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町木頭折宇字蔭谷四

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

徳島県告示第二百二十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾施設の種類

港湾環境整備施設（広場）

二 名称

徳島小松島港本港広場

三 位置

小松島市小松島町新港

四 数量及び能力

- | | | | |
|---|-----------|----|-------------|
| 1 | ボードデッキ | 面積 | 一、四七四平方メートル |
| 2 | インターロッキング | 面積 | 九三〇平方メートル |
| 3 | 防護柵 | 延長 | 一〇八メートル |

徳島県教育委員会告示第九号

徳島県教育委員会会議規則（昭和三十一年徳島県教育委員会規則第十号）第四条第三項の規定により定例会を次のとおり招集する。

平成二十年四月二十一日

徳島県教育委員会

委員長 村澤 普恵

一 日時 平成二十年四月二十三日 午後一時三十分

二 場所 徳島市 徳島県教育委員会 委員室

三 付議事項

- 1 徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を教育長の臨時代理により決定したことの報告について
- 2 徳島県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を教育長の臨時代理により決定したことの報告について
- 3 教科用図書選定審議会委員の任命について
- 4 教科用図書選定審議会への諮問事項について
- 5 徳島県立文書館協議会委員の任命について

徳島県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、包括外部監査人元井信介との協議が調ったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年四月二十一日

徳島県監査委員	数藤善和
同	福永義和
同	吉田英勝
同	児島勝
同	森田正博

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名 山本啓司

住所 徳島市北矢三町三丁目四番五一号

氏名 井関勝令

住所 徳島市万代町五丁目五三番地の一

二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成二十年四月十日から平成二十一年三月三十一日まで

徳島県監査委員公表第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人松尾敬次から監査の結果に関する報告の提出があつたので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年四月二十一日

徳島県監査委員			
数	福	吉	同
藤	永	田	同
善	義	英	同
和	和	勝	同
		勝	同
		博	同

平成19年度
包括外部監査結果報告書
及びこれに添えて提出する意見

徳島県包括外部監査人

目 次

監査の概要	1
テーマⅠ「過去の包括外部監査の措置状況の検証」	2
第1 はじめに	2
1 監査テーマ選定の理由	2
2 監査の視点	2
3 監査対象	3
4 主な監査手続	3
第2 未収金（県立病院事業の診療報酬未収金を含む。）（平成11年度，平成12年度）	4
1 包括外部監査での指摘・意見と，それに対する措置状況の概要	4
（1）貸付手続等	4
ア 審査	4
イ 契約手続	5
ウ 身元引受書の記載	7
（2）徴収・回収手続	8
ア 督促	8
イ 法的手段（強制執行等）	13
ウ その他	18
（3）債権管理	19
ア 記録・管理方法	19
イ 調定方法	22
ウ 資産調査	23
エ 時効	24
オ 債務者の確定	27
カ 償却（不納欠損処分）	28
キ 不正の防止及び不正行為への対応	31
ク その他	33
2 包括外部監査実施後の未収金の推移	34

3 監査結果・意見（小括）	40
（1）各未収金に共通する留意事項についての統一的な指針の作成	40
（2）徴収・回収事務の一元化	41
（3）不納欠損処分や民間会社の積極的な活用	41
（4）未収金発生の予防	43
第3 県立病院事業における委託契約（平成12年度）	44
1 包括外部監査での指摘・意見と、それに対する措置状況の概要	44
（1）清掃・警備（中央病院7），駐車場料金徴収及び駐車場整理 （中央病院8）	44
（2）臨床検査（中央病院22～24，三好病院16～18，海部 病院8，9）	45
（3）MRI保守（三好病院21），臨床検査（海部病院7，9）， 心電図記録解析（海部病院11）	46
（4）看護衣等洗濯（海部病院1）	47
2 包括外部監査実施後の委託契約の推移	48
3 監査結果・意見（小括）	53
（1）契約方法の再検討（競争入札の徹底）	53
（2）事業協同組合を相手方とする契約の妥当性	54
（3）委託金額，予定価格の妥当性	55
（4）契約の内容や手続のチェック体制	56
第4 補助金（平成13年度）	57
1 包括外部監査での指摘・意見と，それに対する措置状況の概要	57
（1）徳島県職員互助会事業補助金	57
（2）徳島県教職員福利厚生事業費補助金	58
（3）徳島県警察職員互助会補助金	60
（4）財団法人徳島県スポーツ振興財団運営事業補助金	62
（5）徳島県スポーツ・レクリエーション祭開催事業補助金	63
（6）国民体育大会関係補助金	64
（7）高度技術型産業立地促進事業補助金，ニューファクトリー等 導入促進事業補助金	66
（8）小売・卸売商業安定化事業費補助金，食鳥副産物有効利用	

促進事業補助金，とちく場等衛生確保対策事業補助金	-----66
2 包括外部監査実施後の補助金の推移	-----69
3 監査結果・意見（小括）	-----73
（1）補助金の使用状況について	-----73
（2）補助金の必要性について	-----74
（3）補助金額について	-----74
第5 提 言	-----76
1 包括外部監査の実効性を確保するための方策	-----76
（1）指摘・意見の趣旨や，そのような問題が生じる原因を踏まえた 措置を講じる必要性	-----76
（2）速やかな取組みを行う必要性	-----76
（3）監査での指摘・意見を契機として全庁的に見直しを行う必要性	-----77
（4）組織的，継続的に検証を行う必要性	-----77
2 措置状況の公表のあり方	-----79
（1）措置を講じたもの	-----79
（2）措置を講じていないもの	-----79
（3）公表の方法	-----79
第6 おわりに	-----81
別表Ⅰ－1	-----82
別表Ⅰ－2	-----92
別表Ⅰ－3	-----101
別表Ⅰ－4	-----108
テーマⅡ「財団法人とくしま産業振興機構の事業内容・財務事務の検証」	-----113
第1 はじめに	-----113
1 監査テーマ選定の理由	-----113
2 監査の視点	-----113
3 監査対象	-----113
4 主な監査手続	-----114
第2 財団法人とくしま産業振興機構の概要	-----115
1 沿革	-----115

2	基本財産	-116
3	組織図	-116
4	事業目的	-117
5	事業内容	-117
6	収支及び財務の概要	-117
第3	主な事業の検証	-122
1	中小企業・雇用対策推進費造成事業	-122
2	中小企業先進雇用創出モデル事業	-124
3	設備資金貸付事業	-125
4	設備貸与事業	-126
5	償還支援事業	-130
6	企業振興事業	-131
7	企業情報支援事業	-133
8	経営支援事業	-134
9	とくしま市場創造第1号投資事業有限責任組合事業	-136
10	ベンチャー企業創出支援事業	-137
第4	提言	-141
1	公会計のもたらす問題点について	-141
2	人件費について	-141
3	事業のPR, 整理について	-142
4	貸倒処理について	-143
5	設備貸与事業の審査について	-143
6	ベンチャー投資について	-143
第5	おわりに	-144
別表Ⅱ-1		-145
別表Ⅱ-2		-146
別表Ⅱ-3		-147
別表Ⅱ-4		-148
別表Ⅱ-5		-149
別表Ⅱ-6		-151
別表Ⅱ-7		-152

監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査対象

テーマⅠ：過去の包括外部監査の措置状況の検証

テーマⅡ：財団法人とくしま産業振興機構の事業内容・財務事務の検証

（2）監査の対象とした期間

テーマⅠについては、検証対象となる包括外部監査が実施された時（平成11年度から平成13年度まで）から平成18年度までとし、必要に応じて遡及した。

テーマⅡについては平成18年度とし、必要に応じて遡及した。

3 監査を実施した期間

平成19年6月27日から平成20年3月28日まで

4 監査従事者

（1）包括外部監査人

弁 護 士 松 尾 敬 次

（2）包括外部監査人の事務を補助した者

弁 護 士 上 地 大三郎

公認会計士 工 藤 誠 介

公認会計士 藤 原 晃

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

テーマⅠ 過去の包括外部監査の措置状況の検証

第1 はじめに

1 監査テーマ選定の理由

平成11年度から実施されている包括外部監査も、今年で9年目を迎える。この間、歴代の包括外部監査人によって、徳島県の行財政運営に関して貴重な指摘・意見が数多く公表されている。

ところが、包括外部監査人の職務は、包括外部監査結果報告書の提出に留まっており、同報告書における指摘・意見がその後の徳島県の行財政運営にどのように活かされているか、包括外部監査人の意図したところが実現されているか否かについては、必ずしも明らかではない。包括外部監査の制度趣旨は、独立性、専門性を備えた包括外部監査人が監査を実施することによって、行政の公正を確保し、その透明性を向上させ、もって財政の有効性、効率性、経済性を高めることにあるところ、この趣旨を実現するためには、行政や議会が包括外部監査人の指摘・意見を真摯に受け止め、適切に対処することが不可欠である。そのことは、危機的な状況にある徳島県の財政状況を改善することにも寄与するものと考えられる。その意味でも、過去の包括外部監査に対する措置状況を検証する必要性は高い。

そこで、過去の包括外部監査に対する措置状況を監査の対象とすることとした。

2 監査の視点

(1) 過去の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況は、どうなっているか。

ア 措置されたものについては、

(ア) 措置の具体的内容は、どのようなものか。

(イ) 措置を講じたことによって、どのような効果が得られたか。

(ウ) 講じた措置の内容は、十分なものと言えるか。

イ 措置されていないものについては、

(ア) その理由は何か。

(イ) 措置しないことに合理的な理由はあるか。

(2) 包括外部監査の実効性を確保するための方策は何か。

(3) 措置状況の公表のあり方はどうあるべきか。

3 監査対象

(1) 基本的には、平成11年度から平成13年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況を監査対象とした。ただし、

ア 県立病院事業（平成12年度）については、指摘・意見の多くは会計処理上の技術的な問題（原価計算に関する問題）や資産（棚卸資産、固定資産）管理上の技術的、手続的な問題であることから、他の部局との共通性が見られる診療報酬未収金（報告書第4の4）と委託契約（報告書第4の6）に監査対象を限定することとした。

イ 出資団体の運営（平成12年度）については、現状の紹介に過ぎず、具体的な指摘・意見は見当たらないことから、監査の対象外とした。

ウ 港湾等整備事業特別会計（平成13年度）については、貸借対照表や損益計算書の必要性、企業会計導入の必要性、事業実績の把握や適正な事業計画・収支計画の立案の必要性等を指摘するものであり、内容が抽象的であるとともに、抜本的な改善を必要とするものも多いことから、監査の対象外とした。

(2) 従って、本監査においては、①未収金（県立病院事業の診療報酬未収金を含む。）（平成11年度、平成12年度）、②県立病院事業における委託契約（平成12年度）、③補助金（平成13年度）を監査対象とした。

4 主な監査手続

(1) 監査対象とした事項の包括外部監査結果報告書を踏まえて、当監査人において過去の包括外部監査における指摘・意見の内容を整理した。

(2) 措置状況管理台帳を見て措置状況を確認するとともに、関係部局に対して文書照会を行ったり関係資料の提出を求めたりし、必要に応じてヒアリングを実施した。

注) 以下の記述において、過去の包括外部監査結果報告書を引用する場合には、「平成〇〇年度〇〇頁」などと略記する。

第2 未収金（県立病院事業の診療報酬未収金を含む。）（平成11年度，平成12年度）

1 包括外部監査での指摘・意見と，それに対する措置状況の概要

平成11年度及び平成12年度の包括外部監査結果報告書に基づき，包括外部監査での指摘・意見の内容を整理した上で，監査対象部局に対して措置状況等を照会した結果は，「措置状況一覧表（未収金）」（別表Ⅰ－1）記載のとおりである。以下，項目毎に適宜，分類した上で，当監査人の意見を述べることとする（なお，以下の記述において，「措置状況一覧表（未収金）」を引用する場合には，「一覧表〇〇」などと記載する。）。

（1）貸付手続等

ア 審査（一覧表30，31，60，69）

（ア）指摘・意見の内容

- a 連帯保証人については，その保証能力に疑問のあるものがあつた（一覧表30，平成11年度62頁）（母子及び寡婦福祉資金貸付金）。
- b 明らかに事業計画に無理があるものや，当該事業に対する経験が少なく，事業の成功の見込みについて疑問があるものがある。新規事業への貸付や事業拡張のための貸付は慎重に行う必要がある（一覧表31，平成11年度62頁）（母子及び寡婦福祉資金貸付金）。
- c 第1回の償還時から未収金が発生し，あるいは融資対象事業そのものが開始されていなかったものがある。企業診断，審査の手続が適切さを欠いていたものと思われる（一覧表60，平成11年度86頁）（中小企業高度化資金貸付金）。
- d 連帯保証人の徴求にあたって，会社役員のみではなく，社外からの連帯保証人をとっておく配慮が必要と思われる（一覧表69，平成11年度93頁）（特定事業移転促進資金貸付金）。

（イ）措置の内容（前記（ア）のa，b，c，dに対応する措置の内容を，それぞれ以下のa，b，c，dで記載している。以下の記述においても同様である。）

- a すでに行っている所得状況の確認に併せて，面接，訪問調査等により資産状況を把握する措置を講じた（一覧表30。ただし，所管課の説明によ

れば、資産状況の把握は指摘を受ける以前から行っており、貸付後の償還指導に活かしていたとのことである。)

b 事業計画について、中小企業診断士による経営診断を受けることを義務づけるとともに、その診断結果に基づき、審査部会において慎重に審査する措置を講じた(一覧表31)。

c 今後は更に慎重に診断を実施するとともに、債権管理上、遺漏のないよう手続を進めることとした(なお、平成14年度以降の貸付実績はない。)(一覧表60)。

d 今後の貸付にあたっては、社外からの連帯保証人をつけることとした(ただし、本件貸付以降、貸付けは行っていない。)(一覧表69)。

(ウ) 監査結果・意見

a, b, dについては、審査手続について具体的な改善策が講じられており、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

他方、cについては、審査手続(診断方法等)について具体的な改善策が講じられたとは認め難い。これでは、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられたとは評価できない。

イ 契約手続(一覧表29, 38~41, 52~58)

(ア) 指摘・意見の内容

a 借用書への署名押印は福祉事務所で行っておらず、保証人本人が署名押印しているか不明である(一覧表29, 平成11年度61~62頁)(母子及び寡婦福祉資金貸付金)。

b 公正証書では、債権者たる徳島県の代理人と債務者及び連帯保証人の代理人とが、ともに県職員(ただし別人)になっているが、後者は債務者あるいは連帯保証人の側からの者をもってあてべきである(一覧表38, 52, 平成11年度76~77頁, 85頁)(中小企業設備近代化資金貸付金, 中小企業高度化資金貸付金)。

c 公正証書以外には金銭消費貸借契約書類は作成しておらず、保証承諾書等の連帯保証契約書類も作成していない。今後においても金銭消費貸借契約文書を公正証書のみとするのであれば、公正証書作成嘱託委任状における委任事項の記載は、公正証書の内容と完全同一とすべきである(一覧表

39, 53, 平成11年度76～77頁, 85頁) (中小企業設備近代化資金貸付金, 中小企業高度化資金貸付金)。

- d 公正証書作成嘱託委任状の本文中の連帯保証人欄には連帯保証人某外○名とのみ記載されており, 連帯保証人全員の具体的な氏名特定がない(一覽表40, 57, 平成11年度77頁, 86頁) (中小企業設備近代化資金貸付金, 中小企業高度化資金貸付金)。
- e 公正証書作成嘱託委任状や連帯保証承諾書について, 複数人の署名が同一人の筆跡によると思われるものがあった(一覽表41, 55, 58, 平成11年度77～78頁, 85頁, 86頁) (中小企業設備近代化資金貸付金, 中小企業高度化資金貸付金)。
- f 連帯保証承諾書に貸借条件(借入金額, 利息, 遅延損害金, 償還方法等)が全く記載されておらず, 連帯保証契約の内容を特定しないままで保証約定書を作成させる書式になっている(一覽表54, 平成11年度85頁) (中小企業高度化資金貸付金)。
- g 連帯保証人及び担保物件提供者(抵当権設定者)の作成する保証約定書及び公正証書作成嘱託委任状への署名押印が, 連帯保証人及び物件提供者本人によってなされたことを証明する保証意思確認書類を作成していない(一覽表56, 平成11年度85～86頁) (中小企業高度化資金貸付金)。

(イ) 措置の内容

中小企業設備近代化資金貸付金については, 平成11年度末をもって廃止されているので措置の対象外とされているが, それ以外については以下の措置が講じられている。

- a 職員の面前で署名押印を求めることとした(一覽表29)。
- b 債務者及び連帯保証人の代理人は, 債務者あるいは連帯保証人の側からあてることとした(一覽表52)。
- c 公正証書と併せて金銭消費貸借契約書を作成することとし, 公正証書作成嘱託委任状の委任事項の記載と公正証書の内容を一致させることとした(一覽表53)。
- d 公正証書作成嘱託委任状本文中の貸借条件の連帯保証人欄に連帯保証人

全員の氏名を記載することとした（一覧表５７）。

e 目前署名を実施することとし（一覧表５８），各連帯保証人の署名を確認した（一覧表５５）。

f 連帯保証承諾書に金銭消費貸借契約書の写しを添付することにより，貸借条件の記載に代えることとした（一覧表５４）。

g 公正証書を作成する場合は，公正証書作成囑託委任状とは別に，連帯保証承諾書を徴求することとした。また，抵当権を設定する場合，登記承諾書を徴求するとともに，抵当権設定契約証書の「連帯保証人兼担保提供者」欄に署名押印を求めることとした（一覧表５６）。

（ウ）監査結果・意見

いずれについても具体的な改善策が講じられており，指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

ただ，特に中小企業設備近代化資金貸付金や中小企業高度化資金貸付金については，法律的な不備が多く指摘されており，契約手続の適正を確保するための体制が十分ではないことが窺われるが，そこまで踏み込んだ改善策が講じられているとは言い難い。

もっとも，中小企業設備近代化資金貸付金については，平成１１年度末をもって廃止されている。また，中小企業高度化資金貸付金については，独立行政法人中小企業基盤整備機構が都道府県向けに貸付マニュアルを作成しているので，今後はこれを活用し，契約手続の適正を確保することに努めるべきである。

ウ 身元引受書の記載（一覧表７９）

（ア）指摘・意見の内容

身元引受書の用紙に身元引受人は入院者と同一の生計を営まない者とする旨の注記をしてある病院があるが，徳島県病院事業管理規則ではこのような制限はしていない（一覧表７９，平成１２年度６４～６５頁）（診療報酬未収金）。

（イ）措置の内容

規則どおりの様式に改めた（一覧表７９）。

（ウ）監査結果・意見

指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

(2) 徴収・回収手続

ア 督促（一覧表１６～１７，１９～２０，２５，３２～３４，４９，６１，６６，７０，７５～７８，８０～８２）

(ア) 指摘・意見の内容

- a 文書による督促は年１回，１年分をまとめて行っているが，金額が大きくなならないうちに督促を行うことが滞納発生を防ぐ有効な方法と思われる。また，電話による督促を行うかどうかの判断基準が明瞭ではなく，誰がいつ電話をかけたのか，どのようなやり取りがあったのかも文書に記載されていない（一覧表１６，１７，平成１１年度４０頁）（児童福祉施設入所者負担金）。
- b 保護廃止世帯には，毎月納付書を送付するほかは年１回の督促状を送付するのみで，その他の手続は行っていないが，電話，訪問等による督促手続が必要である。また，返納金発生後に離婚したケースでは，収入申告漏れ（元妻）に対してのみ納付書が発行されていたが，世帯主であった元夫にも納付を請求する必要がある（一覧表１９，２０，平成１１年度４６頁）（生活保護費返納金）。
- c 年１回の文書による督促のみでは，未収金の徴収手続としては不十分である（一覧表２５，平成１１年度５１頁）（児童扶養手当返納金）。
- d 返済事実の有無についての争いのある者で，督促状の発送が好ましくないと判断される者については督促を行わないとされるが，その実質的判断が母子相談員及び担当職員に委ねられているなど，母子相談員による返済指導の作業手順はマニュアル化されておらず，母子相談及び担当者の判断で行われている。また，連帯保証人に資力が十分であると判断できるにもかかわらず，請求をしていないケースがあるなど，連帯保証人への取立てはほとんど行われていない（一覧表３２～３４，平成１１年度６２～６４頁）（母子及び寡婦福祉資金貸付金）。
- e 遅延損害金の総額が残元金の完済時まで調定されず，債務者らには遅延損害金額が分からない。債務者らへの請求の際には，その時点までに発生している遅延損害金額を明示すべきである（一覧表４９，６６，平成１１

年度８９頁）（中小企業設備近代化資金貸付金，中小企業高度化資金貸付金）。

f 連帯保証人への長期にわたる請求催告の欠如がある（一覧表６１，平成１１年度８６～８７頁）（中小企業高度化資金貸付金）。

g 連帯保証人に対する請求はなされていない。連帯保証人の収入及び財産を調査し，資力を有する者に対して弁済を強く要求すべきである（一覧表７０，平成１１年度９２～９３頁）（特定事業移転促進資金貸付金）。

h 延滞金については，滞納者が生活困窮者であるとして請求，徴収をしていないが，家賃滞納と収入額との間に関連性はなく，特に収入未申告者の場合には延滞金を併せて請求すべきである（一覧表７５，平成１１年度１１３頁）（県営住宅家賃）。

i 家賃滞納の発生後には滞納者のみならず連帯保証人にも請求すべきである（一覧表７６，平成１１年度１１３頁）（県営住宅家賃）。

j 未収発生後において敷金滞納者への督促通知をなすかどうか，なすとしてもどのような方法で行うかは特に定めがない（一覧表７７，平成１１年度１１６～１１７頁）（県営住宅敷金）。

k これまで連帯保証人に対して支払請求をした例はない（一覧表７８，平成１１年度１１７頁）（県営住宅敷金）。

l これまでの請求においては身元引受人に対する請求はなされたことはない。また，未収金にかかる患者が死亡している場合において，相続人に支払能力があると思われるケースもあり，相続債務者を確定した上で請求すべきである。さらに，患者以外で支払能力があると思われる者が未収金発生後に債務引受人となり分納誓約書を作成しているのに，この債務引受人に対する請求をしないままで，患者に対する請求のみを続けて時効としたケースがある（一覧表８０～８２，平成１２年度６４～６６頁）（診療報酬未収金）。

（イ）措置の内容

a 家庭相談員等による償還指導を強化するとともに，「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」を作成した（一覧表１６），基本的に全ての家庭に電話督促を行うこととしており，また，「児童福祉施設入所者負担金

徴収マニュアル」に基づき、電話による催告について指導記録票に記録することとしている（一覧表17）。

- b 不正受給の防止、債権管理の方法等を定めた「生活保護返納金事務処理マニュアル」を作成した（一覧表19, 20）。
- c 家庭相談員等による償還指導を強化し、さらに「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」を作成し、返納指導についての事務手続を定めた（一覧表25）。
- d 「母子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」を作成し、督促状の発送についての処理基準を明確にした。また、連帯保証人の責任のリーフレットを作成し、全保証人に送付するとともに、償還残額をお知らせすることとした（一覧表32～34）。
- e 督促文書等により請求する際、元利金残高とあわせてその時点の違約金又は所定の率による違約金が発生していることを明示することとした（一覧表49, 66）。
- f 連帯保証人への支払請求を行うなど、長期にわたる請求催告に欠如のないよう対応することとした（一覧表61）。
- g 連帯保証人に返済の請求をした（一覧表70）。
- h 特段の措置は講じられていない。その理由については、未収家賃の早期解決が最優先課題であること及び事務効率といった点などを考慮したなどと説明されている（一覧表75）。
- i 3か月分以上滞納者の連帯保証人に対して督促を実施した（一覧表76）。なお、所管課の説明によれば、「県営住宅及び借上公共賃貸住宅家賃納付指導事務処理基準」を作成し、それに基づいて督促等を実施しているとのことである。
- j 滞納者に対し、文書通知により定期的に督促を実施することとした（一覧表77）。
- k 特段の措置は講じられていない。その理由としては、現敷金台帳（公営住宅電算システム）に連帯保証人が納付した敷金を管理する機能がなく、将来における連帯保証人への還付事務が困難な場合が考えられるなどと説明されている。なお、今後は、連帯保証人に対する滞納者への納付指導依

頼を行い、滞納敷金の解消を図ることとされている（一覧表78）。

- 1 身元引受人及び連帯保証人に対して請求することとした（一覧表80），相続人を確定し請求することとし，相続人が不明な場合は身元引受人及び連帯保証人に対して請求することとした（一覧表81），支払能力を有する債務引受人がある場合は，当該債務引受人に対して適宜請求することとした（一覧表82）。

（ウ）監査結果・意見

- a 措置の内容として，マニュアルを作成したものや，返納指導についての事務手続を定めるという措置を講じたものが見受けられる（a，b，c，d）。

これらについては，指摘・意見を受けて具体的な改善策を講じているという点では，一定の評価はできる。しかし，督促に関して言えば，

- （a）「必要に応じて電話による催告を行う」，「文書や電話による催告などを行ったにもかかわらず納入しない者に対して直接滞納者宅を訪問し，納付指導を行う」（児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル）
- （b）「必要に応じて，文書催告，電話催告，訪問徴収，呼び出し等を平行して行う等，誠実に履行するよう催告する」（生活保護返納金事務処理マニュアル）
- （c）「納期限までに返納のない債務者に対しては，期限を定め督促状……を送付する」，「督促にもかかわらず，納付のない者については，電話，手紙及び訪問等による催告を行う」，「消滅時効の期限が近づいたものについては，……『時効中断』の手続を行う」（児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領）
- （d）「償還期日までに納入しないときは，督促状を送付する」，「督促状を送付したにもかかわらず，納入しない場合は，速やかに訪問，電話，文書等により納入督促を行う」，「滞納金額は僅かでも放置すれば長期滞納につながるケースがあるので，速やかに，また繰り返し督促を行う必要がある」，「定期的に訪問を実施する」，「借受人等が償還の意思を示さない場合は，連帯保証人に対して，償還指導を依頼する」（母子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル）

などと定められているものの、督促の具体的な時期や方法が必ずしも明確になっているとは言い難い。

この点、所管課からの説明によれば、①催告状を送付した後、納入のない滞納者には、全員に対して電話による催告を行っている（児童福祉施設入所者負担金）、②生活保護受給中の者については、生活状況の確認のために定期的に訪問する際に督促している（生活保護費返納金）、③督促状は毎年2月に送付している（児童扶養手当返納金）、④マニュアルとは別に月間スケジュールや年間スケジュールを策定し、それに基づいて督促等を実施している（母子及び寡婦福祉資金貸付金）など、具体的な基準を設けて督促等を実施している例も散見される。しかし、これらの基準がマニュアルや事務取扱要領に明記されていない場合もあるため、担当者が交代すれば取扱いが変更される可能性がある。また、具体的な基準を設けていないものについては、督促の具体的な時期や方法が担当者の判断に委ねられているため、担当者によって取扱いに差が生じる可能性がある。これでは、マニュアルや事務取扱要領を作成する意味が乏しいと言わざるを得ない。

従って、未収金についての組織的、統一的な対応を可能にするために、マニュアルや事務取扱要領に督促の時期や方法に関する具体的基準を明記すべきである。この点、母子及び寡婦福祉資金貸付金については、母子寡婦福祉資金貸付金業務電子計算処理マニュアルにおいて帳票出力時期を明記し、出力時期が到来すればホストコンピュータから帳票が出力されるというシステムを構築して、機械的、画一的な処理を行っており、参考にされるべきである。

- b また、措置の内容として、①督促を実施した（あるいは今後、実施することとした。）（f, g, i, j, l）、②連帯保証人の責任のリーフレットを作成し、全保証人に送付するとともに、償還残額をお知らせすることとした（d）、③督促にあたりその時点での違約金の額も明示することとした（e）という措置を講じたものも見受けられ、それによって一定の成果が得られたものもある（一覧表33, 70, 76, 77）。

これらについても、指摘・意見を受けて具体的な改善策を講じていると

いう点では、一定の評価はできる。しかし、これらの取組みについては、その場限りのものに留めるのではなく、今後も継続して行っていくことが必要である。

- c 他方、指摘・意見に対して何らの措置も講じていないものも見受けられる（h, k）。

ただし、これらについては所管課の説明にも頷ける点があり、措置を講じないことにも一定の合理的な理由があると思われるので、そのこと自体は不当とは言えない。

- イ 法的手段（強制執行等）（一覧表1～4, 13～15, 18, 45, 46, 62, 71～74）

（ア）指摘・意見の内容

- a 差押え日が納期限より2年以上経過しているものや、参加差押え日が納期限より10年以上経過しているものがあり、適時における差押え手続が望まれる（一覧表1, 平成11年度18～19頁）、自動車税について、差押え可能な財産があるのに差押えをしていないケースがあった（一覧表4, 平成11年度24頁）、差押えを行う場合には、滞納者の資産、生活等の実態を十分に把握した上で、その時機を失することのないように留意する（一覧表13, 平成11年度33頁）（県税）。

- b 長期間にわたり滞納者の財産を差押え状態のまま放置することのないよう、不動産の公売手続をマニュアル化すべきである（一覧表2, 平成11年度19頁）、長期間差し押えたままの財産については、換価価値の再検討を行った上、換価促進、差押え換え及び滞納処分の執行停止等の処理を行うことにより整理の完結を期す（一覧表14, 平成11年度34頁）（県税）。

- c 滞納者の給与について給与所得の年度、扶養者数等についての調査結果の記載がないものが多く、電話加入権については名義が本人のものかどうか記載がないものもあり、差押え可能性についての調査が十分でないケースがある（一覧表3, 平成11年度24頁）（県税）。

- d 滞納処分を免れるため自己の財産を隠蔽している滞納者等に対しては、国税徴収法上の搜索、地方税法上の第二次納税義務の適用等あらゆる方策

を講じる（一覧表１５，平成１１年度３４頁）（県税）。

- e 滞納者の財産調査を行い，その結果，強制執行で徴収できる財産があるにもかかわらず強制執行をしないのであれば，その合理的な理由を個々の滞納者毎に明らかにする必要がある（一覧表１８，平成１１年度４１頁）（児童福祉施設入所者負担金）。
- f これまで公正証書の期限の利益喪失条項が適用されたことはなく，公正証書を用いて強制執行を行ったことも一度もない（一覧表４５，４６，平成１１年度７８～７９頁）（中小企業設備近代化資金貸付金）。
- g 債務者が倒産した後の連帯保証人に対し，公正証書に基づく差押等強制手段を用いたことがないが，直ちに請求をなし取立手続に着手すべきである（一覧表６２，平成１１年度８７頁）（中小企業高度化資金貸付金）。
- h 公正証書に期限の利益喪失条項及び強制執行受諾文言があるにもかかわらず，これまで期限の利益喪失の請求や強制執行は行われていない（一覧表７１，７２，平成１１年度９２頁）（特定事業移転促進資金貸付金）。
- i 条例では家賃３か月以上滞納したときは明渡しを請求することができる」とされているが，県の対応基準は３６か月分以上又は１００万円以上の滞納者に対して初めて明渡し請求をすることとなっている（一覧表７３，平成１１年度１１１～１１２頁），収入未申告者の中には賃貸借条件としての収入月額を大幅に上回る収入を得ている者がいることも思慮されるので，家賃を滞納する収入未申告者に対しては早期に契約を解除して，住宅の明渡しを請求すべきである（一覧表７４，平成１１年度１１３頁）（県営住宅家賃）。

（イ）措置の内容

- a 特段の措置は講じられていない。その理由としては，①徴収職員は滞納処分票受け入れ直後から滞納者と納税交渉を行い，同時に財産調査等も実施し，個々の滞納事案に応じて各徴収職員の適切な判断の下，差押えを行っている（一覧表１），②差押えは納税交渉を重ねた結果，税金を納めない者に対して最終手段として行うものであり，差押えをしなければならないケースは当然差押えをしている（一覧表４），③滞納が発生した場合には早期の財産等調査を行い，滞納処分に遅れが生じないように努めている

(一覽表13)との説明がなされている。

- b 特段の措置は講じられていない。その理由としては、①全般的な不動産の公売手続については、国税庁の「換価事務提要」に記載されており、また、本県における公売実例を公売経験者が収税職員に実例研修を行い、公売知識の普及に努めている、事例の内容が多岐にわたるため、これに対応できる公売マニュアルの策定は困難である(一覽表2)、②長期間差し押さえている不動産については、換価価値の再検討や差押財産の再調査を行った上で、換価、差押え換え、滞納処分の執行停止等の処理を行っており、不動産以外の差押財産についても、より換価可能な財産の発見に努めるよう定期的に調査を行っている(一覽表14)との説明がなされている。
- c 滞納整理の促進を図るため、徴収マニュアルを十分に活用して的確な処理に努めており、滞納処分票に必要十分な記載がなされるよう徹底を図った(一覽表3)。
- d 特段の措置は講じられていない。その理由としては、悪質な滞納者へは、税の原点である負担の公平を図り税務行政の信頼を得るためにも、あらゆる方策を講じて厳正な態度で取り組んでいるとの説明がなされている(一覽表15)。
- e 滞納者ごとに滞納理由を分類し、債権の性質を把握することとした(一覽表18)。
- f 延滞等が発生した場合は適切な措置を講じる(一覽表45)、時効期限の迫っている貸付先に対して公正証書に基づく強制執行を行う(一覽表46)こととし、具体的には期限の利益喪失条項の適用例(平成18年度)及び預貯金の差押えの事例(平成15～16年度)が各1件ある(一覽表45, 46)。
- g 該当する貸付案件については、債権者・債務者集会を開き、連帯保証人に対し請求するなど、取立手続に着手した(一覽表62)。ただし、所管課の説明によれば、債権者・債務者集会では連帯保証人等との償還交渉を行い、支払意思を示した者に対しては納付書を発行しているものの、強制執行を行った例はないとのことである。
- h 平成15年6月30日に期限の利益を喪失させ、繰上償還請求を行った

（一覽表 7 1）が、強制執行については特段の措置は講じられていない。その理由としては、所管課からは、債務者の償還能力が乏しく、連帯保証人のうちの一部の者が所有する土地建物には抵当権が設定されていて資産価値がないことから、強制執行をしても回収可能性は乏しく、平成 15 年度以降は債務者から償還が再開されていることから、強制執行を行っていないとの説明がなされている（一覽表 7 2）。

- i 「県営住宅及び借上公共賃貸住宅家賃納付指導事務処理基準」を定め、納付指導の頻度、対象等を見直すとともに、契約解除及び明渡し請求についても選定対象範囲を拡大する（具体的には、12 か月分以上又は 30 万円以上滞納した者の中から選定する。）等の措置をとった（一覽表 7 3）、収入未申告者に対しては、申告指導を含めて納付指導を行うとともに、契約解除及び明渡し請求に際しても重点的に取り扱うこととした（一覽表 7 4）。なお、所管課の説明によれば、「12 か月分以上又は 30 万円以上滞納した者」の中からの選定基準としては、収入未申告者を第一順位に掲げ、その他は判定会議において具体的に列挙した諸状況を総合的に勘案して選定している（県営住宅及び借上公共賃貸住宅家屋明渡し・家賃支払請求訴訟事務処理要領参照）とのことであった。

（ウ）監査結果・意見

- a 措置の内容として、期限の利益喪失、公正証書に基づく強制執行、債権者・債務者集会の開催、契約解除及び明渡し請求の選定対象範囲の拡大などの措置を講じたものが見受けられる（f, g, h, i）。

これらについては、指摘・意見を受けて具体的な改善策が講じられており、一定の評価はできる。しかし、

- （a）期限の利益喪失（中小企業設備近代化資金貸付金。一覽表 4 5）については、小規模企業者向けの公的融資制度であるなど考慮すべき点はあるが、未だ適用例が 1 件しかないなど、十分に活用されているとは言い難い。
- （b）公正証書に基づく強制執行（中小企業設備近代化資金貸付金。一覽表 4 6）については、対象が「時効期限の迫っている貸付先」に限定されており、適用例も未だ 1 件しかないなど、十分に活用されているとは言

い難い。

(c) 債権者・債務者集会（中小企業高度化資金貸付金。一覧表6 2）については、任意償還を求めて協議を続けているとのことであるが、指摘・意見を受けてから7年以上が経過していることからすると、その対応が緩慢であるとの印象を拭えない。

(d) 期限の利益喪失（特定事業移転促進資金貸付金。一覧表7 1）については、平成10年度以降、全く償還がなされない状態が続いていたにもかかわらず、期限の利益喪失を請求したのは包括外部監査の指摘・意見を受けてから3年以上も経過した平成15年6月30日のことであって、その対応が緩慢であるとの印象を拭えない。

(e) 契約解除及び明渡し請求（県営住宅家賃。一覧表7 3，7 4）については、対象が「12か月分以上又は30万円以上滞納した者の中から選定する」と限定されている。

ことなどからすれば、措置の内容としては必ずしも十分とは言えない。

b 措置の内容として、滞納者ごとに滞納理由を分類し、債権の性質を把握することとしたというものが見受けられる（e）。

所管課の説明によれば、滞納理由としては生活困窮が大半である上に、児童福祉の観点からも強制執行にはなじまないとのことであるが、このような意見にも頷ける点があり、その意味では強制執行を行わないことにも一定の合理的な理由がないとは言えない。

ただし、少数ではあるが、支払能力がありながら納付意思のないような悪質な事例も見受けられるところ、そのような事例については強制執行を検討すべき場合もあるように思われる（なお、東京都では平成18年度から2年間に限定して、試行的に主税局で強制徴収を実施しているとのことである。）。

従って、今後は、個々の滞納者の滞納理由を検討するに留まらず、その検討結果を踏まえ、滞納者の対応や資産・収入の状況等をも考慮し、強制執行の可否を検討すべきである。

c 措置の内容として、徴収マニュアルを十分に活用して的確な処理に努めているというものが見受けられる（c）。

徴収マニュアルは、指摘・意見を受けるよりも前（平成11年6月3日）に作成されたものであるが、その内容を見ると、担当者が直面することが予想される問題や、それに対する対処方法が具体的に記載されているなど、活用しやすいものとなっている。従って、徴収マニュアルを十分に活用するという事自体については、特に異論はない。

ただ、平成11年度の包括外部監査では、財産調査結果の滞納処分票への記載漏れが指摘されているところ、これについては職員への指導を徹底するなど職員の注意喚起を行うに留まっており、記載漏れという人為的なミスを防ぐための具体的な改善策は示されていない。この点については、例えば滞納処分票に必ず記載すべき事項を列挙し、その記載欄を設けるなど記載内容を定型化し、記載漏れが生じないよう滞納処分票の様式を改めることも検討すべきである。

d 他方、指摘・意見に対して何らの措置も講じていないものも見受けられる（a, b, d, h）。

このうち県税については、所管課からの説明によれば、差押えまでに時間を要していることや、余り公売が行われていないことについては、相応の理由（差押えに至るまでの経過、対象不動産の換価価値等）があるとのことであり、税務課と包括外部監査人との見解の相違と思われる点も見受けられる。また、指摘・意見の内容が抽象的であり、性質上、措置を講じることが困難なものもある。その意味では、措置をしないことにも一定の合理的な理由があると思われるので、そのこと自体は不当とは言えない。

また、特定事業移転促進資金貸付金については、所管課からの説明によれば、強制執行をしても回収可能性は乏しく、平成15年度以降は債務者からの償還が再開されていることから、強制執行を行っていないとのことである。このような判断は、当監査人としても理解し得るところである。その意味では、措置をしないことにも一定の合理的な理由があると思われるので、そのこと自体は不当とは言えない。

ウ その他（一覧表42, 59）

（ア）指摘・意見の内容

中小企業近代化資金等償還準備金の積立は、債務者が支払期日前において

償還金額の支払いをするのと同様になり、債務者から期限の利益を実質的に奪う側面があることに注意すべきである（一覧表４２，５９，平成１１年度７８頁，８６頁）（中小企業設備近代化資金貸付金，中小企業高度化資金貸付金）。

（イ）措置の内容

特段の措置は講じられていない。その理由としては、本システムへの参加不参加は債務者の任意となっており、また、最初に手形を振り出せば、あとは口座残高に注意していれば債務者は自動的に支払いができるというメリットもあるとの説明がなされている（一覧表４２，５９）。

（ウ）監査結果・意見

このような取扱いについては、債権者、債務者の双方にメリットがあると言える（債務者にとっては、一度に多額の資金を準備する困難さを緩和することができる。）ので、債務者の任意の協力を得て実施される限り、特に問題視する必要はないと考える。その意味では、措置をしないことにも一定の合理的な理由があると思われるので、そのこと自体は不当とは言えない。

（３）債権管理

ア 記録・管理方法（一覧表５～７，９，４８，６５，８３，８４）

（ア）指摘・意見の内容

- a 大口金額の滞納ケースで、滞納発生直後における財産調査の資料が存在しないものがあったが、滞納額の大きさから考えれば記録手続に工夫すべき余地があると思われる（一覧表５，平成１１年度２０頁）（県税）。
- b 滞納処分票の記載内容、方法がマニュアル化されておらず、担当者による記載内容等が統一されていないため、内容を把握しづらい（一覧表６，平成１１年度２４頁）（県税）。
- c 自動車税について、管理監督者による１件ごとの滞納処分票のチェックは行っていない（一覧表７，平成１１年度２４頁）（県税）。
- d 資力回復状況等の調査書について、調査結果の記載欄のスペースが不十分であり、記載内容も具体的でない。調査日、調査場所、調査結果を具体的に記録して、調査内容を事後の担当者が容易に引き継げるようにすべきである（一覧表９，平成１１年度２２頁）（県税）。

- e 貸与後における督促手続及び償還状況を債権管理カードなどで時系列的に記録するシステムが取られておらず、債権管理がしづらい体制になっている。債権管理カードの様式を統一し、日時及び担当者を明示した上で、債務者らとの交渉及び協議内容を記録するようにすべきである（一覧表48, 65, 平成11年度88頁）（中小企業設備近代化資金貸付金, 中小企業高度化資金貸付金）。
- f 「未収金患者個人票」には記載事項欄に記録者の氏名表示欄がなく、記事内容についての責任の所在が曖昧である。のみならず、記事記載欄が小さく、具体的事実を記録するのに適していない。また、「未収金整理簿」には患者名の記載はあるが、入院申込者欄あるいは身元引受人欄には氏名が記入されていないため、未収金回収事務の引継を受けた担当者において身元引受人への請求がなされる下地がない（一覧表83, 84, 平成12年度63～64頁）（診療報酬未収金）。

（イ）措置の内容

- a ごく一般的な説明がなされているに留まり、指摘のあった記録手続の改善については特段の措置は講じられていない（一覧表5）。ただし、所管課の説明によれば、本来であれば財産調査を実施し、記録も残すという取扱いになっているが、指摘の事案については記録を残すという取扱いを徹底しているとのことである。
- b 容易にその内容を把握できるよう、より一層「明確・簡潔」な記載に努めることとした（一覧表6）。なお、所管課の説明によれば、徴収マニュアルには滞納処分票の記載例も掲載されており、記載内容に関するトラブルも生じていないとのことである。
- c 管理監督者による1件ごとの滞納処分票のチェックを行い、進行管理に努めることとした（一覧表7）。
- d 調査結果記載欄のスペースを確保するとともに、滞納処分の執行停止について内容把握が容易にできるよう記載要領も定めた（一覧表9）。
- e 未収金の発生している企業に係る個別ファイルの内容を時系列に整理することとした（一覧表48）、従来からある債権管理台帳の内容を整備するとともに、関連資料についても台帳にあわせて整理することとした（一

覧表65)。

- f 未収となった患者個人負担分の収益について、債権の発生状況、内容、金額及び督促の状況等について記録するとともに、記事の記録者について表示し、記事内容の責任所在を明らかにすることとした。また、所定様式の中に身元引受人及び連帯保証人の氏名・連絡先等を記載することとした(一覧表83, 84)。

(ウ) 監査結果・意見

- a 措置の内容として、記録手続を改めたというものが見受けられる(d, e, f)。これらについては、指摘・意見を受けて一応の措置が講じられており、一定の評価はできる。

ただし、資力回復状況等の調査書(d)については、その現物を確認したところ、スペースが確保されているだけで、何をどこまで記載するかが明らかになっているとは言い難い。これについては、例えば具体的な調査項目、調査方法及び添付資料を列挙し、それをチェックする欄を設けておけば、記載内容の統一が図られ、調査にも遺漏がなくなると思われる。

また、未収金の発生している企業に係る個別ファイルや債権管理台帳(e)については、その現物を確認したところ、確かに時系列に沿って整理されているものの、個別ファイルについては関係資料が雑然と綴られている状態であって内容を把握することが容易ではなく、債権管理台帳については償還状況の記載がなされていない。これについては、例えば交渉や調査の過程で入手した資料は内容毎に分類して編綴し、債権管理台帳にも「資料〇〇参照」という形で引用して債権管理台帳の記載と資料との対応関係を明確にするなど、担当者が従前の交渉や調査の経過等を容易に把握できるよう整理方法を工夫すべきである。

その意味では、指摘・意見の趣旨が十分に実現されたとは言い難く、なお記録手続に改善すべき余地があると思われる。

- b 措置の内容として、記録を残すという取扱いを徹底することとしたとか、より一層「明確・簡潔」な記載に努めることとしたというものが見受けられる(a, b)。

これらについては、措置の内容としては抽象的であるとの感を拭えない。

ただし、そもそも指摘・意見の内容自体が抽象的であり、指摘のあった事案を除き、従前の取扱いに格別問題があったとも認められないので、この程度の措置に留まっていることが不当とは言えない。

c cについては、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

イ 調定方法（一覧表23，50，67）

（ア）指摘・意見の内容

a 分納により分割返済するもののうち、徴収可能性が高く、返済期間が10年を超えないものについては、一旦債権全額を一括調定した後に調定額を全額にわたり減額して、各返済期限における分割返済額に合わせた金額を調定（分割調定）しているが、この方法では簿外となる債権が発生するため、債権管理面からは好ましくない。債権全額の調定ができないのであれば、債権残高を別途管理する方法を用いる必要がある（一覧表23，平成11年度46～47頁）（生活保護費返納金）。

b 発生済遅延損害金を元金とともに調定するのが望ましい（一覧表50，67，平成11年度89頁）（中小企業設備近代化資金貸付金，中小企業高度化資金貸付金）。

（イ）措置の内容

a 債権管理の方法について事務処理マニュアルを作成した（一覧表23）。ただし、債権管理マニュアルには、調定の方法として「分割延納を認める場合は、債権（返還金等）の総額について調定するのではなく、分割納付されるべき債権の額についてその納期到来ごとに調定する。債権の全額を一括調定した後に分割延納を認める場合は、一括調定した歳入を減額調定した上で、分割納付されるべき債権の額についてその納期到来ごとに調定する。」との記載がある。所管課の説明によれば、このような取扱いをする理由としては、「債権全額の調定をすれば、納入通知書に債権の全額を記載する必要があるが、分割納付の方が支払いを受けられやすい場合もあり、その場合、納入通知書の記載に合わせるために分割調定としている。その場合でも、債権残高については債権管理台帳で管理している。」とのことである。

b 特段の措置は講じられていない。その理由としては、「すべての発生遅延損害金を調定すれば、事実上収入不可能な遅延損害金を発生させる。また、自治省からも『未収金となることが明らかな場合に、あえて調定する必要はなく当該遅延損害金の回収が確実となった時点で調定すれば遅延損害金は徴収できる。』との回答を得ている。遅延損害金の未調定問題は、他部局の事業にも関わる問題であることから、全庁的な合意が得られるまでは、今後とも収入調定で対応したい。」と説明されている。

(ウ) 監査結果・意見

いずれについても指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられているとは言えない。

しかし、aについては、徳島県会計規則13条5項で「歳入徴収権者は、歳入を分割して収入しようとするときは、納付期限の到来するごとに、当該納付期限に係る金額について調定しなければならない。」と規定されており、所管課の取扱いも同規定に基づくものであると考えられる。そして、債権残高については別途、債権管理台帳で管理されており、債権管理に遺漏が生じているわけではない。その意味では、措置をしないことにも合理的な理由があると思われるので、そのこと自体は不当とは言えない。

また、bについては、遅延損害金を調定することの当否（特に、徴収・回収可能性の乏しい場合）は見解の分かれるところと思われる。その意味では、措置をしないことにも一定の合理的な理由があると思われるので、そのこと自体は不当とは言えない。ただ、「全庁的な合意が得られるまでは、今後とも収入調定で対応したい。」とあるものの、全庁的に議論がなされた形跡は窺われない。例えば、遅延損害金を調定した上で、通常の貸付金、未収金とは区別して表示するという方法も考えられるのであって、このような指摘がなされている以上、結論はともかく、少なくとも検討を行った上で、その検討結果が明らかにされるべきである。

ウ 資産調査（一覧表8，36）

(ア) 指摘・意見の内容

a 滞納処分の実行停止期間中、少なくとも年1回は資力回復状況等の調査を行うこととされているが、現実には預金状況の調査が行われていない

(一覽表 8, 平成 11 年度 21~22 頁) (県税)。

- b 貸付後において債務者及び連帯保証人の資産調査が行われておらず、債権の回収可能性について検討が行われていない(一覽表 36, 平成 11 年度 64 頁) (母子及び寡婦福祉資金貸付金)。

(イ) 措置の内容

- a 資力回復状況等の調査に関し、預金調査を含めた財産調査の徹底を各事務所に対し指示した(一覽表 8)。なお、所管課の説明によれば、平成 12 年 10 月 26 日に総務部長通知を発しており、それ以外にも日常的に指導は行っているとのことである。
- b 可能な範囲で債権の分類に努め、それぞれの償還能力を把握した上で、適切な債権管理を行う(一覽表 36)。なお、所管課の説明によれば、債務者を訪問して償還指導を行っており、その時に自宅等の状況を確認したり聴き取り調査を行ったりするなどの調査をしているとのことである。

(ウ) 監査結果・意見

いずれについても、指摘・意見を受けて一応の措置が講じられており、一定の評価はできる。

しかし、a については、単に指示、指導したというだけでは財産調査に遺漏が生じる可能性があるので、例えば資力回復状況等の調査書に具体的な調査項目、調査方法及び添付資料を列挙し、それをチェックする欄を設けておき、それに沿って財産調査を行うなど、財産調査に遺漏が生じない方法が検討されるべきである(前記アの(ウ)の a (21 頁) 参照)。

また、b については、資産調査の時期、項目及び方法等が明らかにされておらず、担当者によって取扱いに差が生じる可能性があるなど、資産調査が定期的、組織的に行われているとは言い難いので、この点についてもマニュアル化を検討すべきである。

エ 時効(一覽表 21, 27, 35, 43, 44, 63, 87)

(ア) 指摘・意見の内容

- a 分納されていない返納金については、債務承認などの時効中断手続が必要である(一覽表 21, 平成 11 年度 46 頁) (生活保護費返納金)。
- b 時効中断手続である債務の承認をとり、債権が消滅時効とならないよう

にすることも必要である（一覧表２７，平成１１年度５１頁）（児童扶養手当返納金）。

- c 時効中断手続である債務承認を文書で作成したことはない。時効中断の効力がある債務承認を債務者から取る必要がある（一覧表３５，平成１１年度６４～６５頁）（母子及び寡婦福祉資金貸付金）。
- d 債務者会社代表者から時効の主張を受けながら，そのまま債権として計上しているものがあった（一覧表４３，平成１１年度７８頁）（中小企業設備近代化資金貸付金）。
- e 時効中断行為としての債務承認につき，債務者による債務承認と連帯保証人による債務承認との法的効果の違いへの対応が不十分である（一覧表４４，６３，平成１１年度７８頁，８７～８８頁）（中小企業設備近代化資金貸付金，中小企業高度化資金貸付金）。
- f 時効完成の年月日を誤ったり，また時効が完成していない患者につき時効完成と誤って不納欠損処分をしているケースがある（一覧表８７，平成１２年度６６頁）（診療報酬未収金）。

（イ）措置の内容

- a 時効中断の具体的手続を定めた事務処理マニュアル（生活保護返納金事務処理マニュアル）を作成した（一覧表２１）。なお，所管課の説明によれば，未収の発生防止及び早期回収等，債権の適正管理を行うために各福祉事務所に対策会議を設置し，債権管理台帳で時効完成時期を確認しているが，個々の債務者についてどのような対応をとるかについては機械的，統一的な基準があるわけではないとのことである。
- b 必要に応じ債務承認の手続をとることにした（一覧表２７）。なお，所管課の説明によれば，公法上の債権の時効期間が経過する前に債務承認をとるようにしており，分割償還にする場合も債務承認をして４年程度の返済期間を設定しているが，居所不明等により債務承認の手続が取れない場合もあり，その場合，調査を継続し，連絡がつき次第，債務承認を求めるとともに，分割納付などの償還を求める措置を講じているとのことである。
- c 必要に応じ債務承認の手続をとることにした（一覧表３５）。なお，所管課の説明によれば，時効期間（事業開始資金は５年，それ以外は１０

年)が経過する前に債務承認をとるようにしているが、居所不明等により債務承認の手続が取れない場合もあり、その場合、連帯借受人や連帯保証人に分割納付などの償還を求める措置を講じているとのことである。

d 特段の措置は講じられておらず、主債務者から主張のあるものについては、再度、意思確認を行うなど事実関係を精査し、適正に処理する（不納欠損処分等について検討中）とのことである（一覧表43）。

e 全債権について主債務者及び連帯保証人に係る時効管理状況を精査し、法的効果の違いに留意しながら、適切に対応することとした（一覧表44, 63）。なお、所管課の説明によれば、昨年度、全ての債権を改めて精査し（必要に応じて随時調査を行うとともに、概ね2～3年に一度、このようなことを行っている。）、主債務や保証債務の時効を確認、管理しており、残り1年となった段階で中断措置を講じている（主債務と保証債務の違いにも留意している。）とのことである。

f 欠損処分を行う際は、時効完成の年月日に誤りがないよう確認を徹底することとした。なお、最高裁平成17年11月21日判決（注）により、公立病院の診療費債権に関する解釈が改められたため、時効期間経過後であっても欠損処分は行わず、債権管理を継続している（一覧表87）。

注）最高裁平成17年11月21日判決（民集59巻9号2611頁）は、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間について、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきであると判示している。

（ウ）監査結果・意見

a 措置の内容として、時効中断の具体的手続を定めた事務処理マニュアルを作成したとか、必要に応じ債務承認の手続をとることにしたというものが見受けられる（a, b, c）。

これらについては、指摘・意見を受けて一応の措置が講じられていると言え、債務者の償還に対する認識や責任感が高まるなどの効果も見受けられる（一覧表27, 35）など、一定の評価はできる。

ただし、事務処理マニュアル（a）については、時効期間及び時効中断の方法（中断事由）が記載されているに留まり、どの時点でいかなる方法

を講じるべきかについては記載されていない。また、「必要に応じ債務承認の手続をとることにした」(b, c)とされているものについても、「必要に応じ」の具体的な基準が明らかではない。その意味では、指摘・意見の趣旨が十分に実現されたとは言い難い。

- b 措置の内容として、欠損処分を行う際は、時効完成の年月日に誤りがないよう確認を徹底することとしたというものが見受けられる(f)。

これについては、指摘・意見の趣旨に沿った具体的な措置が講じられていると言える。ただし、「時効期間経過後であっても欠損処分は行わず、債権管理を継続している」ことの当否については別途の考慮が必要である(後記3の(3)(41～43頁)参照)。

- c 措置の内容として、全債権について主債務者及び連帯保証人に係る時効管理状況を精査し、法的効果の違いに留意しながら、適切に対応することとしたというものが見受けられる(e)。

これについては、所管課の説明を聞く限り、指摘・意見を受けて一応の措置が講じられていると言え、一定の評価はできる。しかし、どの時点でいかなる方法を講じるべきかについては必ずしも明確ではなく、そもそも概ね2～3年に1回程度、債権内容の精査を行うということでは、債権管理に遺漏が生じる可能性もある。従って、時効への対応に限らず、債権管理を効率的、効果的に行うために、債権をパソコンで一元的に管理する等、債権管理方法の改善に向けた検討を進めるべきである。

- d 特段の措置が講じられることもなく、今なお検討中というものも見受けられる(d)。

しかし、当該指摘については、措置をするのにさほど時間を要するとは考え難いところ、指摘を受けて8年近くが経過しているにもかかわらず、今なお措置が講じられていないことに合理的理由は見出し難い。従って、この点については、早急に措置を講じるべきである。

オ 債務者の確定(一覧表47, 64, 85, 86)

(ア) 指摘・意見の内容

- a 連帯保証人が死亡しているのに、相続人の特定、相続放棄の有無等の把握が十分にできていない(一覧表47, 64, 平成11年度79頁, 87

頁）（中小企業設備近代化資金貸付金，中小企業高度化資金貸付金）。

- b 幼児である小児科の患者の診療未収金につき督促請求書を母親宛に出さず幼児宛に出したり，未収金にかかる患者が死亡しているのに死亡者宛に督促請求書及び診療費納付用紙を送付したりするケースがある（一覧表 85，86，平成12年度65頁）（診療報酬未収金）。

（イ）措置の内容

- a 連帯保証人との交渉や家庭裁判所への照会等を通じて，未収金請求の対象者の明確な把握に努めた（一覧表47），全債権について精査の上，未収金の対象者を明確に把握した（一覧表64）。なお，所管課の説明によれば，中小企業高度化資金貸付金については昨年度に対象者の確定を終えており，中小企業設備近代化資金貸付金についても随時，確認作業を行っているとのことである。
- b 診療契約の申込者を確認し，請求することとした（一覧表85），相続人を確定し請求することとし，相続人が不明な場合は身元引受人及び連帯保証人に対して請求することとした（一覧表86）。なお，前者について，所管課の説明によれば，平成13年12月1日に徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱を制定して未収金整理票の様式を定め，患者とは別に納付義務者の欄を設けて，督促請求書は納付義務者に対して発送するという扱いにしているとのことである。

（ウ）監査結果・意見

いずれについても具体的な改善策が講じられており，指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

ただし，中小企業設備近代化資金貸付金や中小企業高度化資金貸付金については，必要に応じて随時調査を行うとともに，概ね2～3年に1回程度，債権内容の精査を行っている（前記エの（イ）のe（26頁）参照）ところ，このような方法では債権管理に遺漏が生じる可能性もある。従って，債務者の確定に限らず，債権管理を効率的，効果的に行うために，債権をパソコンで一元的に管理する等，債権管理方法の改善に向けた検討を進めるべきである。

- カ 償却（不納欠損処分）（一覧表10，11，36，51，68，88，8

9)

(ア) 指摘・意見の内容

- a 自動車税の中には、滞納処分の執行停止等の手続を経ずに消滅時効で欠損処分がなされたものがあるが、その中には徴収の見込みにつき十分な調査がされないままに欠損処分となったものが含まれている（一覧表10，平成11年度24頁）（県税）。
- b 全ての滞納案件についての的確な処分を行い、未処分のまま不納欠損処分としない（一覧表11，平成11年度33頁）（県税）。
- c 調査の結果、回収可能性のないものについては速やかに貸倒れ処理（不納欠損処分）を行う必要がある（一覧表36，平成11年度64頁）（母子及び寡婦福祉資金貸付金）。
- d 個々の未収金につき時効完成の有無及びその額を調査し、時効援用があったものについては未収金から欠損処分で除外し、未だ援用のないものについても、議会の承認を得るなど地方自治法に定められた適切な方法により欠損処分を行うべきである（一覧表51，68，平成11年度89頁）（中小企業設備近代化資金貸付金，中小企業高度化資金貸付金）。
- e 平成11年度までは時効完成に至るまでの請求手続の記録がなされていなかったため、経過については「督促状，電話による督促を行ってきたが納入されずに今日に至る」旨の紋切り型の理由のみが記載されており，具体的請求事実は不明のままである（一覧表88，平成12年度66頁）（診療報酬未収金）。
- f 全ての欠損処分調書において身元引受人欄は白地のままである。これは，入院患者の身元引受人には請求がなされていないことを示している（一覧表89，平成12年度65頁）（診療報酬未収金）。

(イ) 措置の内容

- a 特段の措置は講じられていない。その理由としては、「滞納事案の中には表見財産が発見できないが滞納処分の執行停止という措置をとりがたいケースもあり，時効により欠損処分となる場合もある。」と説明されている（一覧表10）。この点，所管課の説明によれば，自動車が存在する以上，「滞納処分をすることができる財産がない」との判断はしばらく，他

方、自動車についてはローンが残っており、また、所有者と使用者が異なる場合も多く、差押えも困難であることから、滞納処分の執行停止という措置が難しく未納のまま時効に至る場合があるが、そのようなケースは平成15年度以降は減少しているとのことであった。

- b 特段の措置は講じられていない。その理由としては、「財産があるにもかかわらず納税意思のない滞納者に対しては厳正な滞納処分を行っている。一方、財産がない者等については滞納処分の執行停止、真に納税が困難な場合には納税緩和制度を適用するなど厳正かつ適正な処理に努めている。」と説明されている（一覧表11）。この点、所管課の説明によれば、財産調査、納税交渉及び納税指導を行っているもののうち、差押え可能な財産は発見できないが、何処かに差押え可能な財産があると思料される場合には、税の公平を担保すべく努力が必要であり、安易な滞納処分の執行停止は行わないし、行えないとのことであった。
- c 可能な範囲で債権の分類に努め、それぞれの償還能力を把握した上で、適切な債権管理を行うこととし、不納欠損処分にかかる事務処理要領に基づき、平成18年度は349万3,838円の不納欠損処分を行った（一覧表36）。
- d 不納欠損処分等の手続の検討資料とするため、個々の未収金につき時効完成の有無及びその額を調査し、時効期限の到来状況を整理した（一覧表51, 68）。
- e 未収金取扱要綱に基づく「欠損処分調書」を作成する際は、欠損処分に至る具体的事実を記載することとした（一覧表88）。
- f 患者あるいは入院申込者からの未収が解消されない場合は身元引受人及び連帯保証人に対しても請求することとし、欠損処分調書には身元引受人及び連帯保証人に対する請求状況を記載することとした（一覧表89）。

（ウ）監査結果・意見

- a 指摘・意見の内容としては、大別すると、①不納欠損処分の手続を問題にするもの（a, b, e, f）と、②適時の不納欠損処分を求めるもの（c, d）に分類できる。
- b ①のうち、診療報酬未収金については、不納欠損処分の手続について具

体的な改善策が講じられており（e，f），指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

これに対し，県税については，特段の措置は講じられていない（a，b）。ただし，これらについては，所管課の説明にも頷ける点があり，措置を講じないことにも一定の合理的な理由があると思われるので，そのこと自体は不当とは言えない。

c ②については，指摘・意見を受けて一応の措置が講じられているものの，不納欠損処分を行う基準については何ら変化はなく（消滅時効や破産免責等の場合に限定されている。），指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられているとは言い難い。

d そもそも，①，②に共通して言えることは，未収金が発生してから不納欠損処分に至るまでの経過が統一されていないということである。すなわち，①については，徴収・回収のための十分な努力を行わないまま漫然と不納欠損処分が行われているという指摘であり，②については徴収・回収可能性が乏しいことが明らかであるにもかかわらず不納欠損処分を行わないまま漫然と放置されているという指摘である。ただ，この問題は，各課の独自の判断で行い得ることではなく，関係法令に則って不納欠損処分を適正に実施するという観点から検討すべき問題であって，全庁的な合意が必要な事項である。

従って，この点については，未収金の性格の違いをも考慮しつつ，不納欠損処分を行う手続や基準等について判断が恣意に流れないように，統一的な指針を策定すべきである（後記３の（１）（４０～４１頁）参照）。

キ 不正の防止及び不正行為への対応（一覧表１５，２２，２４，２６，２８）

（ア）指摘・意見の内容

a 滞納処分を免れるため自己の財産を隠蔽している滞納者等に対しては，国税徴収法上の搜索，地方税法上の第二次納税義務の適用等あらゆる方策を講じる（一覧表１５，平成１１年度３４頁）（県税）。

b 生活保護法７８条に基づく返納金（不正手段による受給）で悪質な場合は刑罰規定の適用が可能であるが，これまで刑事告発をしたことはない。不正行為を未然に防ぐためには，不正行為は断じて許さず刑事告発も辞さ

ないとの厳しい姿勢が必要である（一覧表２２，平成１１年度４６頁）
（生活保護費返納金）。

- c 返納金をできるだけ発生させないこと，返納金の額が大きくなならないよう早期に発見することが必要である（一覧表２４，平成１１年度４７頁）
（生活保護費返納金）。
- d 返納金発生時における不正利得該当の判定を厳格にし，不正利得と認められる返納金については強制執行を適用すべきである（一覧表２６，平成１１年度５１頁）（児童扶養手当返納金）。
- e 貸付実行後に計画どおりに資金が費消されたかどうかを領収証等によって確認していない。不正な借入れが行われるのを防ぐためには，借入金使途を領収証等で確認すべきである（一覧表２８，平成１１年度６１頁）
（母子及び寡婦福祉資金貸付金）。

（イ）措置の内容

- a 特段の措置は講じられていない。その理由としては，「悪質な滞納者へは，税の原点である負担の公平を図り税務行政への信頼を得るためにも，あらゆる方策を講じて厳正な態度で取り組んでいる」と説明されている（一覧表１５）。なお，所管課の説明によれば，平成１８年度には搜索を行った事例もあるとのことである。
- b 返還命令等にあたり，悪質な者に対しては，刑事告発等もあり得る旨を説明の上，返還指導を行うこととした（一覧表２２）。ただし，所管課の説明によれば，徳島県が刑事告発を行った事例はないとのことである。
- c 毎年７～８月に「課税調査」を行っており，各町村の税務課に依頼して前年度の収入等が判明した時点で内容を確認している（一覧表２４）。なお，所管課の説明によれば，収入の報告義務の周知，課税状況や収入の調査，収入申告書の提出の指導等を行っているとのことである。
- d 不正受給にかかる処分基準（児童扶養手当法第２３条に規定する不正受給にかかる基準について）を作成したので，今後はこの基準に基づき適正に処理する（一覧表２６）。ただし，所管課の説明によれば，現在，この基準に該当する人は見当たらないとのことである。
- e 貸付金の使途については現場確認をし領収証等による検収を行うことと

した（一覧表２８）。

（ウ）監査結果・意見

a b～eについては具体的な改善策が講じられており、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

b 他方、aについては、指摘・意見に対して何らの措置も講じていない。

ただし、これについては指摘・意見の内容自体が抽象的であり、措置を講じないことにも一定の合理的な理由があると思われるので、そのこと自体は不当とは言えない。

ク その他（一覧表１２，３７）

（ア）指摘・意見の内容

a 滞納処分に当たっては、滞納税額を徴収するだけにとどまらず、今後における啓発指導を行う（一覧表１２，平成１１年度３３頁）（県税）。

b 債権が全額回収できなかったとしても、これについて県民の同意を得られるような債権管理システムが必要である（一覧表３７，平成１１年度６５頁）（母子及び寡婦福祉資金貸付金）。

（イ）措置の内容

a 特段の措置は講じられていない。その理由としては、「滞納者に対しては、機会あるごとに納期内納付及び早期の納付をするよう指導し、自主納付の啓発指導に努めている。」と説明されている（一覧表１２）。

b 不納欠損処分に係る事務処理要領を作成した、貸付審査基準を作成した（平成１２年４月作成，平成１５年度，平成１８年度改正），償還指導マニュアルを作成した（平成１３年４月）（一覧表３７）。

（ウ）監査結果・意見

a aについては、指摘・意見に対して何らの措置も講じていない。

ただし、これについては指摘・意見の内容自体が抽象的であり、措置を講じないことにも一定の合理的な理由があると思われるので、そのこと自体は不当とは言えない。

b bについては、指摘・意見の趣旨は、貸付けの目的や対象者等に照らせば、ある程度の不良債権が生じることは不可避であるとしても、貸付金の原資が税金である以上、漫然と不良債権を生じさせるような対応は許され

ず、不良債権が生じてもやむを得ないと県民が納得できるような体制の構築を求めるものと言える。そうだとすれば、指摘・意見の内容としては、貸付けの審査、貸付金の管理・回収を含むシステムの構築が求められていると言えるのであって、この点については不納欠損処分に係る事務処理要領の作成、貸付審査基準の作成・改正、償還指導マニュアルの作成といった措置が講じられているものの、これだけでは指摘・意見の趣旨を踏まえた十分な対応とは言い難い。

もっとも、これについても指摘・意見の内容自体が抽象的であり、具体的な措置を講じることができないとしてもやむを得ない面があるため、そのこと自体は不当とは言えない。しかし、指摘・意見の趣旨を踏まえ、今後は、貸付けの審査基準や延滞発生後の対応方法の具体化・明確化等を含めたシステムの構築が検討されるべきである。

2 包括外部監査実施後の未収金の推移

過去10年間の未収金の推移を調査した結果は、以下のとおりである。

(1) 総論（別表Ⅰ－2の1～4）

県全体の状況を見ると、未収金の額も増加する傾向にある。具体的には、平成18年度における県全体の未収金の額は48億6,268万4,345円であり、平成9年度の約1.7倍にも上っている。特に、特別会計については、平成9年度と比べて2倍以上にまで膨れ上がっており、増加傾向が著しい。そのため、債権管理のコストが増大しているものと推察される。

このうち、新たな未収金の発生率及び金額には大きな変動はないが、過年度の未収金の収入歩合（償還率）は概ね減少する傾向にあり、一般会計で15%前後、特別会計では僅か数%程度に過ぎない。

項目別に見ると、あらゆる項目で未収金が存在しており、その中でも諸収入、中小企業設備近代化資金貸付金、農業改良資金貸付金、港湾等整備事業、奨学金貸付金の増加傾向が著しい。

(2) 県税（別表Ⅰ－2の5）

ア 収入未済額は、包括外部監査を実施した平成11年度以降、一時期増加していたが、ここ数年は減少傾向にあり、改善の兆しが見受けられる。その要因としては、現年度の収入未済額が以前に比べて若干減少するとともに、ここ数年

は滞納繰越分の収入未済額の収入歩合が徐々に伸びてきたこと、滞納処分の執行停止等により不納欠損額も増加していることが挙げられる。

この点、所管課の説明によれば、収入未済額の多くは個人の県民税であり、その賦課徴収は市町村が行っているところ、これまでも市町村税務職員への徴収事務研修、市町村への徴収支援等を行ってきたが、平成18年4月に滞納整理機構が発足し、同機構からも指導、助言等が行われた結果、各市町村において時効管理が行えるようになってきたとのことである。

イ 包括外部監査の指摘・意見との関係で言えば、滞納処分の執行停止をすることなく消滅時効の完成に至ったものが、平成13年度には235件（774万8,000円）あったにもかかわらず、平成18年度では103件（342万9,000円）にまで減少しており、この点については包括外部監査での指摘・意見が一定の成果を挙げたとも言える。

（3）児童福祉施設入所者負担金（別表Ⅰ－2の6）

未収金の額は、包括外部監査を実施した平成11年度以降、全体的には減少傾向にある。その要因としては、新たな未収金の発生率及び金額が以前に比べて若干減少するとともに、過年度の未収金の収入歩合（償還率）が上昇したことが挙げられる。

この点、所管課の説明によれば、児童相談所に徴収権限を移管した上で、各児童相談所に収納担当者と家庭相談員を配置し、収納業務を担当させているとのことであり、未収金対策が一定の成果を挙げていることが窺われる。

（4）生活保護費返納金（別表Ⅰ－2の7）

未収金の額は、包括外部監査を実施した平成11年度以降も一貫して増加している。その要因としては、新たな未収金の発生率及び金額が（一時は改善の兆しも見られたものの）ここ数年は再び上昇に転じていることが挙げられる。

この点、所管課の説明によれば、福祉事務所による不正受給の調査が厳しくなったことから表面化したものも多く、それが未収金の増加につながっているとのことである。そうだとすれば、未収金が増加したことは、必ずしも否定的に評価すべきものとは言えない。

ただし、生活保護費返納金については、その性質上、債務者には生活困窮者が多いことから、いったん未収金が発生してしまえば、その回収には多大な困難を

伴うことが予想される。従って、未収金を減少させるためには、生活状況の把握等、未収金の発生を未然に予防する方策を講じるとともに、未収金を発見した場合には速やかに対処し、他方、長期にわたって未収となっているものについては、不納欠損処分を積極的に活用するなど、メリハリをつけた対応が求められる。

（５）児童扶養手当返納金（別表Ⅰ－２の８）

未収金の額は、包括外部監査を実施した平成１１年度以降、全体的には増加傾向にある。その要因としては、時折、多額の未収金が新たに発生することが挙げられる（平成１３年度、平成１６年度）。

この点、所管課の説明によれば、公的年金（障害年金や遺族年金等）を受給できる場合には児童扶養手当は受給できないところ、公的年金を遡及して受給した事実が判明した場合、その分の児童扶養手当返納金が発生するなど、多額の未収金が発生するとのことである。そして、児童扶養手当返納金については、その性質上、債務者には生活困窮者が多いことから、いったん未収金が発生してしまえば、その回収には多大な困難を伴うことが予想される。

従って、未収金を減少させるためには、未収金の発生を未然に予防する方策を講じることが必要である。この点、現在は年１回の現況届によって受給権の有無を確認しているとのことであるが、記載欄も小さく見落とされる可能性もあるため、今後は記載漏れを防ぐために、例えば公的年金の受給権の有無が確実に記載されるよう、児童扶養手当の受給者の注意を喚起する説明を記載例の中に盛り込むなど、より効果的な方策が検討されるべきである。他方、長期にわたって未収となっているものについては、不納欠損処分を積極的に活用するなど、メリハリをつけた対応が求められる。

（６）母子及び寡婦福祉資金貸付金（別表Ⅰ－２の９）

未収金の額は、包括外部監査を実施した平成１１年度以降も大きな変動は見られない。ただし、過年度の未収金の収入歩合（償還率）が以前に比べれば若干低下している。

この点、所管課の説明によれば、未収金の多くは事業資金であり、バブルの時に多くの事業資金を貸し付けたものの、バブルが崩壊し、景気が低迷していることが原因であると思われるが、より慎重な判断をするために平成１２年４月には貸付審査基準を作成し（その後、実情に合わせて見直しを繰り返している。）、

担当者の研修会も毎年４回以上開催するなど、慎重な窓口対応を徹底するとともに、平成１７年度以降、対策を強化しており（審査の適正化、月次目標の設定、保証人への働きかけの強化等）、現年度の償還率は全国的に見て上位にあり、過年度の償還率も上昇に転じているとのことである。

母子及び寡婦福祉資金貸付金については、福祉目的での貸付金という性質上、債務者には生活困窮者が多く、一定程度の貸倒れが生じることは不可避であるとも言える。ただし、未収金の多くが事業資金であり、１件あたりの貸付額も多額であることからすれば、事業資金の貸付けについては改善の余地があるものと思われる。事業資金の貸付けを行ったものの、事業が成功しなかった場合、かえって母子及び寡婦の福祉を損ない、自立を妨げることとなり、法の趣旨に反する結果となりかねない。従って、事業資金の貸付けについては、母子及び寡婦の福祉の向上を図るための他の手段（より確実で、リスクの低い手段）が存在しない場合の例外的なものとして位置付けるべきであって、特に新規事業への貸付けについては、過去の実績がなく将来の見通しが不透明である以上、より慎重な判断がなされるべきである。この点、所管課の説明によれば、平成１７年度に貸し付けた事業資金の２件は順調に推移し、平成１８年度、平成１９年度には事業資金の貸付けが行われていないとのことであり、同様の問題意識を抱いていることが窺われるが、今後も継続的な取組みが求められる。他方、事業資金に限らず、長期にわたって未収となっているものについては、不納欠損処分を積極的に活用するなど、メリハリをつけた対応が求められる。

（７）中小企業設備近代化資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金（別表Ⅰ－２の１０、１１）

未収金の額は、中小企業設備近代化資金貸付金については、包括外部監査を実施した平成１１年度以降、概ね減少傾向にある。ただし、その要因としては、平成１１年度末で貸付制度が廃止されたこともあって、新たな未収金がさほど発生していないからに過ぎず、過年度の未収金の収入歩合（償還率）については概ね減少傾向にあり、平成１８年度は僅か０．５％に過ぎない。他方、中小企業高度化資金貸付金については、平成１５年度及び平成１６年度に多額の未収金が新たに発生したこともあって、大幅に増加している。なお、過年度の未収金の収入歩合（償還率）については多少の変動があるが、非常に低い水準に留まっており、

平成18年度は僅か0.8%に過ぎない。

この点、所管課の説明によれば、大口で取れるところを中心に未収金の回収を進めているとのことである。この方向性については、基本的には正しいと思われる。しかし、平成11年度の包括外部監査の指摘・意見では、不納欠損処分を活用することが求められていた（一覧表51, 68, 平成11年度89頁）にもかかわらず、この点については見るべき措置は講じられていない。未収が発生している以上、債務者が経営難に陥っていることは明らかであり（事業活動を休止している場合も少なくない。）、未収金の回収には多大な困難を伴うことが予想される。従って、限られた労力や費用を有効に活用するという観点からすれば、現存する未収金のうち、容易に回収が見込まれるものについては、労力や費用を集中してその回収に努める一方、長期にわたって未収金の償還がない（あるいは、償還がごく僅かに留まるもの）ものについては、不納欠損処分を積極的に活用したり債権回収会社（サービサー）を利用したりして管理の対象から除外するなど、メリハリを付けた対応が求められる。

（8）特定事業移転促進資金貸付金（別表Ⅰ－2の12）

未収金の額は、包括外部監査を実施した平成11年度以降、徐々に増加し、平成15年度に激増して、その後は減少している。

この点、所管課の説明によれば、債務者の返済意思や返済能力が乏しいこともあって、平成10年度以降、全く償還がなされない状態が続いていたところ、平成15年6月30日に期限の利益を喪失させて繰上償還請求を行い、さらに連帯保証人にも口頭又は文書による督促を繰り返した結果、平成15年度以降、債務者から償還が再開されたとのことである。

期限の利益喪失を請求するまでの対応が緩慢であったことについては前記1の（2）のイの（ウ）のaの（d）（17頁）で述べたとおりであるが、その後の対応については、債務者や連帯保証人の償還能力等を考えれば、特段問題があるとは思われない。ただ、未収金の額が多額に上っていることから、連帯保証人への働きかけ等も含めて、今後も継続的な取組みが求められる。

（9）県営住宅家賃、県営住宅敷金（別表Ⅰ－2の13, 14）

ア 県営住宅家賃について

未収金の額は、年度によって増減を繰り返しているが、全体的に見れば増加

傾向にあると言える。その要因としては、一概には言えないが、過年度の収入額が減少していることにあると思われる。

県営住宅が低所得者向けの住宅であることに照らせば、一定程度の未収金が発生することは不可避であるとも言える。ただし、いったん未収が発生したときに適切に対処せず漫然と放置していたのでは、未収金は増加する一方であり、問題の解決を困難にしてしまう。従って、県営住宅家賃については、未収金の増大を防ぐための方策が求められているのであって、具体的には対象者の選定基準の見直しも含め、適時に契約解除や明渡し請求を行うことが必要である。その意味では、包括外部監査での指摘・意見が十分に活かされているとは言い難い。

また、昭和63年以前の滞納家賃の状況を見ると、平成10年度末で2,719万1,849円あったものが、平成18年度末でも2,610万8,090円残っており（減少額は108万3,759円、減少率は約4%）、ほとんど減少していない。これでは、費用対効果の観点から見て問題があるので、長期にわたって未収となっているものについては、不納欠損処分を積極的に活用するなど、メリハリをつけた対応が求められる。

イ 県営住宅敷金について

未収金の額は、年度によって増減を繰り返しているが、全体的に見れば減少傾向にあると言える。

この点、所管課の説明によれば、老朽化等の理由で建物の建替えを行ったときに家賃が増額され、従前の家賃との差額が生じたときに未収金が発生していたが、平成16年度以降は新たな未収金が発生しないような措置を講じているとのことであり、未収金対策が一定の成果を挙げていることが窺われる。

(10) 診療報酬未収金（別表Ⅰ－2の15～18）

未収金の額は、3病院合計で見れば増加傾向にある（ただし、海部病院だけは概ね減少傾向にある。）。その要因としては、過年度の未収金の収入歩合（償還率）が減少していることにあると考えられ、特に中央病院において、その傾向が顕著である。

公立病院については、患者が診療費を支払えなくても、制度上、診療を拒否することができない。そのため、一定程度の未収金が発生することは不可避である

とも言える。ただし、診療費が支払えないからと言って、漫然と対応していたのでは、病院経営にも支障を来すおそれがある。この点、所管課によれば、診療費の支払いに関する相談窓口を設置し、生活保護や高額療養費の制度を活用するなどして未収金発生を抑制を図っているとの説明がなされている。診療費を支払えないことの背景には生活困窮があると推測されるのであるから、診療費の未収を抑制するには、福祉制度の活用を図るなど生活困窮を解消するための方策を講じることが有効と言えるのであって、この取組みは評価できる。

3 監査結果・意見（小括）

（１）各未収金に共通する留意事項についての統一的な指針の作成

ア 前記２の（１）（３４頁）で述べたとおり、県全体の状況を見ると、あらゆる項目で未収金が存在している。従って、未収金の問題は、平成１１年度及び平成１２年度の包括外部監査で指摘・意見を受けた未収金の担当課に限った問題ではなく、県全体の問題と言える。

イ ところで、前記１（４頁以降）では、包括外部監査での指摘・意見を項目別に分類して検討を行ってきたが、同じ項目であっても担当課によって取扱いに差が見られ、担当課の中でも個々の担当者によって取扱いに差が生じる余地があるものも見受けられた。

確かに、一口に未収金と言っても、その性格は様々であるから、未収金によって取扱いに差が生じることは否定し難い。しかし、例えば契約手続、督促の時期及び方法、記録・管理方法、調定方法、資産調査の項目や方法、時効への対応、不納欠損処分基準及び方法等については、各未収金で留意すべき点が共通するものも多い。このような事項については、担当課や個々の担当者によって取扱いを異にするのは適切ではない。

この点、徳島県では、未収金の増加が問題となっていることから、平成１７年度に未収金対策連絡会議を設置し、未収金対策を講じている。ただし、その活動としては、担当課の職員に対する研修（債権管理における基本的事項等の説明や事例研究等）や情報提供（債権管理Ｑ＆Ａの作成等）等の側面的な支援に留まっており、統一的な取扱いを策定するまでには至っていない。

ウ 従って、各未収金に共通する留意事項について、組織的、統一的な対応を可能にするために、各担当課において蓄積されたノウハウ等を集積し、これを全

庁的に共有して、統一的な指針（全庁的な取扱基準）を策定することを検討すべきである。なお、この指針については、担当者が直面することが予想される問題や、それに対する対処方法を具体的に記載するよう、活用しやすい内容にするよう工夫すべきである（税務課の徴収マニュアル参照）。

（２）徴収・回収事務の一元化

前記のとおり、一口に未収金と言っても、その性格は様々であるから、未収金によって取扱いに差が生じることは否定し難い。しかし、少なくとも法的手段（強制執行等）にまで至った未収金については、各未収金の個別事情を考慮する必要は乏しく、むしろ一元的、集中的に対処することが効率的、効果的であると言える。

この点、東京都では、税務課の職員が他の課の未収金の徴収・回収にあたるという体制を構築しているようである。もちろん、徳島県と東京都の置かれている状況は異なるため、これがそのまま徳島県に妥当するとは限らない。しかし、徳島県の場合、各課において債権の徴収・回収にあたる担当者が少なく、人事異動があるためノウハウの蓄積もなされないなど、体制が不十分であるようにも思われる。

従って、未収金の徴収・回収に効率的、効果的に取り組むことを可能にするため、未収金の徴収・回収事務を一元的に行う機関を設置することを検討すべきである。

（３）不納欠損処分や民間会社の積極的な活用

ア 前記２（３４頁以下）で述べたとおり、全体的に見れば、未収金の額は増加傾向にある一方、過年度の未収金の収入歩合（償還率）は概ね減少傾向にあり、徴収・回収困難な債権が増大している。そのことは、債権の管理・徴収・回収のコストが年々増大しているにもかかわらず、それに見合った効果が得られていないことを意味しており、費用対効果の観点から見て問題がある。

未収金の問題が指摘されたのは、平成１１年度及び平成１２年度の包括外部監査である。ところが、それから８年が経過したにもかかわらず、未収金を巡る状況に大きな変化は見られず、むしろ未収金の額は増加している。

イ その大きな原因としては、徴収・回収困難な債権を適時に適切に処理しないことにあると考えられる。

すなわち、徴収・回収困難な債権を漫然と放置することは、問題の先送りに他ならず、何の解決にもならない。そればかりか、事務処理の負担や債権の管理・徴収・回収のコストを増大させるなど、デメリットも大きい。また、徳島県のバランスシートでは、未収金が資産（流動資産）として計上されているが、徴収・回収が不可能あるいは著しく困難な債権まで資産と表記することは、県民に対する正確な情報開示という点でも問題がある（平成17年度75～76頁）。従って、徴収・回収困難な債権については、適時に適切に処理することが必要である。

ウ そのための方策としては、不納欠損処分を積極的に活用するということが考えられる。

この点、県税以外の未収金については、徳島県の現在の取扱いとしては、消滅時効が完成して債務者から時効の援用がなされたり、債務者が破産・免責決定を受けたりするなど、債務者に対する請求が法律的に不可能な状態になった場合に限り不納欠損処分を行うこととされている。しかし、それ以外でも回収が不可能あるいは著しく困難な場合は少なくなく、そのような場合に不納欠損処分を行い得ないということでは、回収困難な債権が長期間放置されてしまい、債権管理上、大きな問題がある。

これに対しては、安易に不納欠損処分を行った場合、モラル・ハザードを招くという反論も考えられる。しかし、それは未収金を発生させない方向で努力すべき事柄であって、現実には徴収・回収困難となった未収金の処理方法とは区別して考えるべきである。

従って、徴収・回収困難な債権のうち、県税については滞納処分の執行の停止及び滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金の納付又は納入する義務の消滅に関する規定（地方税法15条の7）を、それ以外の債権については権利の放棄（地方自治法96条1項10号）や免除（地方自治法240条3項，同法施行令171条の7）の規定を活用し、関係法令に則って不納欠損処分を積極的に行うべきである。

エ また、不納欠損処分以外の方策として、債権回収会社（サービサー）等の民間会社を積極的に活用することも検討すべきである。

前記（2）（41頁）で述べたとおり、徳島県の場合、各課において債権の

徴収・回収にあたる担当者が少なく、人事異動があるためノウハウの蓄積もなされないなど、体制が不十分であるようにも思われる。そのため、債権の徴収・回収に十分な労力を投じることができない状態にある。

従って、徴収・回収困難な債権については、債権の管理・徴収・回収のコスト軽減を図り、債権徴収・回収を効率的、効果的に進めるという観点から、債権回収会社（サービサー）に対して債権の回収委託を行うなど、民間会社を積極的に活用することも検討すべきである。

オ ただし、不納欠損処分や民間会社を積極的に活用するということは、各課の独自の判断で行い得ることではなく、関係法令に則って不納欠損処分を適正に実施するという観点から検討すべき問題であって、全庁的な合意が必要な事項である。

従って、この点については、未収金対策連絡会議等において早急に全庁的な議論を行い、不納欠損処分や債権の回収委託を行う手続・基準等について判断が恣意に流れないように、統一的な指針を策定すべきである。

（４）未収金発生の予防

未収金が発生してから対処しようとしても、相手方が経済的に苦境に陥っている場合が少なくないので、徴収・回収に困難を極める場合が少なくない。その意味では、未収金の発生を未然に予防することこそ、最良の未収金対策であると言える。

この点については、前記２の（４）～（６），（９），（１０）（３５～４０頁）において言及したところであり、各課においても取組みが進められているところであるが、なお一層の努力を進めるべきである。

第3 県立病院事業における委託契約（平成12年度）

1 包括外部監査での指摘・意見と、それに対する措置状況の概要

措置状況管理台帳によれば、包括外部監査での指摘・意見の内容と、それに対する措置状況の概要は、以下のとおりである。併せて、当監査人の意見を述べることにする（なお、以下の記述において、平成12年度の包括外部監査結果報告書の別表36～38を引用する場合には、「中央病院〇〇」、「三好病院〇〇」、「海部病院〇〇」などと記載する。）。

（1）清掃・警備（中央病院7）、駐車場料金徴収及び駐車場整理（中央病院8）

ア 指摘・意見の内容

これらの業務については、建物の維持管理事業を営む組合員（法人）の設立した協同組合が受託し、これを組合員（法人）に入札あるいは抽選により配分している（ただし、現実には委員会決定で下請（再委託先）を指定している。）。ところが、契約書では再委託等が禁止されている（もっとも、清掃・警備については、書面による病院の承諾を得たときはこの限りでないとされているが、承諾を示す書面は一切作成されていない。）。従って、契約事業の遂行を下請により行っている実情は改めるべきであるし、「特別の必要」（徳島県契約事務規則7条1項1号）があって一括あるいは部分下請をさせることが容認されるというのであれば、契約条項を実情にあったものに変更して再委託の事実を明示し、かつ、その「特別の必要（中小地場産業の保護育成）」を説明すべきである（平成12年度69～70頁）。

イ 措置の内容

当該委託業務に係る契約条項中、再委託の禁止の例外規定を削除する措置を講じており、また、委託業務の内容の見直しを行うとともに、契約方法を再検討し、平成19年度から一部、指名競争入札を実施している。

なお、所管課の説明によれば、委託先（協同組合）は、構成員である組合員の事業である限り、共同受注を共同事業として行うことができ、組合として積極的に行うべき事業であると理解しており（中小企業等協同組合法9条の2第1項第1号参照）、平成12年度に指摘のあった再委託の例外措置は、技術的に困難な場合等組合員以外の企業に対して委託する場合のために記載していたものであるが、該当する業務がないために削除したとのことである。

ウ 監査結果・意見

本件業務を受託しているのは中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合であるところ、現実の受託業務の遂行は事業協同組合の構成員（法人）によって行われており、その業者の選定も事業協同組合に委ねられていて、委託者が関与できない状態にある。しかし、所管課の説明のとおり、事業協同組合は、構成員である組合員の事業である限り、共同受注を共同事業として行うことができ（中小企業等協同組合法9条の2第1項第1号参照）、受託業務を遂行する業者の選定についても同法では特に規定はない。従って、事業協同組合が受託した業務を構成員（法人）に配分したとしても、そのことが再委託にあたるとは言い難く、そのこと自体は問題とは言えない。

ただし、事業協同組合との間で長期間にわたり随意契約の方法で契約が締結されていることは、事業協同組合以外の業者が排除され、公正な経済活動の機会を確保するという点で問題があると思われるので、この点については契約方法の見直しを行うべきである（後記3の（2）（54～55頁）参照）。

（2）臨床検査（中央病院22～24，三好病院16～18，海部病院8，9）

ア 指摘・意見の内容

（ア）委託にかかる検査項目には各受託業者に共通の項目が多くあるが、委託料金がそれぞれに異なっている。少なくとも共通検査項目については、競争見積りで最も低い料金額を示した業者との随意契約もできたはずである（平成12年度71～72頁）。

（イ）委託料金の低い業者と契約をする目的で2業者から競争見積を取っているにもかかわらず、現実には異なる委託料金のままで2業者の双方とも同じ検査項目の委託契約を締結している。これでは競争見積を取り委託料金の低額の業者と契約を締結するとしたことが無意味である（平成12年度73頁）。

イ 措置の内容

（ア）措置状況管理台帳によれば、「随意契約方式を改め、指名競争入札方式とした」とされている。ただし、所管課の説明によれば、平成14年度に指名競争入札を導入したものの、受託業者によって検査の正常値の範囲が違ふことや、総合医療情報システムへの検査項目の登録が煩雑となり、手間やコス

トが発生すること等から翌年度には再び随意契約となり、さらに受託者同士の合併もあり、現在は随意契約とされているとのことである。

(イ) 検査項目別に見積金額の低い業者と契約するとの措置を講じた。

なお、所管課の説明によれば、平成20年度からは指名競争入札を実施する予定であるとのことである。

ウ 監査結果・意見

(ア) については、一旦、指名競争入札による発注をしたにもかかわらず、随意契約方式に戻すということは、理由があるとはいえ、指摘・意見の趣旨に沿った措置が継続して行われているとは言えないため、少なくとも数年に一度は契約方法を見直すべきである。

(イ) については、包括外部監査実施後の推移を見る限り、指摘のあった臨床検査の受託業者にはほとんど変動がないものの、検査項目毎に競争見積り（見積り合せ）を行い、それぞれ安価な業者と契約を締結するという措置を講じており、平成20年度からは指名競争入札を実施する予定であるなど、契約方法の改善が見られる。その意味では、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

(3) MRI保守（三好病院21）、臨床検査（海部病院7、9）、心電図記録解析（海部病院11）

ア 指摘・意見の内容

(ア) MRI保守（三好病院21）については、契約条項中に業者の契約違反を理由に病院から保守委託を解除した場合は、病院から業者に対して損失補償を請求することができない旨の不可解な条項が取り決められていた（平成12年度72頁）。

(イ) 臨床検査（海部病院9）については、委託契約書中に自動更新期間の欄があるが空白のままとなっていた（平成12年度73頁）。

(ウ) 臨床検査（海部病院7）、心電図記録解析（海部病院11）については、平成10年度委託契約に基づく自動更新の契約であるとして、平成11年4月1日に作成すべき委託契約書を作成していない。この受託業者は平成12年度も同じ業務を受託していながら契約書の作成がなされていないので、今後は契約書を作成すべきである（平成12年度73頁）。

イ 措置の内容

(ア) 平成13年度に契約書から当該条項を排除する措置を講じた。

(イ) 平成13年度に契約書から自動更新条項を排除する措置を講じた。

(ウ) 平成13年度に契約書を作成する措置を講じるとともに、契約書から自動更新条項を排除した。

なお、所管課の説明によれば、平成18年度から各病院事務局を2課制にし、総務課では契約審査、医事課では出納審査を実施し、チェック体制を明確にしたとのことである。

ウ 監査結果・意見

いずれについても具体的な改善策が講じられており、平成18年度からはチェック体制を整備するといった措置も講じられているなど、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

(4) 看護衣等洗濯（海部病院1）

ア 指摘・意見の内容

作業単価が100万円以下であるという理由で随意契約を採用しているが、単価契約であっても通常は予定期間及び予定数量等があり、これによって算出される予定支出総額（見積額）が100万円を超えるか否かによって随意契約締結の可否を決定すべきである（平成12年度74頁）。

イ 措置の内容

平成13年度に随意契約理由を感染の危険のあるもの等を含むこと等、当該業務の性質、目的の特殊性に基づくものに改める措置を講じた。

なお、所管課の説明によれば、平成14年度から平成16年度までは3社から見積りを取って競争性を持たせ、さらに平成17年度以降は指名競争入札を実施しているとのことである。

ウ 監査結果・意見

根拠条項（地方公営企業法施行令21条の14第1項第1号）の誤りを認めた点は評価できる。ただし、看護衣等洗濯の業務については、その遂行にあたって特殊の技術・設備等や高度の専門知識を必要とするものとは考え難く、「その性質又は目的が競争入札に適しない」（同第2号）とは言えない。従って、根拠条項を同第1号から同第2号に改めただけでは、指摘・意見の趣旨に

沿った措置が講じられたとは評価し難い。

ただし、所管課の説明によれば、平成17年度以降は指名競争入札が実施されているとのことであり、一定の改善策が講じられていることは評価できる。

2 包括外部監査実施後の委託契約の推移

- (1) 平成12年度の包括外部監査では、地方公共団体のなす契約は一般競争入札が原則であり、指名競争入札及び随意契約による場合が限定されているにもかかわらず、100万円以上の委託契約70件のうち2件のみが指名競争入札であり、他は全て随意契約の方法で委託契約が締結されているとの指摘がなされていた(平成12年度68～69頁, 71～72頁)。

そこで、その後の委託契約の推移を調査したところ、その結果は別表I-3記載のとおりである(なお、「発注方法」の欄の「随」は随意契約, 「指」は指名競争入札を意味する。)。これを見ると、以下の問題点を指摘することができる。

ア 70件の委託契約のうち、すでに廃止された28件を除く42件の委託契約について見てみると、随意契約の方法で委託契約が締結されていた業務のうち、4件について指名競争入札が導入されており(三好病院12, 14, 15, 海部病院1), 当初から継続して指名競争入札を行っている1件(三好病院1)を加えると、平成18年度現在で合計5件について指名競争入札が実施されている。しかし、それ以外の37件については、見積り合せを行う等しているものもあるが、全て随意契約の方法が続けられており、原則と例外が逆転している。

また、指名競争入札が導入された業務(三好病院12, 14, 15, 海部病院1)についても、指名競争入札が実施されたのは平成16年度ないし平成17年度からであって、改善までに4～5年もの期間を要している。

イ 上記37件のうち、平成11年度から平成18年度までの8年間で受託業者に全く変更がないものは29件にも上っており(中央病院2～7, 9, 11, 15～17, 19, 21, 26, 29, 30, 三好病院2～6, 9, 10, 20, 海部病院2, 3, 6～8), かなりの割合を占めている。

このように、県立病院事業における委託契約については、一部改善は見られるものの、依然として長期間にわたり同一の業者との間で随意契約の方法によって委託契約が締結されている実態があり、契約の締結が情実に左右されるな

ど公正を妨げる事態が生じているとの疑念を招きかねない（平成１７年度４１～４２頁参照）。

ウ 委託金額が予定価格と一致ないし極めて近い金額となっているものが多く見受けられる（平成１８年度で言えば、中央病院２，３，１１，１２，１５～１９，三好病院２～７，９，１０，１２，２１，海部病院３，６）。

この中には、前年度の契約実績を基に予算措置を講じて予定価格としているものや、工数、業務量等から積算し、予定価格を算出したものもある一方、委託先の見積りに依拠して予定価格の算出が行われているのではないかと思われるものも見受けられる（平成１７年度４４頁参照）。

エ 今後、取扱いを変更する予定については「有」とするものも見られ、中にはすでに実施している（あるいは次年度から実施する予定である）ものもあるが、多くは具体的な検討状況や変更予定時期等が明らかではない。

しかし、包括外部監査での指摘・意見が平成１２年度になされていることを考えると、検討に要する時間が長すぎるように思われる。

（２）ところで、随意契約の方法を選択した理由としては、当該委託契約が「その性質又は目的が競争入札に適しない」（地方公営企業法施行令２１条の１４第１項第２号）ことを根拠とするものが大半である。

しかし、本当に競争入札に適しないと言えるか疑問があるものも少なくない。以下、所管課の回答（当該委託契約が「その性質又は目的が競争入札に適しない」と考える実質的な根拠）を、その内容に応じて適宜分類して整理し、それに対する当監査人の意見を述べる。

ア 電話交換（中央病院２），消防及び電気設備の保安管理（中央病院４），清掃・警備（中央病院７），電気設備保守管理（三好病院３），駐車場整理（三好病院７）

（ア）所管課の回答

電話交換（中央病院２）については、緊急時を含む多大な業務量をこなせる業者が他にない。消防及び電気設備の保安管理（中央病院４），電気設備保守管理（三好病院３）については、２４時間３６５日人命を預かるという特殊な業務を実施している病院において、緊急時にも対応できる業者は他にない。清掃・警備（中央病院７）のうち警備業務については、平成１９年度

から駐車場料金徴収及び駐車場整理（中央病院８）の業務と合わせて１つの契約とし、指名競争入札を行った。しかし、清掃業務に関しては、病院は多くの人が利用し、生活している場所であるため、このような大規模な病院において、患者や病院からの要望にきめ細かく対応し、弾力的な人材の供給ができる業者は県内には他にない。駐車場整理（三好病院７）については、周辺に早朝からこの業務を行える業者はない。

（イ）監査結果・意見

病院の規模や業務量等から見て、ある程度の業務遂行能力を有することは必要であり、その意味では委託業者の資格に一定の限定を加えることには合理性があると言える。

しかし、業務の内容それ自体は、特殊の技術・設備等や高度の専門知識を必要とするものとは考え難く、他にも業務を遂行できる業者は存在すると思われるので、「その性質又は目的が競争入札に適しない」とは必ずしも言えない。

この点、電話交換（中央病院２）については競争入札の導入を検討中とのことであるし、その他の業務についても、業務の内容を勘案しながら、競争入札が可能なものについては早急に競争入札を実施すべきである。特に、清掃・警備（中央病院７）のうち清掃業務について競争入札を実施せず、事業協同組合との間で長期間にわたり随意契約を続けていることについては、早急に見直しが必要である（後記３の（２）（５４～５５頁）参照）。

イ 夕食の下膳、残飯処理、食器の水槽への漬け込み等（中央病院３）、看護婦白衣洗濯（中央病院９）

（ア）所管課の回答

徳島県物品購入等の契約に係る一般競争入札参加資格者名簿において、唯一の登録業者であるとして随意契約をしていた。ただし、平成１９年度からは、指名競争入札や、プロポーザル方式による随意契約の契約方法に見直している。

（イ）監査結果・意見

夕食の下膳、残飯処理、食器の水槽への漬け込み等（中央病院３）については、所管課の説明によれば、少なくとも現在は登録業者も複数存在すると

のことである。従って、所管課の説明を前提としても、競争入札の障害となる事情は存在しないことになる。

また、看護婦白衣洗濯（中央病院 9）については、少なくとも平成 14 年度、平成 17 年度及び平成 18 年度には複数業者による見積り合せが行われている。従って、当該業者でなければ業務を遂行できないというわけではなく、「その性質又は目的が競争入札に適しない」とは必ずしも言えない。

ただ、夕食の下膳、残飯処理、食器の水槽への漬け込み等（中央病院 3）及び看護婦白衣洗濯（中央病院 9）のうち看護婦以外の白衣については、平成 19 年度から指名競争入札が実施されている。また、看護婦白衣洗濯（中央病院 9）のうち看護婦の白衣についても、平成 19 年度にプロポーザル方式による随意契約（ただし、クリーニング付きリースに変更された。）に契約方法が変更されている。その意味では改善策が講じられていると言える。

ウ エレベーター保守管理（中央病院 5、三好病院 4、海部病院 3）、通信設備及び弱電設備保守管理（中央病院 6）、X 線フィルム明室処理システム保守（中央病院 11）、画像処理装置 C R 保守（中央病院 12）、パーキングシステム保守（中央病院 15）、M R I 保守（中央病院 16、三好病院 21）、体外衝撃波結石破碎装置保守（中央病院 17）、D S A 装置保守（中央病院 18）、X 線コンピュータ断層撮影装置保守（中央病院 19）、空調機保守管理（三好病院 5）、搬送設備保守点検（三好病院 6）、血管連続撮影装置保守（三好病院 22）、C T システム保守（海部病院 6）

（ア）所管課の回答

医療安全上や技術面から見て、純正部品にて保守を行う業者や当該設備等の施工業者・製造業者・開発会社等による保守管理が妥当である。

（イ）監査結果・意見

所管課の説明については、特に医療機器の特殊性、専門性等を考慮すれば一定の合理性があると言え、現在の契約方法を前提とする限り、随意契約の方法が許されないとは言い難い。

しかし、設備等を購入した場合、その保守管理業務が必要となることは当然に予想されるのであって、その意味では両者は密接不可分なものと言える。にもかかわらず、両者を分割して発注することは、事務の煩雑化を招くだけ

であって、合理性があるとは思われない。

そうだとすれば、事務の効率化や契約金額抑制による経費節減を図るという観点に照らせば、設備等の購入とその保守管理とを一括して委託することが合理的であると思われる（現に、平成19年度からは、一定期間の保守料込みで設備等の購入を行っているものもあるとのことである。）ので、今後、設備等を購入する場合には、そのような契約方法を導入することを検討すべきである（平成17年度42頁参照）。

エ 燃やせるゴミの収集・運搬・処理（中央病院29）、医療廃棄物の収集・運搬・処理（中央病院30）、浄化槽維持管理（三好病院2）、産業廃棄物処理（三好病院9）、一般廃棄物処理（三好病院10）、医療廃棄物処理（海部病院2）

（ア）所管課の回答

当該業務を適切に行い得る（中央病院29）、感染性廃棄物の処理を行える業者が近隣において他にない（中央病院30）、規模が大きく処理場への搬入権を有している（三好病院2）、産業廃棄物の収集・運搬・処分業の許可業者であり、郡内で産業廃棄物の中間処理を行うとともに、最終処分場への搬入権が確保されている唯一の業者である（三好病院9、10）、県南の公的病院等の医療廃棄物を適正に処理している業者である（海部病院2）。

（イ）監査結果・意見

当該業務を適切に行うことができるのか、許可業者であるのか、処理場や最終処分場への搬入権を有するということは、業務を委託するための必要条件に過ぎず、それだけでは随意契約の方法を選択すべき理由とはなり得ない。ここで問題とされるべきは、当該業者以外にそのような条件を備えた業者が存在するか、存在する場合には、それでもなお当該業者と随意契約の方法で委託契約を締結すべき高度の必要性があるかということである。

これを本件についてみると、医療廃棄物（感染性産業廃棄物）の収集・運搬・処分については、業務を遂行できる業者が非常に限られている。また、一般廃棄物（浄化槽汚泥を含む。）の収集・運搬については、業務を遂行できる業者が施設の立地する地方公共団体の許可業者に限られている。従って、これらの業務については、随意契約の方法によることも合理性があると言え

る。しかし、これらの制約条件を除いた廃棄物の収集・運搬・処分や、浄化槽の維持管理については、業務を遂行できる業者も多く存在しており、業務の内容としても特殊の技術・設備等や高度の専門知識が必要となるものとは考え難い（許可業者であれば普通に遂行できるものである。）から、「その性質又は目的が競争入札に適しない」とは必ずしも言えない。

従って、地域的理由や搬入権の有無等により随意契約の方法によらざるを得ない場合以外は、契約方法の見直しが必要である。

オ X線作業従事者の被爆量の測定（中央病院21）、臨床検査（三好病院18、19、海部病院8、9）、X線写真フィルムマイクロ化（中央病院26）、病理組織標本作成等（三好病院20）

（ア）所管課の回答

実績があり信頼するに足る（中央病院21、26）、業務内容が特殊であり、実績、信頼性のある業者が適切である（三好病院18～20、海部病院8、9）。

（イ）監査結果・意見

前記エ（52～53頁）と同様、実績があり信頼に足るとか、業務を熟知しているというのは、業務を委託するための必要条件に過ぎず、それだけでは随意契約の方法を選択すべき理由とはなり得ない。

この点、臨床検査（三好病院18、19、海部病院8、9）や病理組織標本作成等（三好病院20）は今後、取扱いを変更する予定があるとのことであるが、このような趣旨を踏まえ、長期間にわたり随意契約の方法を選択しているX線作業従事者の被爆量の測定（中央病院21）及びX線写真フィルムマイクロ化（中央病院26）についても早急に見直しが必要である。

3 監査結果・意見（小括）

（1）契約方法の再検討（競争入札の徹底）

平成12年度の包括外部監査でも指摘されているとおり、契約の方法としては、一般競争入札が原則であって、指名競争入札及び随意契約によることができる場合が限定されている（平成12年度69頁）。そして、そのことは、平成16年度及び平成17年度の包括外部監査でも繰り返し指摘されている。

にもかかわらず、現実には随意契約の方法で委託契約が締結されているものが

大半であって、原則と例外が逆転しているのが実態である（前記２の（１）のＡ（４８頁）参照）。しかも、長期間にわたって同一の業者との間で随意契約の方法によって委託契約が締結されているものも多々見受けられる（前記２の（１）のイ（４８～４９頁）参照）。

随意契約の方法によることができる場合が限定されているのは、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態が生じること回避することにあると解される（最高裁昭和６２年３月２０日判決（民集４１巻２号１８９頁）参照）。しかし、前記のような実態を見る限り、このような弊害が現実化しているのではないかとの疑念を招きかねない。これまで検討してきたとおり、随意契約の方法に必要性、合理性が認められる場合は、さほど多くはないと思われるのであって、近年、随意契約の問題性が随所で指摘されるようになっていくことを併せ考慮すれば、その見直しは急務である。

従って、今後は随意契約の方法が例外とされている法の趣旨を改めて確認し、その必要性、合理性を十分に吟味した上で、できる限り競争入札の方法を採用する方向で契約方法の見直しを図るべきである。また、やむを得ず随意契約の方法を選択せざるを得ない場合であっても、例えばプロポーザル方式の導入や見積り合せの励行など、契約の公正及び価格の有利性を図る方策をさらに推進すべきである。

（２）事業協同組合を相手方とする契約の妥当性

平成１２年度の包括外部監査では、事業協同組合が受託している委託契約について問題点が指摘されており（前記１の（１）（４４～４５頁）参照）、平成１７年度の包括外部監査でも別の角度から問題点が指摘されている（平成１７年度４６頁参照）。しかし、その後も一部、契約内容に変更はあるものの、受託業者には全く変更はなく、指摘・意見を検討できているかどうか疑問が残る。

中小企業等協同組合法は、中小企業の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としている（同法１条）。その本来の趣旨は、単独では競争入札等への参加が困難な中小企業に対し、他の企業と対等な立場で競争できる地位を確保するために事業協同組合を組織して共同受注することを認め、もって公正な競争を実現することにあると解される。この点、官公需についての中小企業者の受注の確保に関

する法律によれば、地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされている（同法7条）ところ、事業協同組合は官公需の受託として適格である旨、官公需適格組合の認証を受けた団体である。その意味では、事業協同組合を委託先とすること自体が問題であるとは言えない。

しかし、現実には、事業協同組合との間で随意契約の方法によって委託契約が締結されているため、事業協同組合以外の業者が排除され、かえって公正な競争が阻害されており、法の趣旨にそぐわない結果が生じている。

従って、事業協同組合を受託者とする委託契約については、平成19年度に清掃・警備（中央病院7）の警備業務と駐車場料金徴収及び駐車場整理（中央病院8）を合わせて1つの契約として指名競争入札を実施したように、中小企業に対して公正な経済活動の機会を確保するという観点から、契約方法（随意契約）の見直しを行うとともに、事業協同組合を委託先とすることが前記の観点に照らして適切と言えるか否かという視点に立って委託の可否を再検討すべきである。

（3）委託金額、予定価格の妥当性

委託契約の推移を見たところ、仕様変更や業務量の増加等による増額を除けば、概ね減少傾向にあると言ってよいと思われる。しかし、そのことは、逆に言えば従前の契約金額が高い水準にあったことを意味している。

ところで、委託契約の中には、委託金額が予定価格と一致ないし極めて近い金額となっているものが多く、委託先の見積りに依拠して予定価格の算出が行われていると思われるものも見受けられる（前記2の（1）のウ（49頁）参照）。しかし、委託契約の締結に先立ち、あらかじめ予定価格を定める趣旨は、委託金額の一応の基準を定めることによって、委託金額の適正を確保することにあると解される。にもかかわらず、委託先の見積りに依拠して予定価格を算出するということでは、委託金額の適正を確保するという予定価格の機能は完全に損なわれてしまい、委託先の見積りの当否を判断できない状態で委託契約を締結してしまう虞がある。

従って、委託金額の妥当性を確保するためには、その前提として適正な予定価格を設定することが重要であり、そのためには他の業者から見積りを徴したり、それが不可能な場合には県外も含めた調査を実施したりするなどして、公正な競

争が行われた場合に形成される価格を把握するよう努めるべきである。

(4) 契約の内容や手続のチェック体制

委託契約については、契約の内容や手続について法律的な不備が指摘されているところ、このような不備は、たまたま生じたミスというよりは、契約の内容や手続の適正を確保するための体制が十分ではなかったことに起因するものと考えられる。

従って、今後は、契約の内容や手続のチェックを各担当者に任せるのではなく、そのチェックを一元的に行う部署や担当者を設けるなど、契約の内容や手続を法律的な観点からチェックする体制を構築すべきである。この点、所管課の説明によれば、平成18年度からは、各病院事務局を2課制にし、総務課では契約審査、医事課では出納審査を実施し、チェック体制を明確にしたとのことである（前記1の(3)のイ(47頁)参照)ので、今後は、その機能を十分発揮させていくことが肝要である。

第4 補助金（平成13年度）

1 包括外部監査での指摘・意見と、それに対する措置状況の概要

措置状況管理台帳によれば、包括外部監査での指摘・意見の内容と、それに対する措置状況の概要は、「措置状況一覧表（補助金）」（別表Ⅰ－4）記載のとおりである。以下、主要な点について、当監査人の意見を述べることとする（なお、以下の記述において、「措置状況一覧表（補助金）」を引用する場合には、「一覧表〇〇」などと記載する。）。

（1）徳島県職員互助会事業補助金

ア 補助金の使用状況

（ア）指摘・意見の内容

年度末に補助対象団体から担当課へ提出される実績報告書には、補助金が現実に使用された具体的事業の内訳が添付されていない（一覧表9，平成13年度28頁）。その結果、以下のような事態を招いている。

a 補助金の使用残が当期利益の一部として残り、補助対象団体の資産として蓄積され（一覧表2，平成13年度15～16頁），保健経理事業（補助金の使用対象事業）の利益で形成された資産の一部が補助対象事業ではない貸付事業（貸付経理事業）の原資として使用されている（一覧表3，平成13年度16頁）。

b 現役職員のための補助金として交付されているはずの資金が職員退職者会への補助金となっている（一覧表5，平成13年度17頁）。

（イ）措置の内容

平成13年度以降，実績報告書に具体的な事業内訳を記載した書類を添付させることとする（一覧表9）とともに，前記a，bについて以下のような措置を講じた。要するに，補助金の使用状況を確認し，それを踏まえて補助金額を決定する扱いとするとともに，補助金が本来の趣旨に沿わない使途に費消されないような措置を講じたということである。

a 平成13年度以降，年度末における支出実績に応じて補助金額を確定し，精算することとした（一覧表2）。また，平成14年度には，保健経理から貸付経理への貸付金を全額返還することとした（一覧表3）。

b 職員退職者会への補助金については，平成13年度以降，保健経理事業

から補助金対象外である福祉経理事業に移管した（一覧表５）。

（ウ）監査結果・意見

これらについては、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。しかし、逆に言えば、それ以前は補助金の使用状況の確認もなされないまま漫然と補助金が支出されていたことを示している。

イ その他

（ア）指摘・意見の内容

公益上の必要性や補助金額の決定方法、補助金の使用状況について様々な疑問を呈している（一覧表１，４，７，８）。

（イ）措置の内容

当該補助金は平成１７年度末で廃止した（一覧表１，４，７，８）。

（ウ）監査結果・意見

近年の職員互助会を取り巻く社会経済情勢等を勘案し、補助金が廃止されたことは評価できる。しかし、逆に言えば、これまで補助金額の決定方法等について十分な吟味がなされないまま補助金が支出されていたことを示している。

（２）徳島県教職員福利厚生事業費補助金

ア 補助金交付要綱

（ア）指摘・意見の内容

補助金の使用対象事業については、補助金交付要綱では明示されておらず、補助対象団体が判断していた（一覧表１０，平成１３年度２０頁）。

（イ）措置の内容

徳島県教職員福利厚生事業補助金交付要綱の一部を改正して使用対象事業を明示し、平成１４年４月１日から施行した（一覧表１０）。

（ウ）監査結果・意見

これについては、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。しかし、逆に言えば、それ以前は使用対象事業の限定もなされず、補助金の必要性や補助金額等について十分な吟味がなされないまま漫然と補助金が支出されていたことを示している。交付要綱によって裁量の範囲を限定し、補助金の支出に縛りをかけることの重要性を示している（平成１８年度１４

3～144頁参照)。

イ 補助金の使用状況

(ア) 指摘・意見の内容

年度末に補助対象団体から担当課へ提出される実績報告書には、補助金が現実に使用された具体的事業の内訳が添付されていない(一覧表18, 平成13年度28頁)。その結果、以下のような事態を招いている。

- a 毎年のように福祉事業会計から貸付金等特別会計へ多額の資金を繰出金として移動させており、補助対象事業での剰余金が補助対象事業ではない貸付金等特別会計で運用され、あるいは資産として蓄積されている(一覧表11, 平成13年度20～21頁)。
- b 福祉事業に使用されるべき補助金が、組合員に対する退会慰労金として費消されている(一覧表12, 平成13年度21～22頁)。
- c 単身組合員給付及び退職者家族旅行助成では、旅行券を支給することとされているが、旅行券の使用の有無について旅行後の報告を徴していない(一覧表13, 平成13年度22頁)。

(イ) 措置の内容

平成13年度以降、実績報告書に具体的な事業内訳を記載した書類を添付させることとする(一覧表18)とともに、前記a～cについて以下のような措置を講じた。要するに、補助金の使用状況を確認し、それを踏まえて補助金額を決定する扱いとするとともに、補助金が本来の趣旨に沿わない使途に費消されないような措置を講じたということである。

- a 平成13年度以降、年度末における支出実績に応じて補助金額を確定し、精算することとした(一覧表11)。その結果、平成14年度以降は繰出金が0となっており、平成15年度には貸付金等特別会計から福祉事業会計へ5億円の繰入れがなされた。
- b 退会慰労金制度は平成13年度末で廃止した(一覧表12)。
- c 退職者家族旅行助成制度は平成13年度末で、単身組合員給付制度は平成14年度末で、それぞれ廃止した(一覧表13)。

(ウ) 監査結果・意見

これらについては、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言

える。しかし、逆に言えば、それ以前は補助金の使用状況の確認もなされないまま漫然と補助金が支出されていたことを示している。

また、退会慰労金制度、退職者家族旅行助成制度及び単身組合員給付制度については廃止されており、補助金の必要性自体にも疑問があったことが窺われる。

ウ その他

(ア) 指摘・意見の内容

公益上の必要性や補助金額の決定方法、補助金の使用状況について様々な疑問を呈している（一覧表１４～１７）。

(イ) 措置の内容

当該補助金は平成１７年度末で廃止した（一覧表１４～１７）。

(ウ) 監査結果・意見

近年の教職員互助組合を取り巻く社会経済情勢等を勘案し、補助金が廃止されたことは評価できる。しかし、逆に言えば、これまで補助金額の決定方法等について十分な吟味がなされないまま補助金が支出されていたことを示している。

(３) 徳島県警察職員互助会補助金

ア 補助金の使用状況

(ア) 指摘・意見の内容

年度末に補助対象団体から担当課へ提出される実績報告書には、補助金が現実に使用された具体的事業の内訳が添付されていない（一覧表２５，平成１３年度２８頁）。その結果、以下のような事態を招いている。

a 補助金を投入している給付事業及び厚生事業の２事業とも利益金があり、それが給付事業改善積立金及び厚生事業改善積立金に繰り入れられている（一覧表２１，平成１３年度２５～２６頁）。

b リフレッシュ活動助成金について、受給金の使用事実の確認ができていない（一覧表２２，平成１３年度２６頁）。

(イ) 措置の内容

平成１３年度以降、実績報告書に具体的な事業内訳を記載した書類を添付させることとする（一覧表２５）とともに、前記 a，b について以下のよう

な措置を講じた。要するに、補助金の使用状況を確認し、それを踏まえて補助金額を決定する扱いとするとともに、補助金が本来の趣旨に沿わない使途に費消されないような措置を講じたということである。

a 平成13年度以降、年度末における支出実績に応じて補助金額を確定し、精算することとした（一覧表21）。

b 平成14年度以降、領収書を添付した報告書を徴収し、使用事実を確認することとした（一覧表22）。

（ウ）監査結果・意見

これらについては、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。しかし、逆に言えば、それ以前は補助金の使用状況の確認もなされないまま漫然と補助金が支出されていたことを示している。

しかも、平成12年度には積立金（内部留保）の額が8,473万7,265円であったところ、平成13年度以降も積立金（内部留保）の額は概ね増加しており、平成18年度末における積立金の額は1億1,205万5,242円にも上っている。しかし、これほど多額の資産を有する団体に対して補助金を交付する必要があったのか、甚だ疑問があると言わざるを得ない。平成13年度の包括外部監査において多額の積立金（内部留保）の存在が指摘されていたことに照らせば、単に補助金の使用状況を確認するに留まらず、補助対象団体の財政状態を勘案した上で補助の可否及び補助金額を決定する必要があったとも言える（平成18年度142頁参照）。その意味では、指摘・意見の趣旨が十分に実現されたとは言い難い。

イ その他

（ア）指摘・意見の内容

公益上の必要性や補助金額の決定方法、補助金の使用状況について様々な疑問を呈している（一覧表20, 23, 24）。

（イ）措置の内容

当該補助金は平成17年度末で廃止した（一覧表20, 23, 24）。

（ウ）監査結果・意見

近年の職員互助会を取り巻く社会経済情勢等を勘案し、補助金が廃止されたことは評価できる。しかし、逆に言えば、これまで補助金額の決定方法等

について十分な吟味がなされないまま補助金が支出されていたことを示している。

(4) 財団法人徳島県スポーツ振興財団運営事業補助金

ア 補助金の使用状況

(ア) 指摘・意見の内容

補助金で人件費の支給を行う対象とされている職員のうち12名が他の組織へ専従派遣されているところ、その人件費は原則として補助対象団体が負担している（徳島市への出向者のみ、徳島市がその半額を負担している。）。しかし、他の派遣先団体等において当該団体等の業務に専従就業する者の人件費を負担することは、補助対象団体への補助金が、実質的には派遣先団体等の人件費として使われていることになる（一覧表26、平成13年度31頁）。

(イ) 措置の内容

平成14年12月10日時点では、派遣先団体・所管課と職員派遣の必要性、人件費予算の付け替え等を協議することとされるに留まっていた（一覧表26）。その後、所管課においてスポーツ振興のあり方について全面的な見直しを行った結果、当該補助金は平成18年度末をもって廃止した。

(ウ) 監査結果・意見

補助金が廃止されたこと自体は評価できる。しかし、逆に言えば、そもそも補助金の必要性自体に疑問があったとも言え、補助金の必要性等について十分な吟味がなされないまま漫然と補助金が支出されていたことを示している。

また、指摘事項については、検討を重ねているうちに補助金自体の廃止に至っており、検討に時間を要していることも問題である。

イ 委託料の積算根拠

(ア) 指摘・意見の内容

対象団体に対する委託料は、年度初めに契約金額を定めて契約書を取り交わしていても、年度末において年度中における現実の支出額に契約金額を修正した上で支払いがなされており、実質的には補助金と同じようなものとして取り扱われているが、現実に出した額を委託料によって全て補ってもら

えるため、経費の支出に慎重さを欠くことになる（平成13年度31～32頁）。

（イ）措置の内容

この点については、そもそも措置の対象となっていなかった。そこで、その後の取扱いについて所管課に確認したところ、「以前に比べて、より慎重に内容を精査するようになったものの、従前の取扱い（年度末において年度中における現実の支出額に契約金額を修正した上で支払いを行う）には変更はない」旨の回答がなされた。

（ウ）監査結果・意見

「徳島県会計事務の手引き（平成12年3月改訂版）」（129～130頁）によれば、契約金額の増額は、①単価契約において、予定数量が契約後の事情により著しく変動を来し、あらかじめ定めた単価がはなはだしく不当となった場合、②設計変更等により契約目的を変更するとともに、契約金額の変更を行う場合、③天災事変、社会情勢の急激な変転等により、物価、賃金が著しく変動したため、全体の契約金額が公平の原則上、はなはだしく不当となったと認められる場合、④物品の統制価格等の改正があった場合を除き、許されないとされている。そもそも、本来、補助金として支出すべき経費を委託費という形で支出することは、公益上の必要性（地方自治法232条の2）という制約を無意味にするものであり、県費の支出が恣意に流れる危険性がある。

そうだとすると、対象団体に対する委託料について、「年度末において年度中における現実の支出額に契約金額を修正した上で支払いを行う」ことは、たとえ「慎重に内容を精査」したとしても、そのような取扱い自体が許されない。従って、これについては指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていないと言わざるを得ない。

（5）徳島県スポーツ・レクリエーション祭開催事業補助金

ア 補助金の使用状況

（ア）指摘・意見の内容

教育委員会及び徳島県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、各主催団体から参加人員の報告を受けてい

るが、報告内容は書類上の形式的なものであり、その実態及び補助の成果については十分な検証ができていない（一覧表 28，平成 18 年度 34 頁）。

（イ）措置の内容

平成 14 年度以降，各主催団体が実行委員会に提出する実施報告書に具体的に成果を記載させるとともに，実行委員会から県に提出する実績報告書にその成果の総括を記載させることとした（一覧表 28）。

（ウ）監査結果・意見

これについては，指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。しかし，逆に言えば，それ以前は補助金の使用状況の確認もなされないまま漫然と補助金が支出されていたことを示している。

イ その他

（ア）指摘・意見の内容

実施日時が各団体の都合によって統一されておらず，県民への周知が不徹底である（一覧表 27，平成 13 年度 34 頁）。

（イ）措置の内容

徳島県スポーツ・レクリエーション祭は平成 18 年度末で廃止した。

（ウ）監査結果・意見

補助金が廃止されたこと自体は評価できる。しかし，逆に言えば，そもそも補助金の必要性自体に疑問があったとも言え，補助金の必要性等について十分な吟味がなされないまま漫然と補助金が支出されていたことを示している。

（6）国民体育大会関係補助金

ア 補助金の使用状況

（ア）指摘・意見の内容

補助金の使用実態についての検証が不十分であるとの指摘がなされている。具体的には，以下のとおりである。

- a 年度末における実績報告は補助対象団体からなされるが，現実には補助金を使用したのは主にスポーツ競技団体であるため，補助対象団体からの報告内容は書類上の形式的なものとなっている（一覧表 30，平成 13 年度 37 頁）。

b 競技力向上対策事業については、その効果を高めるためにも、各競技団体の強化計画と実際に実施した強化対策との対比や、国民体育大会での成績に基づく強化対策の有効性を経費面から検証することが重要であり、補助対象団体の実績報告書の書類審査だけではなく、実施した強化対策の内容が確認できる書類を各競技団体から提出させたり、当該事業に関して補助対象団体及び各競技団体に対する現地調査を実施したりすることが重要である（一覧表31，平成13年度37～38頁）。

（イ）措置の内容

前記a，bについて以下のような措置を講じた。

a 国体派遣事業及び四国ブロック大会派遣事業については、平成14年度以降、競技会場等を確認し、それらの結果報告等を実績報告書に添付することとした（一覧表30）。

b 競技力向上対策事業については、平成14年度以降、各競技団体の事業実施の領収書等を添付させるとともに、事業の現地確認を行い、使用実態の検証を行うこととした。また、補助対象団体及び競技団体に対する調査を行うこととした（一覧表30，31）。

（ウ）監査結果・意見

これについては、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。しかし、逆に言えば、それ以前は補助金の使用状況の確認もなされないまま漫然と補助金が支出されていたことを示している。

イ 補助金の必要性

（ア）指摘・意見の内容

スポーツのすそ野を広げ、県民意識の高揚といった面を考慮しつつも、コストと対比して国民体育大会での成績がそれに見合うものかどうかという観点からの考察が必要である（一覧表29，平成13年度36～37頁）。また、スポーツを愛好することに税金を使うことへの疑問や、国民体育大会の存在自体を疑問視する意見も出るようになっている（平成13年度37頁）。

（イ）措置の内容

平成15年度以降、補助対象団体、競技団体とともに国体成績等の分析と評価を行い、その結果に応じて競技団体への配分割合を変更する等、競技力

向上のための効果的な補助を行うこととした（一覧表２９）。

（ウ）監査結果・意見

一定の措置は講じられていると言える。ただし、指摘・意見によれば、補助金の必要性それ自体に疑問があるとされているところ、そこまで踏み込んだ抜本的な検討がなされた形跡は窺われず、必ずしも十分な措置が講じられているとは言い難い。

（７）高度技術型産業立地促進事業補助金、ニューファクトリー等導入促進事業補助金

これらについては、ニューファクトリー等導入促進事業補助金について細かな事務手続上の問題点が指摘されるに留まり、指摘・意見の趣旨に沿った措置も講じられている（一覧表３２，３３，平成１３年度４２頁）。

なお、平成１３年度以降も多額の補助金が支出されている（高度技術型産業立地促進事業補助金については３３億６４０万１，０００円、ニューファクトリー等導入促進事業補助金については４，４３６万４，０００円）ことから、当監査人において改めて監査を実施したところ、補助事業の公益性・必要性、対象者及び対象事業の選定、補助金の積算等は適正に行われており、交付した補助金に見合う効果も得られていると判断された。

（８）小売・卸売商業安定化事業費補助金、食鳥副産物有効利用促進事業補助金、とちく場等衛生確保対策事業補助金

ア 補助金の決定方法

（ア）指摘・意見の内容

補助金が事業経費の一定割合を補助するものであるにしても、補助対象企業に対する補助金の決定にあたり、補助事業にかかる事業損益の実態を考慮せずになされることが適当と言えるか疑問があり、今後は、県内の副産物・残渣物の処理、再資源化における事業損益の報告を徴し、補助金額を決定する際の重要な資料とすべきである（一覧表３４，３６，３８，平成１３年度４９～５０頁）。

（イ）措置の内容

これについては、補助対象企業の収支を把握するための決算書等の資料は徴しておらず（現地調査の時に、製造原価や補助対象経費等の確認のために

補助対象企業から決算書等の提示を受けるに留まっている。）、指摘・意見の趣旨に沿った措置は講じられていない。その理由について、所管課は以下のように説明している（一覧表34、36、38）。

- a 総体として行っている企業活動を、県内・県外という観点から、個々の経費を区分計上して県内分の正確な損益計算書を作成することは實際上難しい（商工政策課）。
- b 県内分の副産物・残渣物の処理に要する経費は、県外分の収集材料と同時に処理することで効率性等を向上させているものであり、県内分のみで工場を稼働させた場合の損益を算出することは実態に即したものではなく、県内の副産物・残渣物の処理及び再資源化における事業損益を算出することは困難であると思われる（商工政策課）。
- c 事業損益の実態を考慮した補助事業のあり方は、現行の補助事業の目的（副産物・残渣物の適正処理に要する経費の補助）に大きく変更を加えるものであるので、損益把握の手法とともに今後検討すべき課題である（商工政策課、生活衛生課）。
- d 多岐にわたる企業活動の中で食鳥副産物に係る事業損益の把握が難しく、また補助事業の目的にも関係するところであるので、把握方法や補助金の決定方法について、今後検討を要する課題である（畜産課）。

（ウ）監査結果・意見

- a 措置を講じていない理由のうち、前記a、bについては、確かに事業損益を県内・県外で分けることの妥当性には疑問がないわけではなく、その意味では措置しないことにも一定の合理的な理由があると言える。

もっとも、生活衛生課の説明では、補助対象経費を残渣物の排出量に応じて県内・県外で按分した上で補助金額を積算しているとのことである。従って、その妥当性は別にして、事業損益を県内・県外で分けることについてはなお検討の余地はあると思われる。

- b これに対し、前記c、dについては、その合理性に疑問がある。

すなわち、当該補助金が副産物・残渣物の適正処理に要する経費を補助するものであるとしても、そのことから補助率や補助額が一義的に決定されるわけではない。補助を実施するか否か、実施する場合にどの程度の補

助を実施するかは、県費をどのように配分するのが適当かという価値判断及び政策判断の問題である。

従って、補助金額の算定にあたって補助対象企業の事業損益の状況を考慮することが、補助事業の目的との関係でできないということにはならず、補助対象企業の事業損益の状況を踏まえて補助金額を決定する必要がある。

c 以上によれば、これについては指摘・意見の趣旨に沿った措置が十分講じられているとはいえない。

この点、平成18年度の包括外部監査でも、とちく場等衛生確保対策事業補助金について、「当該企業全体の収支を把握したうえで、総合的な判断の下、補助金を支出することも必要であると考えられる。補助金の交付要綱について、企業全体の事業収支も補助金積算の際の重要な要因とするよう、検討すべきである」と指摘されており（平成18年度119～120頁。この指摘の趣旨は、小売・卸売商業安定化事業費補助金及び食鳥副産物有効利用促進事業補助金にもそのまま妥当する。）、速やかな改善が望まれる。

イ 補助金の使用状況

（ア）指摘・意見の内容

調査の方法及び調査結果を記録した文書類は作成されず、調査に当たった職員が口頭により上司に復命しているが、今後は、客観的に調査の過程及び結果が分かるように、調査の手続マニュアルをあらかじめ定めておき、これに基づいて実施した経緯、結果を文書にして残すようにすべきである（一覧表35, 37, 39, 平成13年度51頁）。

（イ）措置の内容

平成13年度の補助金に係る調査から、調査の手続マニュアル（補助金調査要領）を制定し、これに基づき調査を実施するとともに、その結果を復命書として残すこととした（一覧表35, 37, 39）。

（ウ）監査結果・意見

指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

しかし、逆に言えば、それ以前は補助金の使用状況が書類上、明確にされないまま補助金が支出されていたことを示している。

2 包括外部監査実施後の補助金の推移

平成13年度以降の補助金額の推移を調査した結果は、以下のとおりである。

(1) 徳島県職員互助会事業補助金、徳島県教職員福利厚生事業費補助金、徳島県警察職員互助会補助金

年 度	補助金額（円）		
	徳島県職員互助会 事業補助金	徳島県教職員福利 厚生事業費補助金	徳島県警察職員 互助会補助金
13	167,127,268	236,966,619	66,661,786
14	172,545,670	219,210,605	75,793,746
15	165,012,859	223,981,434	77,000,000
16	157,589,335	196,832,962	76,000,000
17	90,299,505	143,038,063	35,941,570
18	0	0	0

これらの補助金については、平成13年度以降、概ね減少しており、平成17年度末には補助金自体が廃止された。その意味では、包括外部監査での指摘・意見が一定の成果を挙げたとも言える。

ただし、廃止までに5年もの期間を要している点は問題である。

(2) 財団法人徳島県スポーツ振興財団運営事業補助金（委託料を含む。）

年 度	補助金（円）	委託料（円）	合計（円）
13	128,583,000	522,863,000	651,446,000
14	139,099,000	505,997,000	645,096,000
15	140,277,000	516,027,122	656,304,122
16	146,212,523	736,722,933	882,935,456
17	199,237,000	502,526,387	701,763,387
18	75,752,000	404,915,529	480,667,529

ア 補助金については、平成13年度以降も減少しておらず、むしろ増加している。このことから、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていないこと

が窺われる。

ただし、平成18年度には補助金額が激減しており、所管課の説明によれば、平成18年度末には補助金自体が廃止されたとのことである。そのこと自体は評価できる。しかし、そもそも補助金の必要性自体に疑問があったとも言え、廃止までに6年もの期間を要している点は問題である。

イ 委託料については、平成13年度以降もほとんど変化はなく、むしろ平成16年度には激増している。このことから、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていないことが窺われる。

ただし、平成18年度には、穴吹クレー射撃場の管理委託業務が廃止されるとともに、それ以外の施設については指定管理者制度に移行したことから、従来に比べて20%程度の経費削減が図られている。そのこと自体は評価できる。しかし、逆に言えば、それまでは過大な経費が支払われていたとも言え、「年度末において年度中における現実の支出額に契約金額を修正した上で支払いを行う」との取扱いに問題があることを示している。

(3) 徳島県スポーツ・レクリエーション祭開催事業補助金

年 度	補助金 (円)
13	17,400,000
14	16,400,000
15	16,000,000
16	14,800,000
17	8,500,000
18	8,000,000

この補助金については、平成13年度以降、一貫して減少しており、所管課の説明によれば、平成18年度末には補助金自体が廃止されたとのことである。その意味では、包括外部監査での指摘・意見が一定の成果を挙げたとも言える。

ただし、そもそも補助金の必要性自体に疑問があったとも言え、廃止までに6年もの期間を要している点は問題である。

(4) 国民体育大会関係補助金

年 度	補助金額 (円)			
	国体派遣事業 補助金	四国ブロック 派遣事業補助金	競技力向上対策 事業補助金	合 計
13	63,721,000	8,813,687	136,171,000	208,705,687
			(113,789,000)	
14	41,938,514	3,000,000	143,468,197	188,406,711
			(120,490,197)	
15	40,360,611	9,851,796	138,965,340	189,177,747
			(115,514,340)	
16	39,291,245	6,098,114	114,322,368	159,711,727
			(91,569,368)	
17	29,372,845	3,000,000	99,392,901	131,765,746
			(76,566,901)	
18	25,744,783	7,912,170	110,703,857	144,360,810
			(92,290,857)	

() 内は、(財)徳島県体育協会への補助金額

これらの補助金のうち、国体派遣事業補助金については、平成13年度をピークに、それ以降、一貫して減少しており、一定の評価はできる。これに対し、四国ブロック派遣事業補助金及び競技力向上対策事業補助金については、年度によって金額にばらつきがあり、長期的視野に立って補助のあり方（補助の要否、補助対象事業の選定及び補助金の積算等）が検討されているとは言い難い状況にある。

また、これらの補助金の合計額は平成18年度で1億4,436万810円にも上っており、平成13年度の包括外部監査での指摘・意見の内容（前記1の（6）のイの（ア）（65頁）参照）をも考慮すれば、補助金の必要性自体についての検討が必要である。

(5) 高度技術型産業立地促進事業補助金, ニューファクトリー等導入促進事業補助金

年 度	高度技術型産業立地 促進事業補助金		ニューファクトリー等 導入促進事業補助金	
	企業名	金額 (円)	企業名	金額 (円)
13	A	31,995,000	A	37,864,000
	B	27,999,000	B	6,500,000
14	C	182,985,000		
15	D	149,483,000		
	E	827,613,000		
16	F	765,461,000		
	G	61,197,000		
	H	102,226,000		
17	I	996,000,000		
	J	38,198,000		
18	K	62,271,000		
	L	60,973,000		

この補助金については、年度によって金額にばらつきがあるが、補助金の交付対象となる企業の有無及びその規模等に左右されることから、特に問題はないと思われる。

(6) 小売・卸売商業安定化事業費補助金，食鳥副産物有効利用促進事業補助金，とちく場等衛生確保対策事業補助金

年 度	補助金額 (円)			
	小売・卸売商業 安定化事業費補助金	食鳥副産物有効利用 促進事業補助金	とちく場等衛生確保対策事業補助金	
			J企業	徳島市
13	66,953,367	128,982,961	72,833,347	10,000,000
14	61,701,024	96,957,837	65,086,008	10,000,000
15	64,223,017	114,603,986	67,597,393	10,000,000
16	55,652,955	133,747,574	71,357,570	10,000,000
17	51,831,445	150,000,000	71,393,060	10,000,000
18	60,727,361	150,000,000	70,115,212	10,000,000

これらの補助金については、年度によって若干の変動があるに過ぎず、目立った減少は見られない。特に、食鳥副産物有効利用促進事業補助金については、平成14年度は減少したものの、その後は増加している。ただし、これは牛海綿性脳症（BSE）の発生による畜産物由来の肉骨粉等の流通禁止あるいは解禁による国のBSE対策助成金の増減に伴う変動であるので、そのこと自体は問題とは言えない。

なお、所管課の説明によれば、平成19年度は、厳しい県財政の影響もあって、平成18年度に比べて補助限度額が30%削減されたとのことである（小売・卸売商業安定化事業費補助金については4,900万円、食鳥副産物有効利用促進事業補助金については1億500万円、とちく場等衛生確保対策事業補助金については5,600万円）。その意味では、補助金額の再検討の必要性があると言える。

3 監査結果・意見（小括）

(1) 補助金の使用状況について

平成13年度に監査対象となった補助金については、従前は補助金の使用状況を確認する手続が不十分であったものが多く、その結果、必要以上の補助金が支出されたり、補助金が本来の趣旨に沿わない使途に費消されたりするという事態

を招いていた。その後、指摘・意見を踏まえた措置が講じられた結果、補助金額が減少するという効果が生まれているものも多いが、このような事実を照らせば、他の補助金についても同様の問題が生じている可能性は高いと思われる。

このような補助金の運用を巡る問題点が明らかになった以上、今後は平成13年度の包括外部監査の対象となった補助金に限定することなく、全ての補助金に対象を拡大した上で、補助金の使用状況の確認手続を点検し、不十分な点があれば改善を図るとともに、補助金の使用状況を踏まえて補助の要否及び補助金額（補助金の積算根拠）を改めて吟味すべきである。

（２）補助金の必要性について

平成13年度の包括外部監査の対象となった補助金の中には、包括外部監査の実施後、廃止された補助金も少なくない。そのこと自体は評価できる。

しかし、逆に言えば、それまでは漫然と補助金が支出され続けてきたことを意味する。補助金については、公益上の必要性（地方自治法232条の2）の有無が十分に吟味される必要がある。

従って、平成13年度の包括外部監査の対象となった補助金に限らず、およそ補助金を支出するに当たっては、安易に先例を踏襲するのではなく、補助金を複数年支出し続けることによって、補助金を支出する以前と比較し、補助対象団体の財政状況がどのように変わったのか、当初の政策目標はどの程度実現されたのか、公益性について変化はないのか、今後どのくらいの補助が必要であるかなど、長期的視野に立った上で補助金の必要性を不断に検証すべきである（平成18年度143頁参照）。

（３）補助金額について

仮に補助を実施する必要があるとしても、その補助金額については改めて吟味する必要がある。特に、補助対象団体の財務状況、経営状態を考慮しないで補助金を交付することには疑問が多い。この点、平成13年度以降の補助金額の推移を調査したところ、全体的には整理、縮小の傾向にあることが窺われるが、そのことは従前、必要以上の補助金が支出されていたことを意味する。

従って、平成13年度の包括外部監査の対象となった補助金に限らず、およそ補助金を支出するに当たっては、補助対象団体の補助対象事業のみを取り上げて補助金額の積算根拠とするのではなく、補助対象団体の財務状況、経営状態をも

勘案し、また、過去の積算根拠にとらわれることなく、毎年、必要最小限度の金額となっているか否かを厳しく吟味すべきである。

第5 提言

1 包括外部監査の実効性を確保するための方策

(1) 指摘・意見の趣旨や、そのような問題が生じる原因を踏まえた措置を講じる必要性

例えば、契約手続について法律上の不備を指摘されたもの（前記第2の1の（1）のイ（5～7頁）参照）については、不備のあった点は改善されているものの、そのような法律上の不備が生じる原因（契約手続の適正を確保するための体制が十分でないこと）にまで踏み込んだ改善策が講じられているとは言い難い。また、指摘・意見に対する措置としてマニュアルを作成したというものも見受けられる（前記第2の1の（2）のア（8～13頁）参照）が、マニュアルの内容を見る限り、担当者がとるべき行動についての具体的な基準等が明らかになっていないため、担当者によって取扱いに差が生じる可能性があり、組織的、統一的な対応という点では必ずしも十分とは言えない。

このような問題が生じる原因は、指摘・意見を受けても、指摘・意見を受けた事項だけを改善するという表面的な対応に留まっており、指摘・意見の趣旨や、そのような問題が生じる原因を踏まえた、問題の根本にまで踏み込んだ対応がなされていないからであると思われる。

従って、関係部局の担当者としては、今後、包括外部監査での指摘・意見に対して、単に「言われたことをやる」という姿勢ではなく、なぜそのような指摘・意見を受けることとなったのか、現在の運用のどこに問題があるのか、それを改善するためにはいかなる措置を講じればいいのか、それによって何を実現しようとするのかという目的意識を持って対応すべきである。

(2) 速やかな取組みを行う必要性

包括外部監査での指摘・意見に対しては、一定の措置が講じられているものが多く、そのこと自体は評価できる。しかし、措置が講じられるまでに長期間を要しているものや、今なお検討中というものも少なくない。このように、長期間にわたって問題が放置されてきた結果、例えば未収金の額は増加し、委託契約も随意契約の方法が温存され、補助金も長年にわたって支出され続けてきた。そして、この間、徳島県の財政状況は確実に悪化している。これでは、包括外部監査の効果も半減すると言わざるを得ない。

従って、包括外部監査の指摘・意見に対しては、スピード感を持って、速やかに対応することが必要である。具体的には、指摘・意見を受けた部局は、遅くとも1年以内に結論を出すこととするとともに、結論が出ないものについては、その理由を公表し、県民の批判と議論に委ねるようにすべきである（後記2の（2）（79頁）参照）。

（3）監査での指摘・意見を契機として全庁的に見直しを行う必要性

包括外部監査においては、時間的、人数的な制約から、全ての事項を網羅的に監査することは物理的に不可能であって、いくつかの事例を抽出して問題点を指摘するに留まらざるを得ない。

しかし、そのことは、指摘・意見で言及した事項以外は問題がないということの意味するものではない。また、包括外部監査では監査対象としなかった部局についても、指摘・意見で言及した事項と共通する問題を抱えている場合も少なくない（本監査で検証した事項（未収金、委託契約及び補助金）は、まさにそのようなテーマである。）。そのような場合、監査対象となっていないという理由で放置していたのでは、問題点が温存され、後日、同様の指摘・意見が繰り返されるという結果になりかねない（現に、本監査でも、そのような点が多々見受けられる。）。結局のところ、指摘・意見に対しては、監査対象となった部局が当該事項について個別に対応するに留まり、それ以外の事項・部局については十分な対応がなされていないのが実情であって、いわゆる縦割り行政の弊害が如実に表れている。これでは、包括外部監査の貴重な指摘・意見が十分に活用されていないと言わざるを得ない。

従って、包括外部監査での指摘・意見については、当該事項だけを改善するという姿勢ではなく、より良い行政を実現するための教訓として受け止め、これを契機として関係部局において問題意識の共有を図り、監査対象となった事項・部局は勿論のこと、それ以外の事項・部局についても、その趣旨を踏まえ、改善に向けた取組みを全庁的に進めるべきである。

（4）組織的、継続的に検証を行う必要性

冒頭でも述べたとおり、現在の包括外部監査制度では、包括外部監査人の職務は包括外部監査結果報告書の提出に留まっており、同報告書における指摘・意見がその後の徳島県の行財政運営にどのように活かされているか、包括外部監査人

の意図したところが実現されているか否かの検証はなされていない。

このような問題意識に基づいて本監査を実施したところ、関係部局は概ね包括外部監査人の指摘・意見を真摯に受け止めていることが窺われる。ただし、措置を講じていない点や、措置として必ずしも十分とは言えない点も、少なからず見受けられる。

包括外部監査の制度趣旨は、独立性、専門性を備えた包括外部監査人が監査を実施することによって、行政の公正を確保し、その透明性を向上させることにあり、そのような観点から包括外部監査に対しても少なからぬ県費が投じられている。従って、包括外部監査の実効性を確保するためには、監査対象部局に任せきりにするだけでは十分とは言えず、包括外部監査の措置状況を組織的、継続的に検証することを制度化すべきである。

そのために、まずは県庁の組織機構（具体的には、全庁的に行財政を管理し、行財政システムの改善を図る職務を担当している企画総務部）において、包括外部監査の措置状況の組織的、継続的な検証を担当すべき部署を行政組織規則上、明確に位置付け、包括外部監査の指摘・意見の積極的な活用を図るとともに、経済性、効率性またはスピード感のある行財政運営を今まで以上に強力に推進すべきである。

それとともに、包括外部監査の措置状況については、外部からも検証を行う必要があるところ、そのためには行政の監視機関である議会の果たすべき役割が大きいと言える。この点、徳島県では、全議員に対して包括外部監査結果報告書を配布している。そして、本会議や委員会においては、包括外部監査の指摘・意見の内容に言及した質疑や要望等も見受けられる。例えば、県営住宅家賃の問題については平成13年2月定例会及び同年6月定例会において、小売・卸売商業安定化事業費補助金、食鳥副産物有効利用促進事業補助金、とちく場等衛生確保対策事業補助金の問題については平成14年6月定例会、同年11月定例会及び平成15年6月定例会において、それぞれ質疑や要望等がなされ、一定の成果も見られるなど、それなりに活用されていると言える。しかし、内容的には、各議員の関心の高い事項を断片的に取り上げるに留まっているので、今後はより大局的な観点から包括外部監査の指摘・意見を有効に活用するための方策が検討されるべきである。

2 措置状況の公表のあり方

(1) 措置を講じたもの

包括外部監査の指摘・意見に対して関係部局が措置を講じた場合、その旨が監査委員に通知され、監査委員によって講じた措置の内容が公表されることとなっている。

しかし、公表された内容を見る限り、指摘・意見の概要と講じた措置の概要が記載されているに留まっており、その詳細は必ずしも明らかではない。これでは、当該措置が指摘・意見に対する措置として十分と言えるか否かを関係機関が検証することは不可能であるし、そもそも措置の内容を把握することすら困難であって（現に、本監査においても、関係部局からヒアリングや資料提出を受けた結果、初めて措置の具体的内容を把握できたものも少なくない。）、行政機関としての説明責任を果たしたとは言い難い。

従って、措置を講じたものについては、①指摘・意見の趣旨（何が問題となっているのか）、②講じた措置の内容（具体的に何を行ったのか、できる限り詳細に記載する）、③措置の効果（措置を講じたことによって、どのような変化が生じたのか）を公表すべきである。

(2) 措置を講じていないもの

包括外部監査の指摘・意見に対して措置を講じていないものについては、現在では全く公表がなされていない。しかし、公表がなされていないものについては、そもそも措置できないのか、措置をすべく検討中なのか、検討すら行っていないのかが全く明らかではない。

本監査でも述べたとおり、包括外部監査人の指摘・意見が全て正しいとは限らず、中には措置を講じないことにも一定の合理的な理由が認められるものもあり、そのこと自体が不当であるとは言えない。しかし、そのことが公表されない場合には、関係部局の対応の当否を検証することは不可能である。

従って、措置を講じていないものについては、その旨及び措置を講じない理由を公表するとともに、措置をすべく検討中のものについては、定期的に（少なくとも年1回は）検討状況を公表し、県民の批判と議論に委ねるようにすべきである。

(3) 公表の方法

包括外部監査に対する措置状況については、現在では県報による公表がなされているが、それでは県民の目に触れることは少ない。もっとも、県報自体は徳島県庁のホームページで公表されているものの、措置が講じられる都度、措置状況が五月雨式に公表されるため、一覧性がなく非常に分かりにくいものとなっている。

ところで、徳島県庁のホームページ内には「包括外部監査結果」のページが設けられており、包括外部監査結果報告書が公表されている。従って、包括外部監査に対する措置状況についても、各テーマ毎に措置状況等（具体的には、前記（１）、（２）で述べたような内容）を整理した一覧表を作成し（なお、作成後に変動が生じたときは、随時、更新を行う。）、包括外部監査結果報告書と併せて公表すべきである。

第6 おわりに

- 1 本監査においては、過去の包括外部監査のうち未収金（平成11年度、平成12年度）、県立病院事業における委託契約（平成12年度）及び補助金（平成13年度）の措置状況の検証を行ってきた。

当監査人としては、かねてより過去の包括外部監査に対する措置状況に関心を抱いていたが、監査の結果、関係部局は概ね包括外部監査人の指摘・意見を真摯に受け止めていることが窺われる。その意味では、包括外部監査も、一定の成果を挙げていると評価することができる。

しかし他方、指摘・意見の中には、表面的な対応に留まったり、検討に長期間を要したりするなど、関係部局の対応が消極的、受動的であると思われるものもあり、包括外部監査が必ずしも好意的には受け止められていないような印象も受ける。

- 2 徳島県の包括外部監査も9年目を迎えたが、この間の包括外部監査によって様々な問題点や課題が浮かび上がったと思われる。しかし、これまでは包括外部監査の成果が十分に活用されてきたとは言い難く、徳島県の財政状況も悪化の一途を辿っている。

包括外部監査制度が導入された理由は、地方分権の推進に伴い、地方公共団体が自己チェック機能を高めるために、独立した第三者による外部監査を導入することによって、監査機能を強化することにあると解される。このような制度趣旨に照らせば、包括外部監査の指摘・意見については、これが関係機関によって尊重され、活用されてこそ意味を持つものである。

従って、行政は、包括外部監査を面倒なもの、厄介なものと感じるのではなく、むしろこれを行財政改革の契機として前向きに捉え、より良い行政の実現のために、包括外部監査の指摘・意見を積極的に活用すべきである。そして、議会も、大局的な観点から行政の抱えている問題点や課題を把握し、これを改善していくための手段として、包括外部監査の指摘・意見を有効に活用すべきである。そのことは、徳島県の危機的状況を解決することにもつながると考えている。

- 3 関係機関におかれては、本監査の趣旨に従って早急に検討を進めることを期待したい。

措 置 状 況 一 覧 表 （ 未 収 金 ）

番号	担当課	監査対象	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置の効果（措置を講じたことによっ てどのような変化が生じたか）	措置を講じていない理由
1	税務課	県税	差押え	差押え日が納期限より2年以上経過しているものや、参加差押え日が納期限より10年以上経過しているものがあった。適時における差押え手続が望まれる。	18～19	無			徴収職員は滞納処分票受け入れ直後から滞納者と納税交渉を行い、また、同時に財産調査等も実施し個々の滞納事案に応じて各徴収職員の適切な判断の下、差押を行っている。今後とも、適時における差押手続を進め、徴収体制の強化に努めたいと考えている。
2	税務課	県税	差押え	不動産を差し押えたものの、現在まで公売処分をしていないままとなっているものがある。長期間にわたり滞納者の財産を差押え状態のまま放置することのないよう、不動産の公売手続をマニュアル化すべきである。	19	無			全般的な不動産の公売手続については、国税庁の「換価事務提要」に記載されており、今後もこれを参考に税務課と各財務事務所が共に検討しながら個々の差押物件の公売を進める。また、本県における公売実例を公売経験者が収税職員に実例研修を行い、公売知識の普及に努めているところである。事例の内容が多岐にわたるため、これに対応できる公売マニュアルの策定は困難である。
3	税務課	県税	差押え	滞納者の給与について給与所得の年度、扶養者数等についての調査結果の記載のないものが多く、電話加入権については名義が本人のものかどうか記載がないものもあり、差押え可能性についての調査が十分でないケースがある。	24	有	滞納整理の促進を図るため、徴収マニュアルを十分に活用して的確な処理に努めている。滞納処分票への記載は、担当者不在の時、また引き継ぎの際に判読できるよう努めているが、より必要十分な記載がなされるよう徹底を図った。	財産調査結果は、滞納処分票に漏れなく正確に記録することが徹底され、財産の状況がより詳細に把握できるようになった。なお、電話加入権については換価価値の減少から名義人についての調査は行っていない。	
4	税務課	県税	差押え	自動車税について、差押え可能な給与、電話加入権、賃貸借敷金返還請求権等の財産があるのに、差押えをしていないケースがあった。	24	無			差押えは納税交渉を重ねた結果、税金を納めない者に対して最終手段として行うものであり、差し押えなければならないケースは当然差押えを実施している。今後ともタイミングを失しない差押えを実施するよう努める。
5	税務課	県税	滞納処分票	大口金額の滞納ケースで、滞納発生直後における財産調査の資料が存在しないものがあった。滞納額の大きさから考えれば記録手続に工夫すべき余地があると思われる。	20	有	大口事案については、管理監督者による指導や助言の下、納期内でも納税交渉を行うなど早期着手を心がけ、滞納となった場合には速やかに整理計画及び処理方針を作成し、滞納処分に遅れを生じることのないよう努めることとした。	課税部門と連携を密にして課税状況を常に把握しており、大口事案については早期の納税交渉が行われている。また、滞納となった場合には直ちに整理計画・処理方針が作成され、財産調査を実施するなど適切に処理している。	
6	税務課	県税	滞納処分票	滞納処分票の記載内容、方法がマニュアル化されていない。担当者による記載内容等が統一されておらず、内容を把握しづらい。	24	有	滞納処分票の記載方法については、容易にその内容を把握できるように、より一層「明確・簡潔」な記載に努めることとした。	滞納処分票の記載方法については、担当者不在の時、引き継ぎの際において内容が十分に判読できるよう各担当者の常識的な判断の下に「明瞭・簡潔」に記載されている。これら記載された滞納処分票は一定期間保存され、以後、同者が滞納した場合において有効に活用している。	
7	税務課	県税	滞納処分票	自動車税については、管理監督者による1件ごとの滞納処分票のチェックは行っていない。	24	有	管理監督者による1件ごとの滞納処分票のチェックを行い滞納者との交渉が進展していないケースや滞納者がなかなか見つからないケースなどについては、進行管理に努めることとした。	管理監督者は各担当者別に処理の進行管理と指導を行っており、徴収困難事案については定期的に滞納分析会議を開催し、個々事案ごとに処理方針を示す等の方策をとっている。	
8	税務課	県税	資力回復状況等の調査	滞納処分の執行停止期間中、少なくとも年1回は資力回復状況等の調査を行うこととされているが、現実には預金状況の調査が行われていない。資力回復状況等の調査には預金状況の調査は欠かせないと思われる。	21～22	有	資力回復状況等の調査に関し、預金調査を含めた財産調査の徹底を各事務所に対し指示した。	資力回復状況等の調査に際して、預金調査、その他財産調査、所在調査の徹底が図られている。また、新たに差押え可能な財産が発見された場合には差押えを行うなど厳正な滞納処分に取り組んでいる。	
9	税務課	県税	資力回復状況等の調査	資力回復状況等の調査書について、調査結果の記載欄のスペースが不十分であり、記載内容も具体的ではない。調査日、調査場所、調査結果を具体的に記録して、調査内容を事後の担当者が容易に引き継げるようにすべきである。	22	有	徳島県税事務取扱規程に基づく「資力回復状況等の調査書」の改正を行い調査結果記載欄のスペースを確保した。また、滞納処分の停止について内容把握が容易にできるよう記載要領も定めた。	資力回復状況等の調査について、調査日、調査先、調査結果が具体的に記載され、事後の担当者が容易に判読できる内容となっている。	

番号	担当課	監査対象	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置の効果（措置を講じたことによっ てどのような変化が生じたか）	措置を講じていない理由
10	税務課	県税	不納欠損処分	自動車税については、滞納処分の執行停止等の手続を経ずに消滅時効で欠損処分がなされたものがあるが、その中には徴収の見込みにつき十分な調査がされないままに欠損処分となったものが含まれている。	24	無			自動車税については、滞納案件の多さに苦慮しながらも十分に財産調査を実施し滞納整理に努めている。滞納事案の中には表見財産が発見できないが滞納処分の執行停止という措置をとりがたいケースもあり、時効により欠損処分となる場合もある。これについては引き続き減じていくよう努めているところである。
11	税務課	県税	滞納整理の実行方法 （総括的意見）	全ての滞納案件についての確な処分を行い、未処分のまま不納欠損処分としない。	33	無			収入未済額の縮減は、税の原点である負担の公平と税務行政の信頼の両面からも重要かつ緊急の課題であることから、財産があるにもかかわらず納税意思のない滞納者に対しては厳正な滞納処分を行っている。一方、財産がない者等については滞納処分の執行停止、真に納税が困難な場合には納税緩和制度を適用するなど厳正かつ適正な処理に努めている。今後においても、調査の徹底を図り適正な処理に努める。
12	税務課	県税	滞納整理の実行方法 （総括的意見）	滞納処分に当たっては、滞納税額を徴収するだけにとどまらず、今後における啓発指導を行う。	33	無			滞納者に対しては、機会あるごとに納期内納付及び早期の納付をするよう指導し、自主納付の啓発指導に努めている。
13	税務課	県税	滞納整理の実行方法 （総括的意見）	差押えを行う場合には、滞納者の資産、生活等の実態を十分に把握した上で、その時機を失することのないように留意する。	33	無			滞納が発生した場合には早期の財産等調査を行い、滞納処分に遅れが生じないように努めている。今後とも、十分な調査を行い厳正な滞納処分に努める。
14	税務課	県税	滞納整理の実行方法 （総括的意見）	長期間差し押えたままの財産については、換価価値の再検討を行った上、換価促進、差押え換え及び滞納処分の執行停止等の処理を行うことにより整理の完結を期す。	34	無			特に長期間差し押えている不動産については、換価価値の再検討や差押財産の再調査を行った上で、換価、差押え換え、滞納処分の執行停止等の処理を行っている。また、不動産以外の差押財産についても、より換価可能な財産の発見に努めるよう定期的に調査を行っている。今後とも、差押財産の公売換価の方策について検討していくとともに、実態に則して滞納処分の停止など滞納事案の整理、完結に努める。
15	税務課	県税	滞納整理の実行方法 （総括的意見）	滞納処分を免れるため自己の財産を隠蔽している滞納者等に対しては、国税徴収法上の搜索、地方税法上の第二次納税義務の適用等あらゆる方策を講じる。	34	無			悪質な滞納者へは、税の原点である負担の公平を図り税務行政の信頼を得るためにも、あらゆる方策を講じて厳正な態度で取り組んでいる。
16	こども未来課	児童福祉施設 入所者負担金	督促	文書による督促は年に1回、1年分をまとめて行っているが、負担金は毎月発生するものであるから、金額が大きくないうちに督促を行うことが滞納発生を防ぐ有効な方法と思われる。	40	有	家庭相談員等による償還指導を強化するとともに、徴収マニュアルを作成した。	現年度分の未収率が低下するなど、一定の効果を見せている。	
17	こども未来課	児童福祉施設 入所者負担金	督促	電話による督促を行うかどうかの判断基準が明瞭でない。また、誰がいつ電話をかけたのか、どのようなやり取りがあったのかについて文書に記録されていない。	40	有	基本的に全ての家庭に電話督促を行うこととしている。また、徴収マニュアルに基づき、電話による催告について指導記録票に記録することとしている。	記録に基づいた効果的な納付指導を行うことができるようになった。	
18	こども未来課	児童福祉施設 入所者負担金	強制執行	滞納者の財産調査を行い、その結果、強制執行で徴収できる財産があるにもかかわらず強制執行をしないのであれば、その合理的な理由を個々の滞納者毎に明らかにする必要がある。	41	有	全国的に強制執行を行っている事例はなく、児童福祉の観点から強制執行がなじまないものと考えるが、滞納者ごとに滞納理由を分類し債権の性質を把握することとした。	滞納理由別に効果的な納付指導を行うことができる。	
19	保健福祉 政策課	生活保護費 返納金	督促	保護廃止世帯には、毎月納付書を送付するほかは年1回の督促状を送付するのみで、その他の手続は行っていない。電話、訪問等による督促手続が必要である。	46	有	不正受給の防止、債権管理の方法等を定めた事務処理マニュアルを作成した。	事務処理マニュアルに沿った催告等を実施し、徴収に努めている。	

番号	担当課	監査対象	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置の効果（措置を講じたことによってどのような変化が生じたか）	措置を講じていない理由
20	保健福祉政策課	生活保護費返納金	督促	返納金発生後に離婚したケースでは、収入申告漏れ（元妻）に対してのみ納付書が発行されていたが、世帯主であった元夫にも合わせて納付を請求する必要がある。	46	有	債権管理の方法について、事務処理マニュアルを作成した。	事務処理マニュアルに沿った組織的な対応に努めている。	
21	保健福祉政策課	生活保護費返納金	時効への対応	分納されていない返納金については、債務承認などの時効中断手続が必要である。	46	有	時効中断の具体的手続を定めた事務処理マニュアルを作成した。	事務処理マニュアルに沿った組織的な対応に努めている。	
22	保健福祉政策課	生活保護費返納金	不正受給への対応	生活保護法78条に基づく返納金（不正手段による受給）で悪質な場合には、生活保護法85条、刑法246条等の刑罰規定の適用が可能であるが、これまでに刑事告発をしたことはない。不正行為を未然に防ぐためには、不正行為は断じて許さず刑事告発も辞さないとの厳しい姿勢が必要である。	46	有	返還命令等にあたり、悪質な者に対しては、刑事告発等もあり得る旨を説明の上、返還指導を行うこととした。	具体的な効果は不明である。	
23	保健福祉政策課	生活保護費返納金	債権管理	分納により分割返済するもののうち、徴収可能性が高く、返済期間が10年を越えないものについては、一旦債権全額を一括調定した後に調定額を全額にわたり減額して、各返済期限における分割返済額に合わせた金額を調定（分割調定）している。しかし、この方法では簿外となる債権が発生するため、債権管理面からは好ましくない。債権全額の調定ができないのであれば、債権残高を別途管理する方法を用いる必要がある。	46～47	有	債権管理の方法について、事務処理マニュアルを作成した。	事務処理マニュアルに沿った債権管理を行っており「全額調定」及び「履行延期」にて全債権の管理が出来ている。	
24	保健福祉政策課	生活保護費返納金	予防策	生活保護受給金の中から分割返済金を捻出することには困難が伴うし、分割中の返済金額は少額で、返済期間も長期にわたり、高齢の債務者が多いことから、完済に至るか疑問がある。返納金をできるだけ発生させないこと、返納金の額が大きくなならないよう早期に発見することが必要である。	47	有	毎年、7～8月に「課税調査」を行っている。各町村の税務課に依頼し、前年度の収入等が判明した時点で内容を確認している。	不正受給を早期に発見することが可能となった。	
25	こども未来課	児童扶養手当返納金	督促	年1回の文書による督促のみでは、未収金の徴収手続としては不十分である。現状のままでは未収金のほとんどが5年を経過し、消滅時効で不納欠損処分となる。	51	有	家庭相談員等による償還指導を強化した。さらに、児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領を改正し、返納指導についての事務手続を定めた。	現年度分の未収率低下、長期滞納者の返納再開などの効果がみられた。	
26	こども未来課	児童扶養手当返納金	不正利得への対応	返納金発生時における不正利得該当の判定を厳格にし、不正利得と認められる返納金については強制執行を適用すべきである。	51	有	児童扶養手当法第23条に規定する不正受給に係る処分基準を作成した。今後は、この基準に基づき適正に処理する。	滞納者に対する返納金の納入指導を適正に行うことにつながり、長期滞納者の返納再開などの効果がみられた。	
27	こども未来課	児童扶養手当返納金	時効への対応	時効中断手続である債務の承認をとり、債権が消滅時効とならないようにすることも必要である。	51	有	必要に応じ債務承認の手続をとることとした。	債務者の返納金に対する認識が深まり、分割返納による時効の中断などの効果がみられた。	
28	こども未来課	母子及び寡婦福祉資金貸付金	不正借入の防止	借入金の用途については事前に事業計画書等で届けることになっており、支出予定の費用については見積書が添付されているが、貸付実行後に計画どおりに資金が費消されたかどうかを領収証等によって確認していない。不正な借入れが行われるのを防ぐためには、借入金用途を領収証等で確認すべきである。	61	有	事業計画については、中小企業診断士による指導を受けることを義務づけるとともに、貸付金の用途については現場確認をし領収証等による検収を行うこととした。	貸付実行後に借入金用途を領収証等で確認することにより、見積書、計画どおりに資金が使用され、不正な借入れが防止できている。	

番号	担当課	監査対象	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置の効果（措置を講じたことによっ てどのような変化が生じたか）	措置を講じていない理由
29	こども未来課	母子及び寡婦 福祉資金 貸付金	貸付手続	連帯保証人への保証意思の確認は、事前に面接にて行っているが、借用書への署名押印は福祉事務 所で行っておらず、保証人本人が署名押印してい るか不明である。後日における保証人からの保証 否認の主張を防ぐためにも、福祉事務所職員の面 前で保証人に署名押印を求めるべきである。	61～62	有	連帯保証人に対しては、借用書提出時に職員の面 前で署名押印を求めることとした。	連帯保証人の借用書への署名押印は、福祉事務所 職員の面前で署名押印すること、連帯保証人の リーフレットを配布し、責任を十分説明すること で、後日における連帯保証人からの保証否認の主 張を防いでいる。	
30	こども未来課	母子及び寡婦 福祉資金 貸付金	貸付手続	連帯保証人については、その保証能力に疑問のあ るものがあった。	62	有	すでに行っている所得状況の確認に併せて、面 接・訪問調査等により資産状況を把握することと した。	保証能力のある連帯保証人を立てることができる ようになった。	
31	こども未来課	母子及び寡婦 福祉資金 貸付金	貸付手続	明らかに事業計画に無理があるものや、当該事業 に対する経験が少なく、事業の成功の見込みにつ いて疑問があるものがある。事業計画について、 経営の専門家でない審査会、母子相談員、福祉事 務所職員に適切な判断ができるかどうか問題があ る。新規事業への貸付や事業拡張のための貸付は 慎重に行う必要がある。	62	有	事業計画については、中小企業診断士による経営 診断を受けることを義務づけるとともに、その診 断結果に基づき、審査部会において慎重に審査す ることとした。	事業関係資金の貸付の適正化が図られている。	
32	こども未来課	母子及び寡婦 福祉資金 貸付金	督促	返済事実の有無について争いのある者で、督促状 の発送が好ましくないと判断される者については 督促を行わないとされるが、その実質的判断が母 子相談員及び担当職員に委ねられている。	62～63	有	償還指導マニュアルを作成し、督促状の発送につ いての処理基準を明確にした。	償還指導マニュアルに基づき、死亡者・破産者を 除く全ての対象の連帯保証人に、督促状を発送し ている。	
33	こども未来課	母子及び寡婦 福祉資金 貸付金	督促	連帯保証人に資力が十分であると判断できるにも かかわらず、請求をしていないケースがある。	63～64	有	連帯保証人の責任のリーフレットを作成し、全保 証人に送付するとともに、償還残額をお知らせす ることとした。	債務者・連帯保証人の償還に対する認識が深まり 償還金の増額につながった。	
34	こども未来課	母子及び寡婦 福祉資金 貸付金	督促	母子相談員による返済指導の作業手順はマニユ アル化されておらず、母子相談員及び担当職員の判 断で行われている。従って、連帯保証人への取立 てはほとんど行われていない。	64	有	償還指導マニュアルを作成した。連帯保証人の責 任のリーフレットを作成し、全保証人に送付する とともに、償還残額をお知らせすることとした。	連帯保証人の理解が得られているので、毎月の償 還が滞納した後借受人に督促しても償還されない 時には、連帯保証人にも直ちに連絡し、適正な償 還につなげている。	
35	こども未来課	母子及び寡婦 福祉資金 貸付金	時効への対応	時効中断手続である債務承認を文書で作成したこ とはない。時効中断の効力がある債務承認を債務 者から取ることが必要である。	64～65	有	必要に応じ債務承認の手続をとることとした。	時効が中断するとともに、債務者の償還に対する 責任感が高まり、計画的な償還につながってい る。	
36	こども未来課	母子及び寡婦 福祉資金 貸付金	債権管理	貸付後において債務者及び連帯保証人の資産調査 が行われておらず、債権の回収可能性について検 討が行われていない。債務者等の資力等を調査 し、徴収可能なものについては速やかに適切な手 続を行う必要がある。また、調査の結果、回収可 能性のないものについては速やかに貸倒れ処理 （不納欠損処分）を行う必要がある。	64	有	可能な範囲で債権の分類に努め、それぞれの償還 能力を把握した上で、適切な債権管理を行う。	債権を調査分類し、不納欠損処分に係る事務処理 要領に基づき、平成18年度は349万3,838円の不納 欠損処分を行った。	
37	こども未来課	母子及び寡婦 福祉資金 貸付金	債権管理	債権が全額回収できなかったとしても、これにつ いて県民の同意を得られるような債権管理システ ムが必要である。	65	有	貸付審査基準、償還指導マニュアルを作成すると ともに、不納欠損処分に係る事務処理要領を作成 した。	貸付審査基準を明確化し担当職員の研修会を年4 回実施することにより、慎重な窓口対応ができる ようになり、貸付の厳格化が図られた。マニユ アル化することにより、相談、審査から回収、不納 欠損まで、組織的な指導ができるようになった。 不納欠損処分に係る事務処理要領に基づき、平成 18年度は349万3,838円の不納欠損処分を行った。	

番号	担当課	監査対象	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置の効果（措置を講じたことによっ てどのような変化が生じたか）	措置を講じていない理由
38	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	貸付手続	公正証書では、債権者たる徳島県の代理人と、債務者及び連帯保証人の代理人とが、ともに県職員（ただし別人）になっているが、公正証書の作成手続における債務者及び連帯保証人の代理人は、県職員ではなく債務者あるいは連帯保証人の側からの者をもってあてべきである。	76～77	無			中小企業設備近代化資金貸付事業は、平成11年12月22日の中小企業近代化資金等助成法改正（平成12年4月1日施行）により、平成11年度末をもって廃止された。従って、現時点で発生している未収金（債権）に係るものについては県の権限として残るため措置の対象となるが、「契約」等今後発生する事務処理については根拠規定がなく事業自体もないので措置の対象外とする。
39	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	貸付手続	公正証書以外には金銭消費貸借契約書類は作成しておらず、債務者及び連帯保証人の署名押印のある金銭消費貸借契約文書が存在しない。また、連帯保証人の署名押印のある保証承諾書等の連帯保証契約書類を作成していない。 今後においても金銭消費貸借契約文書を公正証書のみとするのであれば、公正証書作成嘱託委任状における委任事項の記載は、公正証書の内容と完全同一とすべきである。	76～77	無			中小企業設備近代化資金貸付事業は、平成11年12月22日の中小企業近代化資金等助成法改正（平成12年4月1日施行）により、平成11年度末をもって廃止された。従って、現時点で発生している未収金（債権）に係るものについては県の権限として残るため措置の対象となるが、「契約」等今後発生する事務処理については根拠規定がなく事業自体もないので措置の対象外とする。
40	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	貸付手続	公正証書作成嘱託委任状の本文中における貸借条件のうち、連帯保証人欄については全員の氏名が記載されておらず、連帯保証人某外○名と概括的に表示されているが、連帯保証人相互間における人物特定についての要素の錯誤が生じる場合がある。	77	無			中小企業設備近代化資金貸付事業は、平成11年12月22日の中小企業近代化資金等助成法改正（平成12年4月1日施行）により、平成11年度末をもって廃止された。従って、現時点で発生している未収金（債権）に係るものについては県の権限として残るため措置の対象となるが、「契約」等今後発生する事務処理については根拠規定がなく事業自体もないので措置の対象外とする。
41	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	貸付手続	公正証書作成嘱託委任状の債務者欄あるいは連帯保証人欄の署名につき、複数人の署名が同一人の筆跡によると疑われるものがあった。委任状には、必ず委任者本人による自署、押印を得るべきである。	77～78	無			中小企業設備近代化資金貸付事業は、平成11年12月22日の中小企業近代化資金等助成法改正（平成12年4月1日施行）により、平成11年度末をもって廃止された。従って、現時点で発生している未収金（債権）に係るものについては県の権限として残るため措置の対象となるが、「契約」等今後発生する事務処理については根拠規定がなく事業自体もないので措置の対象外とする。
42	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	貸付手続	中小企業近代化資金等償還準備金の積立は、債務者が支払期日前において償還金額の支払いをするのと同様になり、債務者から期限の利益を実質的に奪う側面があることに注意すべきである。	78	無			本システムへの参加不参加は債務者の任意となっている。また、最初に手形を振り出せば、あとは口座残高に注意していれば債務者は自動的に支払いができるというメリットもある。今後とも、円滑な償還を促す債権管理上有効なシステムとして活用していきたい。
43	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	時効への対応	債務者会社代表者から時効の主張を受けながら、そのまま債権として計上しているものがあった。	78	無			主債務者から主張のあるものについては、再度、意思確認を行うなど事実関係を精査し、適正に処理する（不納欠損処分等について検討中）。
44	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	時効への対応	時効中断行為としての債務承認につき、債務者による債務承認と連帯保証人による債務承認との法的効果の違いへの対応が不十分である。このため、連帯保証人からの債務承認及び分割支払のなされている状態で、借入債務自体の時効が完成していると思われるケースがある。	78	有	全債権について主債務者及び連帯保証人に係る時効管理状況を精査し、法的効果の違いに留意しながら、適切に対応することとした。	債務の種別を念頭に置いた回収交渉や時効管理など適切な債権管理の実施につながった。	
45	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	債権回収	公正証書の条項では、債務者に滞納が発生したときには償還期日前に貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる（いわゆる期限の利益喪失条項）とされているが、これまで適用されたことがない。	78～79	有	延滞等が発生した場合は、消費貸借契約の規定等に基づき、適切な措置を講じることとした。 ※ 平成18年度：1件（自己破産申立に基づく繰上償還を命令（期限の利益の喪失））	債務者の審尋対応や連帯保証人との回収交渉など、適切な債権保全措置の実施につながった。	
46	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	債権回収	公正証書の作成目的は、滞納金の取立てにつき裁判手続を経ることなく直ちに強制執行をなすことにあるが、これまでに公正証書を用いて強制執行を行ったことは一度もない。	79	有	時効期限の迫っている貸付先に対して、債務者等の対応などを見極めた上で、公正証書に基づく強制執行を行うこととした。 ※ 平成15～16年度：1件（預貯金差押え）	債権の一部回収につながった。	
47	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	債権管理	連帯保証人が死亡しているのに、その連帯保証債務を相続承継した者及び家庭裁判所への相続放棄申述の有無等の把握が十分にできていない。	79	有	連帯保証人との交渉や家庭裁判所への照会等を通じて、未収金請求の対象者の明確な把握に努めた。	債務者等の数を正確に把握することにより、適切な債権管理の実施につながった。	

番号	担当課	監査対象	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置の効果（措置を講じたことによっ てどのような変化が生じたか）	措置を講じていない理由
48	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	債権管理	貸与後における督促手続及び償還状況を債権管理カードなどで時系列的に記録するシステムが取られておらず、債権管理がしづらい体制になっている。債権管理カードなどの様式を統一し、日時及び担当者を明示した上で、債務者らとの交渉及び協議内容を記録するようにすべきである。	88	有	未収金の発生している企業に係る個別ファイルの内容を時系列に整理することとした。	交渉経緯や償還状況などを整理することにより、適切な債権管理の実施につながった。	
49	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	遅延損害金の扱い	遅延損害金の総額が残元金の完済時まで調定されず、債務者らには遅延損害金額が分からない。しかし、遅延損害金額が貸金残元金額の数倍となっているケースもあるので、債務者らへの請求の際には、その時点までに発生している遅延損害金額を明示すべきである。	89	有	督促文書等により請求する際、元利金残高とあわせてその時点の違約金又は所定の率による違約金が発生していることを明示することとした。	債務者等に対して債務状況のより正確な伝達につながっている。	
50	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	遅延損害金の扱い	これまで未調定としてきた遅延損害金額についても、残元金の調定日までに発生している額は確定できるのであるから、発生済遅延損害金を元金とともに調定するのが望ましい。	89	無			すべての発生遅延損害金を調定すれば、事実上収入不可能な遅延損害金を発生させる。また、自治省からも「未収金となることが明らかな場合に、あえて調定する必要はなく当該遅延損害金の回収が確実となった時点で調定すれば遅延損害金は徴収できる。」との回答を得ている。遅延損害金の未調定問題は、他部局の事業にも関わる問題でもあることから、全庁的な合意が得られるまでは、今後とも収入調定で対応したい。
51	地域経済課	中小企業設備 近代化資金 貸付金	欠損処理	個々の未収金につき時効完成の有無及びその額を調査し、時効援用があったものについては未収金から欠損処分で除外し、未だ援用のないものについても、議会の承認を得るなど地方自治法に定められた適切な方法により欠損処分を行うべきである。	89	有 (一部)	不納欠損処分等の手続の検討資料とするため、個々の未収金につき時効完成の有無及びその額を調査し、時効期限の到来状況を整理した。	債権回収や今後の不納欠損処分等の検討に向けた資料として活用している。	現在、未収金の回収に努力しているところであり、不納欠損処分については、債務者等の償還可能性や全庁的な対応も踏まえながら適切に対応していきたい。
52	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	貸付手続	公正証書では、債権者たる徳島県の代理人と、債務者及び連帯保証人の代理人とが、ともに県職員（ただし別人）になっているが、公正証書の作成手続における債務者及び連帯保証人の代理人は、県職員ではなく債務者あるいは連帯保証人の側からの者をもってあてるべきである。	85	有	債務者及び連帯保証人の代理人は、債務者あるいは連帯保証人の側からあてることとした。	貸付手続の適正な執行が図られた。	
53	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	貸付手続	公正証書以外には金銭消費貸借契約書類は作成しておらず、債務者代表者及び連帯保証人が署名押印する金銭消費貸借契約書類の作成がなされていない。今後においても金銭消費貸借契約文書を公正証書のみとするのであれば、公正証書作成嘱託委任状における委任事項の記載は、公正証書の内容と完全同一とすべきである。	85	有	公正証書と併せて、金銭消費貸借契約書を作成することとした。金銭消費貸借契約書も作成するが、委任事項と公正証書の内容を一致させることとした。	貸付手続の適正な執行が図られた。	
54	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	貸付手続	連帯保証人から連帯保証承諾書の提出を受けるが、これには貸借条件（借入金額、利息、遅延損害金、償還方法等）が全く記載されておらず、連帯保証契約の内容を特定しないままで保証約定書を作成させる書式になっている。従って、連帯保証人からインフォームド・コンセント欠如及び事実錯誤による保証否認を主張される可能性がある。	85	有	連帯保証承諾書に金銭消費貸借契約書の写しを添付することにより、貸借条件の記載にかえることとした。	貸付手続の適正な執行が図られた。	

番号	担当課	監査対象	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置の効果（措置を講じたことによっ てどのような変化が生じたか）	措置を講じていない理由
55	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	貸付手続	連帯保証承諾書には複数の連帯保証人が並列的に署名押印をする形式になっているが、複数の署名が同一人の筆跡によると思われるものがあった。	85	有	各連帯保証人の署名を確認した。	貸付手続の適正な執行が図られた。	
56	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	貸付手続	連帯保証人及び担保物件提供者（抵当権設定者）の作成する保証約定書及び公正証書作成嘱託委任状への署名押印が、連帯保証人及び物件提供者本人によってなされたことを証明する保証意思確認書類を作成していない。従って、未収金取立手続において署名偽造等による保証否認を主張される可能性が潜んでいる。	85～86	有	公正証書を作成する場合は、公正証書作成嘱託委任状とは別に、連帯保証承諾書を徴求することとした。また、抵当権を設定する場合、登記承諾書を徴求するとともに、抵当権設定契約証書の「連帯保証人兼担保提供者」欄に署名・押印を求めることとした。	貸付手続の適正な執行が図られた。	
57	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	貸付手続	公正証書作成嘱託委任状の本文中の連帯保証人欄には連帯保証人某外○名とのみ記載されており、連帯保証人全員の具体的な氏名特定がない。	86	有	公正証書作成嘱託委任状本文中の貸借条件の連帯保証人欄に連帯保証人全員の氏名を記載することとした。	貸付手続の適正な執行が図られた。	
58	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	貸付手続	公正証書作成嘱託委任状の委任者欄には複数人の署名が同一人の筆跡によると思われるものがあつた。	86	有	連帯保証の意思確認については委任状以外に連帯保証人本人への電話確認や、貸付前における「連帯保証人となっている旨の文書(委任状の写しを添付)」を簡易書留で送付するなどの方法をとっていたが、より確実な方法として目前署名を実施することとした。	貸付手続の適正な執行が図られた。	
59	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	貸付手続	中小企業近代化資金等償還準備金の積立は、債務者から期限の利益を実質的に奪う側面がある。	86	無			本システムへの参加不参加は債務者の任意となっている。また、最初に手形を振り出せば、あとは口座残高に注意していれば債務者は自動的に支払いができるというメリットもある。今後とも、円滑な償還を促す債権管理上有効なシステムとして活用していきたい。
60	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	貸付手続	第1回の償還時から未収金が発生し、あるいは融資対象事業そのものが開始されていなかったものがある。貸付決定前に長期間かけてなされた企業診断、審査の手続が適切さを欠いていたものと思われる。	86	有	事業計画の妥当性を判断する際は、高度化資金の趣旨等を加味する必要があるが、今後は更に慎重に診断を実施するとともに、債権管理上、遺漏のないよう手続を進めることとした。	平成11年度以降の新規貸付先については、現在、正常償還先となっている。	
61	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	債権回収	連帯保証人への長期にわたる請求催告の欠如がある。長期間経過後における連帯保証人への支払請求が権利濫用として棄却される場合があることに注意を要する。	86～87	有	連帯保証人への支払請求を行うなど、長期にわたる請求催告に欠如のないよう対応することとした。	適切な債権管理の実施につながった。	
62	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	債権回収	債務者が倒産した後の連帯保証人に対し、公正証書に基づく差押等強制手段を用いたことがない。連帯保証人の中には十分な返済資力を有すると思われる者もいるので、直ちに請求をなし取立手続に着手すべきである。	87	有	該当する貸付案件については、債権者・債務者集会を開き、連帯保証人に対し請求するなど、取り立て手続に着手した。	債権の早期回収など適切な債権管理の実施につながった。	
63	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	時効への対応	消滅時効中断事由としての債務承認について、債務者のなす債務承認行為と保証人のなす債務承認行為との法的効果の違いにつき認識が十分でない。このため、一部支払行為が連帯保証人により継続されているが、この種案件では主債務の時効中断の効力ががないため主債務の時効が完成しており、当該連帯保証人から主債務の消滅時効を援用される可能性がある。	87～88	有	全債権について主債務者及び連帯保証人に係る時効管理状況を精査し、法的効果の違いに留意しながら、適切に対応することとした。	債務の種別を念頭に置いた回収交渉や時効管理など適切な債権管理の実施につながった。	

番号	担当課	監査対象	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置の効果（措置を講じたことによっ てどのような変化が生じたか）	措置を講じていない理由
64	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	債権管理	連帯保証人の中には死亡した者がいるが、相続人の特定、相続放棄の有無確認などの、相続による連帯保証債務承継人の確定手続がなされていない。直ちにこれらの手続を行い、現時点における未収金請求の対象者を明確に把握すべきである。	87	有	全債権について精査の上、未収金請求の対象者を明確に把握した。	債務者等の数を正確に把握することにより、適切な債権管理の実施につながった。	
65	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	債権管理	貸与後における督促手続及び償還状況を債権管理カードなどで時系列的に記録するシステムが取られておらず、債権管理がしづらい体制になっている。債権管理カードなどの様式を統一し、日時及び担当者を明示した上で、債務者らとの交渉及び協議内容を記録するようにすべきである。	88	有	従来からある債権管理台帳の内容を整備するとともに関連資料についても台帳にあわせて整理することとした。	交渉経緯や償還状況などを整理することにより、適切な債権管理の実施につながった。	
66	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	遅延損害金の扱い	遅延損害金の総額が残元金の完済時まで調定されず、債務者らには遅延損害金額が分からない。しかし、遅延損害金額が貸金残元金額の数倍となっているケースもあるので、債務者らへの請求の際には、その時点までに発生している遅延損害金額を明示すべきである。	89	有	督促文書等により請求する際、元利金残高とあわせてその時点の違約金又は所定の率による違約金が発生していることを明示することとした。	債務者等に対して債務状況のより正確な伝達につながっている。	
67	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	遅延損害金の扱い	これまで未調定としてきた遅延損害金額についても、残元金の調定日までに発生している額は確定できるのであるから、発生済遅延損害金を元金とともに調定するのが望ましい。	89	無			すべての発生遅延損害金を調定すれば、事実上収入不可能な遅延損害金を発生させる。また、自治省からも「未収金となることが明らかな場合に、あえて調定する必要はなく当該遅延損害金の回収が確実となった時点で調定すれば遅延損害金は徴収できる。」との回答を得ている。遅延損害金の未調定問題は、他部局の事業にも関わる問題でもあることから、全庁的な合意が得られるまでは、今後とも収入調定で対応したい。
68	地域経済課	中小企業高度 化資金貸付金	欠損処理	個々の未収金につき時効完成の有無及びその額を調査し、時効援用があったものについては未収金から欠損処分で除外し、未だ援用のないものについても、議会の承認を得るなど地方自治法に定められた適切な方法により欠損処分を行うべきである。	89	有 (一部)	不納欠損処分等の手続の検討資料とするため、個々の未収金につき時効完成の有無及びその額を調査し、時効期限の到来状況を整理した。	債権回収や今後の不納欠損処分等の検討に向けた資料として活用している。	現在、未収金の回収に努力しているところであり、不納欠損処分については、債務者等の償還可能性や全庁的な対応も踏まえながら適切に対応していきたい。
69	用地対策課	特定事業移転 促進資金 貸付金	貸付手続	連帯保証人の徴求にあたって、会社役員のみではなく、社外からの連帯保証人をとっておく配慮が必要と思われる。	93	有	滞納額が累積している現段階においては、新たな連帯保証人をつけることは事実上困難であり、このことについては、特に措置することは考えていない。今後の貸付にあたっては、社外からの連帯保証人をつけることとした。	本件貸付以降、貸付は行っていない。	
70	用地対策課	特定事業移転 促進資金 貸付金	債権回収	連帯保証人に対する請求はなされていない。連帯保証人の収入及び財産を調査し、資力を有する者に対して弁済を強く要求すべきである。	92～93	有	連帯保証人に返済の請求をした。	財産の調査を行ったところ、連帯保証人のうち2名については、居住する土地・建物のみが存したが、他の者には有力な資産は存在しなかった。また、連帯保証人等に対し、口頭又は文書による督促（平成15年8月12日付けほか）等により返済の請求を再三行ったところ、債務者から滞納発生後、債権の一部について自主納付がなされている。	
71	用地対策課	特定事業移転 促進資金 貸付金	債権回収	公正証書の条項中に、貸付金の返済又は利息の一部を直ちに支払請求できる旨の期限の利益喪失条項があるが、これまで支払期日における不払いを原因として期限の利益を喪失させる請求はしていない。	92	有	平成15年6月30日、期限の利益を喪失させ、繰上償還請求を行った。	平成15年度以降、債務者から債権の一部について自主納付がなされている。	

番号	担当課	監査対象	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置の効果（措置を講じたことによっ てどのような変化が生じたか）	措置を講じていない理由
72	用地対策課	特定事業移転 促進資金 貸付金	債権回収	公正証書には債務者及び連帯保証人は直ちに強制執行を受ける旨の強制執行受諾文言が存在するが、公正証書による強制執行はなされていない。	92	無			連帯保証人のうちの一部の者が所有する土地建物には抵当権が設定されているため資産価値が見込めず、債務者からは債権の一部について償還がなされていること等を考慮し、強制執行は行っていないが、今後、債務者からの自主納付の状況等を見ながら、法的手続の時期については慎重に判断していきたい。
73	住宅課	県営住宅家賃	契約解除	徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例41条1項2号では、家賃3か月分以上滞納したときは明渡しを請求することができるとされているが、県の対応基準は36か月分以上又は100万円以上の滞納者に対して初めて明渡し請求をすることになっている。 しかし、県営住宅が長期家賃滞納者によって占有され、長期にわたって住民の利用が制限されているのは不公平であるし、家賃の滞納が極めて長期に至るまで賃貸借契約が解除されずにいることは、他の入居者におけるモラルハザードの原因となる。	111～ 112	有	明渡し請求訴訟対象者の選定対象範囲を拡大し、12ヵ月分以上又は30万円以上滞納した者の中から選定することとした。 事務処理基準を定め、1ヵ月分滞納者や3ヵ月分以上滞納者の連帯保証人に対する納付指導を新たに実施するなど、納付指導の頻度、対象等を見直すとともに、契約解除及び明渡し請求についても選定対象範囲を拡大する等の措置をとり、滞納者への対応を強化することとした。	訴訟選定対象範囲を拡大したことにより提訴をできた件数は10件である。 事務処理基準を定め、納付指導を強化した結果、現年度の徴収率は平成12年度以降次第に上昇している。	
74	住宅課	県営住宅家賃	契約解除	未申告者の中には賃貸借条件としての収入月額を大幅に上回る収入を得ている者がいることも思慮される。入居条件となる収入額を上回る収入を得ている入居者は住宅を明け渡すよう努めなければならないし、高額所得者に対しては知事から明渡しを請求するものとされている。しかし、収入が未申告であれば、これらの規定が適用できない。 従って、家賃を滞納する収入未申告者に対しては、家賃滞納に基づき早期に契約を解除して、住宅の明渡しを請求すべきである。	113	有	収入未申告者に対しては、申告指導を含めて納付指導を行うとともに、契約解除及び明渡し請求に際しても重点的に取扱うこととした。	収入申告指導をを強化した結果、未申告の率が平成17年度7.5%から平成18年度1.6%へと減少している。	
75	住宅課	県営住宅家賃	債権回収	延滞金については、滞納者が生活困窮者であるとして請求、徴収をしていないが、家賃滞納と収入額との間に関連性はなく、特に収入未申告者の場合には延滞金を併せて請求すべきである。	113	無			未収家賃の早期解決が最優先課題であること及び事務効率といった点などを考慮し、延滞金の請求は実施しない。
76	住宅課	県営住宅家賃	債権回収	訴訟手続に至る前の段階で連帯保証人に滞納家賃額の支払を請求した例はないが、家賃滞納の発生後には滞納者のみならず連帯保証人にも請求すべきである。	113	有	3ヵ月分以上滞納者の連帯保証人に対して督促を 実施した。	現年度徴収率は平成12年度以降次第に上昇している。	
77	住宅課	県営住宅敷金	督促	未収発生後において敷金滞納者への督促通知をなすかどうか、なすとしてもどのような方法で行うかは特に定めがない。	116～ 117	有	滞納者に対し、文書通知により定期的に督促を実施することとした。	敷金滞納額が平成12年度以降次第に減少している。 平成16年度以降新たな滞納件数は発生していない。	
78	住宅課	県営住宅敷金	督促	これまでに連帯保証人に対して支払請求をした例はない。	117	無			現敷金台帳（公営住宅電算システム）に連帯保証人が納付した敷金を管理する機能がないこと及び将来における連帯保証人への還付事務が困難な場合が考えられること等から連帯保証人に対する支払請求は行わないこととする。なお、今後、連帯保証人に対する滞納者への納付指導依頼を行い、滞納敷金の解消を図る。
79	病院局 （共通）	診療報酬 未収金	身元引受書の記載	身元引受書の用紙に身元引受人は入院者と同一の生計を営まない者とする旨の注記をしてある病院があるが、徳島県病院事業管理規則ではこのような制限はしていない。	64～65	有	規則どおりの様式に改めた。 ※平成19年5月1日付け「徳島県病院事業管理規程」改正による「身元引受兼債務保証書(様式2号)」の中で「連帯保証人」を位置づけている。	規程に基づいた適切な業務執行が確保されるようになった。	

番号	担当課	監査対象	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置 の有無	措置を講じた場合	措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置の効果（措置を講じたことによってどのような変化が生じたか） 措置を講じていない理由
80	病院局 （共通）	診療報酬 未収金	督促	これまでの請求においては身元引受人に対する請求はなされたことがない。	64	有	患者あるいは入院申込者からの未収が解消されない場合は、身元引受人及び連帯保証人に対して請求することとした。	効果的な納付指導が行われるよう徹底されている。
81	病院局 （共通）	診療報酬 未収金	督促	未収金にかかる患者が死亡している場合において、相続人に支払能力があると思われるケースもあり、相続債務者を確定したうえで請求すべきである。	65	有	相続人を確定し請求することとし、相続人が不明な場合は、身元引受人及び連帯保証人に対して請求することとした。	効果的な納付指導が行われるよう徹底されている。
82	病院局 （共通）	診療報酬 未収金	督促	患者以外で支払能力があると思われる者が未収金発生後に債務引受人となり分納誓約書を作成しているのに、この債務引受人に対する請求をしないまま、患者に対する請求のみを続けて時効完成としたケースがある。	65～66	有	支払能力を有すると思われる債務引受人がある場合は、当該債務引受人に対して適宜請求することとした。	効果的な納付指導が行われるよう徹底されている。
83	病院局 （中央病院）	診療報酬 未収金	債権管理	平成12年4月からは医事係において患者の「未収金患者個人票」を作成し、これに督促、請求事実の状況を記録するように改善されたが、この「未収金患者個人票」には記載事項欄に記録者の氏名表示欄がなく、記事内容についての責任の所在が曖昧である。のみならず、記事記載欄が小さく、具体的事実を記録するのに適していない。	63	有	未収金取扱要綱を制定し、未収となった患者個人負担分の収益について、債権の発生状況、内容、金額及び督促の状況等について記録するとともに、記事の記録者について表示し記事内容の責任所在を明らかにすることとした。 ※平成19年5月1日付け要綱改正	記録に基づいた効果的な納付指導を行うことができるようになった。
84	病院局 （三好病院、 海部病院）	診療報酬 未収金	債権管理	「未収金整理簿」には患者名の記載はあるが、入院申込者欄あるいは身元引受人欄には氏名が記入されていない。このため、未収金回収事務の引継を受けた担当者において身元引受人への請求がなされる下地がない。	64	有	未収金取扱要綱を制定し、所定様式の中に身元引受人及び連帯保証人の氏名・連絡先等を記載することとした。 ※平成19年5月1日付け要綱改正	記録に基づいた効果的な納付指導を行うことができるようになった。
85	病院局 （共通）	診療報酬 未収金	債権管理	幼児である小児科の患者の診療未収金につき、督促請求書を母親宛に出さず幼児宛に出している。	65	有	診療契約の申込者を確認し、請求することとした。	効果的な納付指導が行われるよう徹底されている。
86	病院局 （共通）	診療報酬 未収金	債権管理	未収金にかかる患者が死亡しているのに、死亡者宛に督促請求書及び診療費納付用紙を送付しているケースがある。	65	有	相続人を確定し請求することとし、相続人が不明な場合は身元引受人及び連帯保証人に対して請求することとした。	効果的な納付指導が行われるよう徹底されている。
87	病院局 （共通）	診療報酬 未収金	債権管理	時効完成の年月日を誤ったり、また時効が完成していない患者につき時効完成と誤って不納欠損処分をしているケースがある。	66	有	欠損処分を行う際は、時効完成の年月日に誤りがないよう、確認を徹底することとした。 ※最高裁判決(平17.11.21)により、公立病院の診療費債権に係る解釈が改められたため、時効期間経過後であっても欠損処分は行わず、債権管理を継続している。	記録に基づいた適切な業務執行が確保されるようになった。
88	病院局 （中央病院）	診療報酬 未収金	債権管理	平成11年度までは時効完成に至るまでの請求手続の記録がなされていなかったため、経過については「督促状、電話による督促を行って来たが納入されずに今日に至る」旨の紋切り型の理由のみが記載されており、具体的請求事実是不明のままである。	66	有	未収金取扱要綱に基づく「欠損処分調書」を作成する際は、欠損処分に至る具体的事実を記載することとした。	記録に基づいた適切な業務執行が確保されるようになった。
89	病院局 （共通）	診療報酬 未収金	不納欠損処分	全ての欠損処分調書において身元引受人欄は白地のままである。これは、入院患者の身元引受人には請求がなされていないことを示している。	65	有	患者あるいは入院申込者からの未収が解消されない場合は身元引受人及び連帯保証人に対しても請求することとし、欠損処分調書には身元引受人及び連帯保証人に対する請求状況を記載することとした。	記録に基づいた適切な業務執行が確保されるようになった。

未 収 金 推 移 表

１． 県全体

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	651,354,373,157	650,671,230,745	164,400	682,978,012	99.9%	2,964,086,754	616,282,703	91,954,989	2,255,849,062	20.8%	2,938,827,074
10	699,257,204,923	698,496,941,918	310,100	759,952,905	99.9%	2,938,827,074	467,583,996	137,378,741	2,333,864,337	15.9%	3,093,817,242
11	701,775,110,915	700,993,497,174	145,487	781,468,254	99.9%	3,093,817,242	535,887,441	89,174,316	2,468,755,485	17.3%	3,250,223,739
12	717,649,672,356	716,677,783,378	189,954	971,699,024	99.9%	3,250,223,739	508,889,419	82,667,415	2,658,666,905	15.7%	3,630,365,929
13	774,996,634,903	774,206,684,345	321,194	789,629,364	99.9%	3,630,365,929	553,669,156	113,627,680	2,963,069,093	15.3%	3,752,698,457
14	749,451,365,587	748,607,105,783	6,570,641	837,689,163	99.9%	3,752,698,457	618,970,363	103,956,959	3,029,771,135	16.5%	3,867,460,298
15	728,232,255,901	726,662,776,082	10,491,575	1,558,988,244	99.8%	3,867,460,298	671,642,093	151,833,940	3,043,984,265	17.4%	4,602,972,509
16	733,698,833,775	732,480,401,624	114,760	1,218,317,391	99.8%	4,602,972,509	463,125,833	200,738,959	3,939,107,717	10.1%	5,157,425,108
17	819,604,956,765	819,001,818,108	107,400	603,031,257	99.9%	5,157,425,108	587,440,455	131,035,939	4,438,948,714	11.4%	5,041,979,971
18	780,029,988,892	779,386,933,851	69,000	642,986,041	99.9%	5,041,979,971	515,808,843	306,472,824	4,219,698,304	10.2%	4,862,684,345

２． 一般会計

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	569,923,475,835	569,280,433,503	164,400	642,877,932	99.9%	1,913,367,492	426,687,666	91,954,989	1,394,724,837	22.3%	2,037,602,769
10	615,799,471,159	615,065,759,352	310,100	733,401,707	99.9%	2,037,602,769	445,224,569	137,378,741	1,454,999,459	21.9%	2,188,401,166
11	626,857,163,996	626,116,334,302	145,487	740,684,207	99.9%	2,188,401,166	505,836,612	89,174,316	1,593,390,238	23.1%	2,334,074,445
12	637,676,273,778	636,733,540,308	74,754	942,658,716	99.9%	2,334,074,445	454,955,679	81,630,615	1,797,488,151	19.5%	2,740,146,867
13	616,564,574,778	615,825,035,670	321,194	739,217,914	99.9%	2,740,146,867	523,285,473	113,627,680	2,103,233,714	19.1%	2,842,451,628
14	587,497,326,295	586,719,976,186	6,570,641	770,779,468	99.9%	2,842,451,628	579,558,771	103,100,699	2,159,792,158	20.4%	2,930,571,626
15	554,999,511,835	554,012,364,213	10,491,575	976,656,047	99.8%	2,930,571,626	613,239,618	150,249,940	2,167,082,068	20.9%	3,143,738,115
16	540,130,135,486	539,353,702,422	114,760	776,318,304	99.9%	3,143,738,115	409,122,201	200,738,959	2,533,876,955	13.0%	3,310,195,259
17	533,842,476,648	533,304,291,275	107,400	538,077,973	99.9%	3,310,195,259	508,980,746	131,035,939	2,670,178,574	15.4%	3,208,256,547
18	513,622,294,588	513,051,836,156	69,000	570,389,432	99.9%	3,208,256,547	456,094,458	297,894,246	2,454,267,843	14.2%	3,024,657,275

3. 特別会計

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	81,430,897,322	81,390,797,242	0	40,100,080	100.0%	1,050,719,262	189,595,037	0	861,124,225	18.0%	901,224,305
10	83,457,733,764	83,431,182,566	0	26,551,198	100.0%	901,224,305	22,359,427	0	878,864,878	2.5%	905,416,076
11	74,917,946,919	74,877,162,872	0	40,784,047	99.9%	905,416,076	30,050,829	0	875,365,247	3.3%	916,149,294
12	79,973,398,578	79,944,243,070	115,200	29,040,308	100.0%	916,149,294	53,933,740	1,036,800	861,178,754	5.9%	890,219,062
13	158,432,060,125	158,381,648,675	0	50,411,450	100.0%	890,219,062	30,383,683	0	859,835,379	3.4%	910,246,829
14	161,954,039,292	161,887,129,597	0	66,909,695	100.0%	910,246,829	39,411,592	856,260	869,978,977	4.3%	936,888,672
15	173,232,744,066	172,650,411,869	0	582,332,197	99.7%	936,888,672	58,402,475	1,584,000	876,902,197	6.2%	1,459,234,394
16	193,568,698,289	193,126,699,202	0	441,999,087	99.8%	1,459,234,394	54,003,632	0	1,405,230,762	3.7%	1,847,229,849
17	285,762,480,117	285,697,526,833	0	64,953,284	100.0%	1,847,229,849	78,459,709	0	1,768,770,140	4.2%	1,833,723,424
18	266,407,694,304	266,335,097,695	0	72,596,609	100.0%	1,833,723,424	59,714,385	8,578,578	1,765,430,461	3.3%	1,838,027,070

4. 県全体の収入未済額の構成比

年度	一般会計					特別会計							合計
	県税	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	諸収入	母子寡婦福祉資金貸付金	中小企業設備近代化資金貸付金	農業改良資金貸付金	林業改善資金貸付金	港湾等整備事業	県営住宅敷金等管理	奨学金貸付金	
9	1,679,097,107	81,528,029	208,093,706	0	68,883,927	177,595,448	690,106,537	1,584,000	13,898,000	6,135,070	5,328,850	6,576,400	2,938,827,074
10	1,672,400,276	78,332,750	244,132,348	0	193,535,792	176,154,967	684,562,437	1,808,000	12,965,402	15,872,020	5,283,650	8,769,600	3,093,817,242
11	1,650,797,785	86,049,140	294,389,700	0	302,837,820	175,085,565	679,958,437	1,584,000	12,758,402	29,680,540	4,957,950	12,124,400	3,250,223,739
12	1,956,030,670	75,934,795	320,271,100	0	387,910,302	174,955,983	665,018,437	2,182,000	12,540,402	17,160,290	4,829,550	13,532,400	3,630,365,929
13	1,987,313,121	79,538,590	333,583,177	0	442,016,740	175,206,580	664,640,437	1,584,000	12,312,402	36,522,660	4,368,250	15,612,500	3,752,698,457
14	2,021,213,072	72,628,100	325,615,403	0	511,115,051	177,420,038	658,172,437	4,100,000	12,056,402	60,714,645	4,991,750	19,433,400	3,867,460,298
15	1,886,354,342	69,883,505	288,211,398	0	899,288,870	180,714,066	1,167,950,699	5,966,000	11,536,402	63,497,377	5,089,050	24,480,800	4,602,972,509
16	1,769,755,262	59,557,665	285,196,233	0	1,195,686,099	183,919,131	1,551,161,048	12,144,000	10,856,402	57,409,298	3,496,450	28,243,520	5,157,425,108
17	1,626,716,980	54,056,210	310,741,239	67,827	1,216,674,291	184,934,726	1,540,031,048	5,785,078	10,176,402	60,460,740	3,260,250	29,075,180	5,041,979,971
18	1,489,227,708	46,143,450	330,933,175	0	1,158,352,942	180,700,693	1,531,049,048	17,325,987	9,496,402	65,631,070	3,231,450	30,592,420	4,862,684,345

5. 県税（税務課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	77,411,555,930	76,873,327,103	164,400	538,064,427	99.3%	1,497,824,558	281,479,218	75,312,660	1,141,032,680	18.8%	1,679,097,107
10	78,297,476,955	77,805,719,782	310,100	491,447,073	99.4%	1,576,424,298	287,569,743	107,901,352	1,180,953,203	18.2%	1,672,400,276
11	77,289,740,734	76,789,474,935	145,487	500,120,312	99.4%	1,560,772,671	321,482,682	88,612,516	1,150,677,473	20.6%	1,650,797,785
12	89,834,112,834	89,106,583,987	74,754	727,454,093	99.2%	1,593,416,543	310,383,881	54,456,085	1,228,576,577	19.5%	1,956,030,670
13	85,019,424,837	84,468,626,608	321,194	550,477,035	99.4%	1,887,212,451	347,750,965	102,625,400	1,436,836,086	18.4%	1,987,313,121
14	76,875,884,296	76,281,094,682	6,570,641	588,218,973	99.2%	1,860,484,322	336,109,534	91,380,689	1,432,994,099	18.1%	2,021,213,072
15	76,933,140,138	76,528,804,047	8,835,475	395,500,616	99.5%	1,950,143,936	318,982,608	140,307,602	1,490,853,726	16.4%	1,886,354,342
16	76,636,943,494	76,258,462,980	114,760	378,365,754	99.5%	1,860,113,072	300,719,405	168,004,159	1,391,389,508	16.2%	1,769,755,262
17	78,054,273,201	77,685,458,087	107,400	368,707,714	99.5%	1,698,905,865	316,643,510	124,253,089	1,258,009,266	18.6%	1,626,716,980
18	77,997,571,056	77,577,960,172	39,300	419,571,584	99.5%	1,619,626,970	302,323,418	247,647,428	1,069,656,124	18.7%	1,489,227,708

6. 児童福祉施設入所者負担金（こども未来課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	123,613,479	106,897,629	0	16,715,850	86.5%	62,908,810	5,255,940	7,366,950	50,286,920	8.4%	67,002,770
10	130,845,550	113,811,870	0	17,033,680	87.0%	67,002,770	5,251,750	13,196,350	48,554,670	7.8%	65,588,350
11	130,328,344	112,219,694	0	18,108,650	86.1%	65,588,350	10,487,500	0	55,100,850	16.0%	73,209,500
12	124,852,224	104,367,539	0	20,484,685	83.6%	73,209,500	11,598,680	20,080,660	41,530,160	15.8%	62,014,845
13	124,920,508	105,563,598	0	19,356,910	84.5%	62,014,845	12,384,395	4,423,080	43,501,650	20.0%	62,858,560
14	122,822,886	108,202,756	0	14,620,130	88.1%	62,858,560	13,617,480	3,932,140	45,223,140	21.7%	59,843,270
15	124,547,221	110,331,321	0	14,215,900	88.6%	59,843,270	10,468,685	2,638,820	46,735,765	17.5%	60,951,665
16	121,287,467	107,619,867	0	13,667,600	88.7%	60,951,665	9,374,520	12,897,080	38,607,965	15.4%	52,275,565
17	119,276,323	106,619,393	0	12,656,930	89.4%	52,358,185	11,914,155	4,923,830	35,120,100	22.8%	47,777,030
18	67,096,366	59,686,766	0	7,409,600	89.0%	47,777,030	10,345,020	3,559,440	33,839,570	21.7%	41,249,170

7. 生活保護費返納金（保健福祉政策課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	17,107,241	16,030,257	0	1,076,984	93.7%	12,896,188	661,305	0	12,234,883	5.1%	13,311,867
10	49,765,235	31,483,462	0	18,281,773	63.3%	13,311,867	1,037,705	4,174,300	8,099,862	7.8%	26,381,635
11	40,445,617	16,694,959	0	23,750,658	41.3%	26,381,635	1,687,720	0	24,693,915	6.4%	48,444,573
12	15,950,984	8,813,389	0	7,137,595	55.3%	47,118,042	3,276,797	0	43,841,245	7.0%	50,978,840
13	30,628,835	19,793,591	0	10,835,244	64.6%	51,159,599	3,015,517	0	48,144,082	5.9%	58,979,326
14	40,827,244	33,283,518	0	7,543,726	81.5%	59,427,682	3,442,909	0	55,984,773	5.8%	63,528,499
15	36,429,390	27,886,353	0	8,543,037	76.5%	63,645,415	4,544,256	0	59,101,159	7.1%	67,644,196
16	64,944,408	50,499,224	0	14,445,184	77.8%	67,827,076	5,207,825	0	62,619,251	7.7%	77,064,435
17	58,316,330	45,283,156	0	13,033,174	77.7%	77,943,593	3,155,115	0	74,788,478	4.0%	87,821,652
18	59,297,750	28,331,915	0	30,965,835	47.8%	88,253,778	5,293,498	11,244,858	71,715,422	6.0%	102,681,257

8. 児童扶養手当返納金（こども未来課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	5,752,174	4,134,980	0	1,617,194	71.9%	16,825,892	1,075,362	0	15,750,530	6.4%	17,367,724
10	4,554,794	2,833,844	0	1,720,950	62.2%	17,367,724	949,704	7,003,380	9,414,640	5.5%	11,135,590
11	3,033,830	761,220	0	2,272,610	25.1%	11,135,590	443,520	0	10,692,070	4.0%	12,964,680
12	2,190,906	407,486	0	1,783,420	18.6%	12,964,680	829,825	3,305,470	8,829,385	6.4%	10,612,805
13	3,978,656	803,796	0	3,174,860	20.2%	10,703,845	1,071,985	1,175,700	8,456,160	10.0%	11,631,020
14	2,573,492	1,530,492	0	1,043,000	59.5%	11,631,020	1,801,572	212,600	9,616,848	15.5%	10,659,848
15	3,074,970	1,655,310	0	1,419,660	53.8%	10,659,848	788,292	284,660	9,586,896	7.4%	11,006,556
16	6,949,150	3,403,790	0	3,545,360	49.0%	12,094,496	552,420	285,640	11,256,436	4.6%	14,801,796
17	1,234,280	759,640	0	474,640	61.5%	15,184,316	696,414	357,520	14,130,382	4.6%	14,605,022
18	2,743,480	2,099,840	0	643,640	76.5%	14,772,542	790,980	156,390	13,825,172	5.4%	14,468,812

9. 母子及び寡婦福祉資金貸付金（こども未来課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	143,728,789	130,144,759	0	13,584,030	90.5%	176,830,903	12,883,485	0	163,947,418	7.3%	177,531,448
10	137,754,750	125,676,818	0	12,077,932	91.2%	177,531,448	13,453,579	0	164,077,869	7.6%	176,155,801
11	138,299,712	125,875,285	0	12,424,427	91.0%	176,155,801	13,494,663	0	162,661,138	7.7%	175,085,565
12	141,712,379	129,425,641	0	12,286,738	91.3%	175,085,565	12,416,320	0	162,669,245	7.1%	174,955,983
13	139,739,852	127,839,474	0	11,900,378	91.5%	174,955,983	11,681,493	0	163,274,490	6.7%	175,174,868
14	128,556,657	116,464,127	0	12,092,530	90.6%	175,195,196	9,867,688	0	165,327,508	5.6%	177,420,038
15	127,598,443	114,297,673	0	13,300,770	89.6%	177,420,038	10,006,742	0	167,413,296	5.6%	180,714,066
16	125,107,599	112,652,280	0	12,455,319	90.0%	180,714,066	9,250,254	0	171,463,812	5.1%	183,919,131
17	122,371,893	110,763,927	0	11,607,966	90.5%	183,919,131	10,592,371	0	173,326,760	5.8%	184,934,726
18	117,507,925	105,424,295	0	12,083,630	89.7%	184,934,726	12,823,825	3,493,838	168,617,063	6.9%	180,700,693

10. 中小企業設備近代化資金貸付金（地域経済課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	556,465,000	554,375,000	0	2,090,000	99.6%	171,852,985	11,382,000	0	160,470,985	6.6%	162,560,985
10	502,045,000	501,597,000	0	448,000	99.9%	162,560,985	5,932,100	0	156,628,885	3.6%	157,076,885
11	457,315,000	457,315,000	0	0	100.0%	155,171,927	4,529,000	0	150,642,927	2.9%	150,642,927
12	404,621,412	404,621,412	0	0	100.0%	150,642,927	2,800,000	0	147,842,927	1.9%	147,842,927
13	347,044,000	346,014,000	0	1,030,000	99.7%	147,842,927	2,103,000	0	145,739,927	1.4%	146,769,927
14	242,842,000	241,812,000	0	1,030,000	99.6%	146,769,927	4,133,000	0	142,636,927	2.8%	143,666,927
15	243,115,000	242,085,000	0	1,030,000	99.6%	143,666,927	969,853	0	142,697,074	0.7%	143,727,074
16	205,791,358	205,791,358	0	0	100.0%	143,727,074	575,565	0	143,151,509	0.4%	143,151,509
17	181,026,000	181,026,000	0	0	100.0%	143,151,509	520,000	0	142,631,509	0.4%	142,631,509
18	160,102,667	157,166,667	0	2,936,000	98.2%	142,631,509	776,000	0	141,855,509	0.5%	144,791,509

11. 中小企業高度化資金貸付金（地域経済課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	1,678,395,153	1,661,554,153	0	16,841,000	99.0%	670,806,857	160,231,742	0	510,575,115	23.9%	527,416,115
10	2,165,472,107	2,165,472,107	0	0	100.0%	527,416,115	60,000	0	527,356,115	0.0%	527,356,115
11	2,274,424,572	2,274,424,572	0	0	100.0%	527,356,115	75,000	0	527,281,115	0.0%	527,281,115
12	3,519,469,541	3,519,469,541	0	0	100.0%	527,281,115	12,140,000	0	515,141,115	2.3%	515,141,115
13	3,626,515,448	3,624,710,448	0	1,805,000	100.0%	515,141,115	1,110,000	0	514,031,115	0.2%	515,836,115
14	4,680,634,213	4,680,634,213	0	0	100.0%	515,836,115	3,365,000	0	512,471,115	0.7%	512,471,115
15	3,220,753,259	2,702,067,259	0	518,686,000	83.9%	512,471,115	8,967,885	0	503,503,230	1.7%	1,022,189,230
16	4,980,742,974	4,585,784,974	0	394,958,000	92.1%	1,022,189,230	11,172,086	0	1,011,017,144	1.1%	1,405,975,144
17	2,838,524,267	2,838,524,267	0	0	100.0%	1,405,975,144	10,610,000	0	1,395,365,144	0.8%	1,395,365,144
18	5,153,998,647	5,153,998,647	0	0	100.0%	1,395,365,144	11,142,000	0	1,384,223,144	0.8%	1,384,223,144

12. 特定事業移転促進資金貸付金（用地対策課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
8	5,321,917	5,321,917	0	0	100.0%	—	—	—	—	—	0
9	16,516,436	13,541,094	0	2,975,342	82.0%	0	0	0	0	0.0%	2,975,342
10	16,499,998	0	0	16,499,998	0.0%	2,975,342	0	0	2,975,342	0.0%	19,475,340
11	36,264,923	0	0	36,264,923	0.0%	19,475,340	0	0	19,475,340	0.0%	55,740,263
12	40,626,992	0	0	40,626,992	0.0%	55,740,263	0	0	55,740,263	0.0%	96,367,255
13	40,626,992	0	0	40,626,992	0.0%	96,367,255	0	0	96,367,255	0.0%	136,994,247
14	40,626,992	0	0	40,626,992	0.0%	136,994,247	0	0	136,994,247	0.0%	177,621,239
15	460,653,090	0	0	460,653,090	0.0%	177,621,239	18,544,259	0	159,076,980	10.4%	619,730,070
16	0	0	0	0	0.0%	619,730,070	6,049,314	0	613,680,756	1.0%	613,680,756
17	0	0	0	0	0.0%	613,680,756	12,679,876	0	601,000,880	2.1%	601,000,880
18	0	0	0	0	0.0%	601,000,880	4,000,000	0	597,000,880	0.7%	597,000,880

13. 県営住宅家賃（住宅課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	1,313,550,843	1,253,801,735	0	59,749,108	95.5%	179,952,922	35,884,643	0	144,068,279	19.9%	203,817,387
10	1,096,339,400	1,027,475,260	0	68,864,140	93.7%	203,817,387	35,114,110	0	168,703,277	17.2%	237,567,417
11	1,117,923,700	1,033,035,375	0	84,888,325	92.4%	237,567,417	34,958,652	0	202,608,765	14.7%	287,497,090
12	1,117,493,000	1,041,932,700	0	75,560,300	93.2%	285,591,490	52,188,413	0	233,403,077	18.3%	308,963,377
13	1,129,586,900	1,061,500,800	0	68,086,100	94.0%	308,963,377	60,190,021	0	248,773,356	19.5%	316,859,456
14	1,139,137,094	1,077,985,719	0	61,151,375	94.6%	316,859,456	68,846,529	0	248,012,927	21.7%	309,164,302
15	1,131,339,676	1,087,720,676	0	43,619,000	96.1%	309,164,302	82,921,629	0	226,242,673	26.8%	269,861,673
16	1,102,028,400	1,055,869,100	0	46,159,300	95.8%	269,861,673	53,717,903	0	216,143,770	19.9%	262,303,070
17	1,104,832,480	1,045,588,180	0	59,244,300	94.6%	262,303,070	31,217,040	0	231,086,030	11.9%	290,330,330
18	1,099,317,000	1,044,813,156	0	54,503,844	95.0%	290,330,330	37,061,367	0	253,268,963	12.8%	307,772,807

14. 県営住宅敷金（住宅課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	36,084,900	34,936,400	0	1,148,500	96.8%	6,159,150	1,978,800	0	4,180,350	32.1%	5,328,850
10	32,688,800	32,085,400	0	603,400	98.2%	5,328,850	648,600	0	4,680,250	12.2%	5,283,650
11	22,254,400	21,735,600	0	518,800	97.7%	5,283,650	844,500	0	4,439,150	16.0%	4,957,950
12	19,020,300	18,884,100	0	136,200	99.3%	4,957,950	264,600	0	4,693,350	5.3%	4,829,550
13	19,191,600	19,062,400	0	129,200	99.3%	4,829,550	590,500	0	4,239,050	12.2%	4,368,250
14	19,254,300	18,617,600	0	636,700	96.7%	4,368,250	13,200	0	4,355,050	0.3%	4,991,750
15	14,244,900	14,102,600	0	142,300	99.0%	4,991,750	45,000	0	4,946,750	0.9%	5,089,050
16	13,439,700	13,439,700	0	0	100.0%	3,905,450	409,000	0	3,496,450	10.5%	3,496,450
17	14,176,800	14,176,800	0	0	100.0%	3,360,150	99,900	0	3,260,250	3.0%	3,260,250
18	13,538,400	13,538,400	0	0	100.0%	3,231,450	0	0	3,231,450	0.0%	3,231,450

15. 診療報酬未収金（３病院合計）（病院局経営企画課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	13,582,209,322	11,484,071,961	0	2,098,247,361	84.6%	2,060,041,178	2,033,241,362	577,620	26,222,196	98.7%	2,124,469,557
10	13,780,463,307	11,705,159,997	0	2,075,303,310	84.9%	2,124,469,557	2,090,233,307	3,759,830	30,476,420	98.4%	2,105,779,730
11	13,692,965,739	11,599,937,109	0	2,093,028,630	84.7%	2,105,779,730	2,067,678,811	4,787,090	33,313,829	98.2%	2,126,342,459
12	12,348,754,865	10,375,029,258	0	1,973,725,607	84.0%	2,126,342,459	2,078,239,131	5,657,586	42,445,742	97.7%	2,016,171,349
13	12,952,230,367	10,890,772,220	0	2,061,458,147	84.1%	2,016,171,349	1,963,634,764	3,437,255	49,099,330	97.4%	2,110,557,477
14	12,825,803,847	10,725,012,478	0	2,100,791,369	83.6%	2,110,557,477	2,056,966,221	4,512,370	49,078,886	97.5%	2,149,870,255
15	12,680,476,257	10,612,138,388	0	2,068,337,869	83.7%	2,149,870,255	2,093,393,122	7,207,200	49,269,933	97.4%	2,117,607,802
16	12,553,422,390	10,445,148,595	0	2,108,273,795	83.2%	2,117,607,802	2,016,120,529	7,025,060	94,462,213	95.2%	2,202,736,008
17	13,909,678,599	11,640,749,450	0	2,268,929,149	83.7%	2,202,736,008	2,079,739,517	0	122,996,491	94.4%	2,391,925,640
18	14,153,095,413	12,066,608,581	0	2,086,486,832	85.3%	2,391,925,640	2,173,909,412	6,240,654	211,775,574	90.9%	2,298,262,406

16. 診療報酬未収金（中央病院）（病院局経営企画課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	8,000,178,620	6,743,698,928	0	1,256,479,692	84.3%	1,225,689,270	1,210,917,257	205,370	14,566,643	98.8%	1,271,046,335
10	7,892,933,453	6,697,714,866	0	1,195,218,587	84.9%	1,271,046,335	1,250,875,784	1,742,670	18,427,881	98.4%	1,213,646,468
11	7,851,249,416	6,603,482,350	0	1,247,767,066	84.1%	1,213,646,468	1,190,644,925	1,466,360	21,535,183	98.1%	1,269,302,249
12	7,296,705,364	6,121,312,599	0	1,175,392,765	83.9%	1,269,302,249	1,236,002,010	4,274,955	29,025,284	97.4%	1,204,418,049
13	7,683,104,010	6,400,779,522	0	1,282,324,488	83.3%	1,204,418,049	1,168,747,852	1,395,705	34,274,492	97.0%	1,316,598,980
14	7,745,237,373	6,404,440,864	0	1,340,796,509	82.7%	1,316,598,980	1,279,739,552	3,104,890	33,754,538	97.2%	1,374,551,047
15	7,678,826,349	6,359,088,539	0	1,319,737,810	82.8%	1,374,551,047	1,337,928,259	6,333,760	30,289,028	97.3%	1,350,026,838
16	7,705,019,541	6,271,017,551	0	1,434,001,990	81.4%	1,350,026,838	1,272,580,837	4,343,800	73,102,201	94.3%	1,507,104,191
17	8,716,521,623	7,168,389,015	0	1,548,132,608	82.2%	1,507,104,191	1,410,591,619	0	96,512,572	93.6%	1,644,645,180
18	8,854,469,494	7,540,923,802	0	1,313,545,692	85.2%	1,644,645,180	1,457,742,175	6,240,654	180,662,351	88.6%	1,494,208,043

17. 診療報酬未収金（三好病院）（病院局経営企画課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	3,852,964,864	3,249,705,914	0	603,258,950	84.3%	595,349,693	586,275,675	79,630	8,994,388	98.5%	612,253,338
10	4,043,209,313	3,419,826,226	0	623,383,087	84.6%	612,253,338	601,502,889	1,670,620	9,079,829	98.2%	632,462,916
11	3,883,696,998	3,345,824,100	0	537,872,898	86.2%	632,462,916	620,834,130	2,962,410	8,666,376	98.2%	546,539,274
12	3,319,353,397	2,796,591,237	0	522,762,160	84.3%	546,539,274	536,259,565	538,201	9,741,508	98.1%	532,503,668
13	3,457,084,420	2,925,066,445	0	532,017,975	84.6%	532,503,668	519,636,000	1,918,500	10,949,168	97.6%	542,967,143
14	3,448,102,435	2,923,689,223	0	524,413,212	84.8%	542,967,143	530,524,525	1,328,600	11,114,018	97.7%	535,527,230
15	3,440,972,202	2,910,531,114	0	530,441,088	84.6%	535,527,230	520,340,642	605,340	14,581,248	97.2%	545,022,336
16	3,390,556,073	2,877,947,587	0	512,608,486	84.9%	545,022,336	525,908,481	2,543,710	16,570,145	96.5%	529,178,631
17	3,873,760,553	3,319,203,579	0	554,556,974	85.7%	529,178,631	509,678,469	0	19,500,162	96.3%	574,057,136
18	4,062,648,292	3,470,349,062	0	592,299,230	85.4%	574,057,136	550,630,960	0	23,426,176	95.9%	615,725,406

18. 診療報酬未収金（海部病院）（病院局経営企画課）

年度	未収金の発生状況（現年度分）					未収金の処理状況（前年度からの繰越分）					次年度への繰越額
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
9	1,729,065,838	1,490,667,119	0	238,508,719	86.2%	239,002,215	236,048,430	292,620	2,661,165	98.8%	241,169,884
10	1,844,320,541	1,587,618,905	0	256,701,636	86.1%	241,169,884	237,854,634	346,540	2,968,710	98.6%	259,670,346
11	1,958,019,325	1,650,630,659	0	307,388,666	84.3%	259,670,346	256,199,756	358,320	3,112,270	98.7%	310,500,936
12	1,732,696,104	1,457,125,422	0	275,570,682	84.1%	310,500,936	305,977,556	844,430	3,678,950	98.5%	279,249,632
13	1,812,041,937	1,564,926,253	0	247,115,684	86.4%	279,249,632	275,250,912	123,050	3,875,670	98.6%	250,991,354
14	1,632,464,039	1,396,882,391	0	235,581,648	85.6%	239,791,978	235,502,768	78,880	4,210,330	98.2%	239,791,978
15	1,560,677,706	1,342,518,735	0	218,158,971	86.0%	222,558,628	217,890,871	268,100	4,399,657	97.9%	222,558,628
16	1,457,846,776	1,296,183,457	0	161,663,319	88.9%	166,453,186	161,525,769	137,550	4,789,867	97.0%	166,453,186
17	1,319,396,423	1,153,156,856	0	166,239,567	87.4%	173,223,324	166,239,567	0	6,983,757	96.0%	173,223,324
18	1,235,977,627	1,055,335,717	0	180,641,910	85.4%	188,328,957	180,641,910	0	7,687,047	95.9%	188,328,957

委 託 契 約 推 移 表 （ 中 央 病 院 ）

番号	委託内容	委託金額、委託業者及び発注方法										随意契約を継続している場合				委託金額の変動理由				
			年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	法令上の根拠 (地方公営企業 法施行令21条の 14第1項○号)	地方公営企業法施行令21条の14第1項第2号を根拠とする 場合、当該委託契約が「その性質又は目的が競争入札に適 しない」と考える実質的な理由	今後、取扱い を変更する予 定の有無	今後、取扱いを変更する予定「有」の場合の具体的内容	○年度	→	□年度	金額差	理由
1	診療報酬請求, 再診受付	①	委託金額	58,378,320	58,378,320	31,500,000														
		②	委託業者	A	A	A														
		③	発注方法	随	随	随														
		④	予定価格																	
2	電話交換	①	委託金額	1,124,550	4,223,100	4,223,100	4,223,100	4,144,140	7,275,240	6,930,000	6,930,000	2号	当院の電話交換業務量において、業務を適切に執行できる業者が他にないため。	有	管財課登録の電話交換業務業者数につき、業者数が複数になれば競争入札を導入する予定である。	15	→	16	3,132,000	委託人員の増加による。
		②	委託業者	B	B	B	B	B	B	B	B									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格				4,251,000	4,145,000	7,277,000	10,614,000	6,930,000									
3	夕食の下膳, 残飯処理, 食器の水槽への 漬け込み等	①	委託金額	3,535,560	3,541,230	3,541,230	3,541,230	3,535,560	3,321,360	3,221,568	3,221,568	2号	徳島県物品購入等の契約に係る一般競争入札参加資格者名簿において、給食下膳業務の登録業者であるため、	有	本年度（平成19年度）より指名競争入札実施。					
		②	委託業者	C	C	C	C	C	C	C	C									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格				3,641,000	3,550,000	3,365,000	3,365,000	3,222,000									
4	消防及び電気 設備の保安管理	①	委託金額	3,904,950	3,709,650	3,523,800	3,360,000	3,276,000	3,192,000	3,192,000	3,192,000	2号	24時間電気施設について保守管理を行いうる業者が他にないため。	無						
		②	委託業者	D	D	D	D	D	D	D	D									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格				4,432,470	4,432,470	4,432,470	4,400,970	4,442,970									
5	エレベーター 保守管理	①	委託金額	5,424,000	5,153,400	4,872,000	4,872,000	4,872,000	4,872,000	4,872,000	4,872,000	2号	利用者の安全を考えた場合、純正部品にて保守を行う当該業者との契約がよいと考える。	無						
		②	委託業者	E	E	E	E	E	E	E	E									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格				5,443,200	5,443,200	5,443,200	5,443,200	5,443,200									
6	通信設備及び 弱電設備 保守管理	①	委託金額	3,720,000	3,528,000	3,294,900	3,120,000	3,042,000	2,889,900	2,748,000	2,664,000	2号	当院の通信施設及び弱電施設を熟知している当該施設施工業者による保守管理により、故障時・障害時の迅速的確な対応を図ることができるため。	無						
		②	委託業者	F	F	F	F	F	F	F	F									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格				3,800,160	3,704,400	3,704,400	3,845,352	4,005,540									
7	清掃・警備	①	委託金額	67,755,000	64,365,000	61,131,000	58,058,000	56,245,000	66,190,000	64,472,600	63,443,600	2号	患者様からの要望、また病院からの要望にきめ細かく対応していくために、弾力的な人材の供給が必要であり、このニーズに常時対応できるのは県内業者では他にないため。	有	仕様等の変更及び複数年契約の締結を検討したい。	15	→	16	9,945,000	当業務と8．駐車料金徴収及び駐車場整理を一本化したため。
		②	委託業者	G	G	G	G	G	G	G	G									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格				74,037,000	74,412,000	91,906,000	93,775,000	93,814,000									
8	駐車場料金徴収 及び駐車場整理	①	委託金額	16,680,000	15,846,000	15,052,800	14,292,000	13,935,000												
		②	委託業者	G	G	G	G	G												
		③	発注方法	随	随	随	随	随												
		④	予定価格				18,132,000	18,132,000												
9	看護婦白衣洗濯	①	委託金額	1,769,339	862,433	1,961,245	2,016,443	1,665,521	4,050,000	3,928,400	6,293,479	2号	徳島県物品購入等の契約に係る一般競争入札参加資格者名簿において、クリーニング業務では、病院近隣の唯一の業者であるため。 ※ 19年度からは、クリーニング付きリースに変更した（3病院共通）。	有	平成19年度は指名競争入札を実施した。	15	→	16	2,384,479	洗濯業務の仕様を変更し、院内洗濯業務委託契約としたため。
		②	委託業者	H	H	H	H	H	H	H	H									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随					17	→	18	3,777,000	人員増による増加（正規職員退職者不補充によるため）。
		④	予定価格				単価契約	単価契約	4,079,000	4,079,000	7,856,000									
10	X線装置保守	①	委託金額	1,759,800	1,759,800	1,759,800														
		②	委託業者	I	I	I														
		③	発注方法	随	随	随														
		④	予定価格																	
11	X線フィルム明 室処理システム 保守	①	委託金額	1,029,000	966,000	945,000	945,000	916,650	870,450	826,770	785,400	2号	医療安全上、純正部品にて保守を行う当該業者との契約がよいと考える。	無						
		②	委託業者	J	J	J	J	J	J	J	J									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格				945,000	916,950	872,000	827,000	826,770									
12	画像処理装置 C R保守	①	委託金額	3,990,000	3,780,000	3,570,000	3,444,000	3,339,000	3,172,050		7,477,859	2号	医療安全上、純正部品にて保守を行う当該業者との契約がよいと考える。	無						
		②	委託業者	K	K	K	K	K	K		J									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随		随									
		④	予定価格				3,602,000	3,512,000	3,173,000		7,871,430									

番号	委託内容	委託金額、委託業者及び発注方法									随意契約を継続している場合				委託金額の変動理由							
			年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	法令上の根拠 (地方公営企業 法施行令21条の 14第1項○号)	地方公営企業法施行令21条の14第1項第2号を根拠とする 場合、当該委託契約が「その性質又は目的が競争入札に適 しない」と考える実質的な理由	今後、取扱い を変更する予 定の有無	今後、取扱いを変更する予定「有」の場合の具体的内容	○年度	→	□年度	金額差	理由		
13	生化学自動分析 装置保守	①	委託金額	3,675,000	3,622,500	3,517,500	3,045,000	1,995,000								14	→		-1,050,000	臨床検査業務の外部委託によりH15の契約は9月末まで。 点検回数はH14の3回に対し H15は2回。		
		②	委託業者	L	M	M	M	M														
		③	発注方法	随	随	随	随	随														
		④	予定価格				4,200,000	1,995,000														
14	自動化学分析 装置保守	①	委託金額	1,260,000	1,155,000	1,102,500	1,102,500	430,500								14	→		-672,000	臨床検査業務の外部委託によりH15の契約は9月末まで。 点検回数はH14の3回に対し H15は1回。緊急修理部分は 半年分。		
		②	委託業者	N	N	N	N	N														
		③	発注方法	随	随	随	随	随														
		④	予定価格				1,138,000	430,500														
15	パーキング システム保守	①	委託金額	1,638,000	1,543,500	1,512,000	1,512,000	1,465,800	1,392,510	1,323,000	1,323,000	2号	製造業者であるため、故障時、障害時における迅速・的確 な対応を図ることができる。	無								
		②	委託業者	O	O	O	O	O	O	O	O									O		
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									随		
		④	予定価格				1,554,000	1,506,000	1,393,000	1,323,000	1,323,000											
16	MR I 保守	①	委託金額	10,022,250	6,720,000		13,387,500	12,883,500	12,417,300	11,907,000	11,907,000	2号	医療安全上、純正部品にて保守を行う当該業者との契約が よいと考える。	無								
		②	委託業者	I	I		I	I	I	I	I									I		
		③	発注方法	随	随		随	随	随	随	随									随		
		④	予定価格				16,000,000	13,054,000	13,038,000	11,921,000	11,907,000											
17	体外衝撃波結石 破碎装置保守	①	委託金額	6,300,000	4,200,000	2,100,000		787,500	2,520,000	2,394,000	2,362,500	2号	医療安全上、純正部品にて保守を行う当該業者との契約が よいと考える。	無		15	→	16	1,732,500	H15は定期点検2回のみ。H 16は定期点検4回にオンコ ール故障修復作業費を追加。		
		②	委託業者	P	P	P		P	P	P	P										P	
		③	発注方法	随	随	随		随	随	随	随										随	
		④	予定価格					1,419,110	3,292,000	2,394,000	2,394,000											
18	D S A 装置保守	①	委託金額	2,142,000	2,142,000	2,142,000	2,142,000	1,232,000		11,000,850	10,738,350	2号	医療安全上、純正部品にて保守を行う当該業者との契約が よいと考える。	無		15	→	17	9,768,850	装置の更新。		
		②	委託業者	Q	Q	Q	Q	Q		I	I											
		③	発注方法	随	随	随	随	随		随	随											
		④	予定価格				2,142,000	2,089,000		11,286,000	11,000,850											
19	X線コンピュ ータ断層撮影装置 保守	①	委託金額	29,988,000	28,788,480	28,497,000	28,497,000	27,642,090	21,000,000	21,725,800	21,391,585	2号	医療安全上、純正部品にて保守を行う当該業者との契約が よいと考える。	無		15	→	16	-6,642,090	X線管球連続故障による減額 (ペナルティ)。		
		②	委託業者	R	R	R	R	R	R	R	R										R	
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										随	
		④	予定価格				28,789,000	27,642,000	26,261,000	25,662,000	21,392,000											
20	ライナック装置 保守	①	委託金額	1,942,500																		
		②	委託業者	S																		
		③	発注方法	随																		
		④	予定価格																			
21	X線作業従事者 の被曝料の測定	①	委託金額	1,041,138	1,071,525	1,088,640	961,340	1,196,118	1,071,336	1,354,132	1,319,639	2号	実績があり信頼に足ると認められる業者が2者だったた め、それぞれから見積書を徴し業者を選定した。	無								
		②	委託業者	T	T	T	T	T	T	T	T										T	
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										随	
		④	予定価格				単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約										単価契約	
22	臨床検査	①	委託金額	46,229,786	43,959,578	41,928,932	33,199,157	16,313,552														
		②	委託業者	U	U	U	U	U														
		③	発注方法	随	随	随	随	随														
		④	予定価格				単価契約	単価契約														
23	臨床検査	①	委託金額	4,436,332	4,761,393	3,289,520																
		②	委託業者	V	V	V																
		③	発注方法	随	随	随																
		④	予定価格																			
24	臨床検査	①	委託金額	12,956,378	16,316,555	21,843,411	14,936,020	14,247,832														
		②	委託業者	W	W	W	W	X														
		③	発注方法	随	随	随	随	随														
		④	予定価格				単価契約	単価契約														

番号	委託内容	委託金額、委託業者及び発注方法									随意契約を継続している場合				委託金額の変動理由						
			年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	法令上の根拠 (地方公営企業 法施行令第21条の 14第1項○号)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を根拠とする 場合、当該委託契約が「その性質又は目的が競争入札に適 しない」と考える実質的な理由	今後、取扱い を変更する予 定の有無	今後、取扱いを変更する予定「有」の場合の具体的内容	○年度	→	□年度	金額差	理由	
25	臨床検査	①	委託金額	5,840,806	4,998,038																
		②	委託業者	Y	Y																
		③	発注方法	随	随																
		④	予定価格																		
26	X線写真フィルムマイクロ化	①	委託金額	1,617,255	1,634,850	1,602,828	1,621,891	1,638,000	1,704,000	1,725,181	1,685,422	2号	当該X線フィルムのマイクロ化において、十分な実績をもち、また、現在までに機密漏えい等の事故もなく、確実に業務を遂行しており、信頼するに足る業者であるため。	無							
		②	委託業者	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z	Z										
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										
		④	予定価格				1,683,000	1,638,000	1,704,000	1,740,000	1,812,500										
27	中央病院改築基本計画策定	①	委託金額	24,961,650																	
		②	委託業者	a																	
		③	発注方法	随																	
		④	予定価格																		
28	レセプトの精度調査と改善案の提案	①	委託金額	3,802,680																	
		②	委託業者	b																	
		③	発注方法	随																	
		④	予定価格																		
29	燃やせるゴミの収集・運搬・処理	①	委託金額	1,607,235	4,030,170	4,106,120	4,136,620	4,128,440	4,851,800	4,668,300	4,852,050	2号	当該ごみの処理と同時に、書類等のリサイクルを行う必要があるため、当該業務を適切に行い得るものとして選定した。	有	競争入札の実施を図りたい。						
		②	委託業者	c	c	c	c	c	c	c	c										
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										
		④	予定価格				4,529,000	4,558,000	5,607,000	5,167,000	5,144,000										
30	医療廃棄物の収集・運搬・処理	①	委託金額	4,936,470	13,094,235	15,937,047	16,255,260	14,503,860	15,738,786	18,239,130	17,340,561	2号	感染性廃棄物の処理を行える業者が近隣において他にないため。	無		16	→	17	2,500,344	医療廃棄物の分別を徹底した結果、処理量が増加したため。	
		②	委託業者	d	d	d	d	d	d	d	d										
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										
		④	予定価格				17,427,000	17,706,000	16,188,000	17,312,000	20,083,000										
31	X線コンピュータ断層撮影装置保守	①	委託金額	1,575,000	3,622,500	3,622,500	3,622,500	3,517,500	3,173,000	2,762,375											
		②	委託業者	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q											
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随											
		④	予定価格				3,675,000	3,533,000	3,343,000	3,014,000											
32	医療業務の現状分析と改善案の提案	①	委託金額	4,798,500																	
		②	委託業者	e																	
		③	発注方法	随																	
		④	予定価格																		
33	情報処理システム構築体制の整備とスケジュール作成に関する支援	①	委託金額	1,458,135	8,384,250																
		②	委託業者	f	f																
		③	発注方法	随	随																
		④	予定価格																		
34	中央病院改築に係る用地測量業務	①	委託金額	2,362,500																	
		②	委託業者	g																	
		③	発注方法	指																	
		④	予定価格																		

委 託 契 約 推 移 表 （ 三 好 病 院 ）

番号	委託内容	委託金額、委託業者及び発注方法									随意契約を継続している場合				委託金額の変動理由						
			年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	法令上の根拠 (地方公営企業 法施行令21条の 14第1項○号)	地方公営企業法施行令21条の14第1項第2号を根拠とする 場合、当該委託契約が「その性質又は目的が競争入札に適 しない」と考える実質的な理由	今後、取扱い を変更する予 定の有無	今後、取扱いを変更する予定「有」の場合の具体的内容	○年度	→	□年度	金額差	理由	
1	院内清掃並びに 塵芥処理	①	委託金額	24,102,900	24,622,920	24,462,900	24,462,900	24,462,900	23,369,850	24,897,600	29,811,600					16 当初	→	16 変更	261,450	H17.1から3か月間、6階感 染症病棟と結核病棟の清掃作 業を土・日・祝日に限り追加 して委託したため。	
		②	委託業者	h	h	h	h	h	h	h	h										h
		③	発注方法	指	指	指	指	指	指	指	指										指
		④	予定価格				24,941,000	24,873,000	23,604,000	24,900,000	30,180,000										
2	浄化槽維持管理	①	委託金額	5,121,900	4,680,900	4,680,900	4,680,900	4,680,900	4,127,760	3,921,120	4,088,700	2号	当該業者は旧三好郡内の業者のうち規模が大きく、また浄 化槽から発生する汚泥の処理に関して（みよし環境衛生組 合）処理場への搬入権を有しているから。	有	保守点検業務と清掃業務を別契約にし、保守点検業務だけ でも入札した方が、総額の維持管理費を大幅に減額可能で ある場合は、将来的な課題として取扱いの変更を検討して いく。						
		②	委託業者	i	i	i	i	i	i	i	i										i
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										随
		④	予定価格				4,680,900	4,680,900	4,128,000	4,128,000	4,089,000										
3	電気設備 保守管理	①	委託金額	1,099,980	1,099,980	1,099,980	1,099,980	964,303	964,303	964,303	964,303	2号	当該業者は非常時の対応及び停電を伴う点検整備等につい ての技術を有する（県西部）唯一の業者であるから。	無							
		②	委託業者	D	D	D	D	D	D	D	D										D
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										随
		④	予定価格				1,099,980	1,073,000	1,020,000	1,020,000	965,000										
4	エレベーター 保守管理	①	委託金額	2,955,960	2,677,500	2,538,900	2,538,900	2,406,600	2,285,640	2,216,340	3,024,000	2号	当院のエレベーターの保守管理業務を、エレベーターの メーカーの関連サービス部門である業者に行わせること は、技術面から妥当であるから。	無		17	→	18	807,660	救急病棟のエレベーター1機 の保守委託が加わったため。	
		②	委託業者	E	E	E	E	E	E	E	E										E
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										随
		④	予定価格				2,538,900	2,482,000	2,358,000	2,358,000	3,052,000										
5	空調機保守管理	①	委託金額	1,013,775	963,900	963,900	963,900	963,900	963,900	867,510	824,135	2号	当院の空調設備の施工業者であり製造元である会社に、そ の保守点検業務を委託することは技術面からみて妥当であ るから。	無							
		②	委託業者	j	j	j	j	j	j	j	j										j
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										随
		④	予定価格				963,900	1,058,000	964,000	1,006,000	868,000										
6	搬送設備 保守点検	①	委託金額	1,009,680	959,280	959,280	959,280	930,300	808,920	768,180	756,000	2号	当院の搬送設備の施工業者であり製造元である会社に、そ の保守点検業務を委託することは技術面からみて妥当であ るから。	無							
		②	委託業者	P	P	P	P	P	P	P	P										P
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										随
		④	予定価格				959,280	960,000	809,000	809,000	756,000										
7	駐車場整理	①	委託金額	1,303,500	1,189,650	2,964,000	5,434,500	6,249,600	5,796,000	5,506,200	5,451,132	2号	当院の周辺地域には駐車場の整理・警備等の業務を行う事 務所がなく、また、ビル管理関係の業者においても、業者 が平日の早朝からという特殊な勤務形態であることにより 対応が困難である。当該業者は、そのような悪い条件下で も業務を履行できる業者であるから。	有	仕様を見直し、受託可能な業者の情報を収集した上で、経 済性以外の要素を考慮しながら競争入札導入の検討をす る。	14 当初	→	14 変更	2,470,500	H14.7から駐車場を有料化し たことに伴い、業務内容の見 直しをしたため。	
		②	委託業者	k	l	B	B	B	B	B	B										B
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										随
		④	予定価格				2,964,000	6,250,000	5,797,000	5,797,000	5,507,000										
8	駐車場整理	①	委託金額	1,303,500	1,236,000	7と8の委託業 務を統合して															
		②	委託業者	m	m																
		③	発注方法	随	随																
		④	予定価格																		
9	産業廃棄物処理	①	委託金額	2,592,450	2,614,500	2,484,000	2,484,000	2,484,000	2,302,020	2,232,720	2,121,000	2号	当該業者は産業廃棄物の収集・運搬・処分業の許可業者で あり、郡内で産業廃棄物の中間処理を行うとともに、最終 処分先への搬入権が確保されている唯一の業者であるか ら。	有	委託契約のあり方を見直す場合、産業廃棄物処理委託契約 を、一般廃棄物、産業廃棄物、感染性医療廃棄物の処理と 一体的に考えて処理しないと、これまで宮々と築いてきた 院内のゴミ処理の流れが滞り、業務に支障を来すと考えら れる。経済性以外のデメリットを考慮しながら、取扱いの 変更を検討していく。						
		②	委託業者	i	i	i	i	i	i	i	i										i
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										随
		④	予定価格				2,484,000	2,484,000	2,303,000	2,303,000	2,233,000										
10	一般廃棄物処理	①	委託金額	2,205,000	5,279,400	5,028,000	5,028,000	4,896,000	4,649,400	4,509,540	4,284,060	2号	当該業者は産業廃棄物の収集・運搬・処分業の許可業者で あり、郡内で産業廃棄物の中間処理を行うとともに、最終 処分先への搬入権が確保されている唯一の業者である。また、 一般廃棄物（可燃物・不燃物）については、三好市、 東みよし町の処理を行うみよし広域連合清掃センターから 施設の使用許可を受けているから。	有	委託契約のあり方を見直す場合、産業廃棄物処理委託契約 を、一般廃棄物、産業廃棄物、感染性医療廃棄物の処理と 一体的に考えて処理しないと、これまで宮々と築いてきた 院内のゴミ処理の流れが滞り、業務に支障を来すと考えら れる。経済性以外のデメリットを考慮しながら、取扱いの 変更を検討していく。						
		②	委託業者	i	i	i	i	i	i	i	i										i
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随										随
		④	予定価格				5,028,000	4,903,000	4,658,000	4,658,000	4,510,000										
11	特定管理産業 廃棄物処理	①	委託金額	1,606,500																	
		②	委託業者	n																	
		③	発注方法	随																	
		④	予定価格																		
12	給食食器洗浄 及び夕食下膳	①	委託金額	6,996,000	7,335,240	7,711,200	7,711,200	7,560,000	5,960,850	7,229,250	7,115,850					16	→	17	1,268,400	朝・昼の洗浄業務が直営から 委託になったため。	
		②	委託業者	o	o	o	p	p	B	B	B										B
		③	発注方法	随	随	随	随	随	指	指	指										指
		④	予定価格				7,711,200	7,868,000	7,400,000	7,805,000	7,230,000										

番号	委託内容	委託金額、委託業者及び発注方法										随意契約を継続している場合				委託金額の変動理由						
			年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	法令上の根拠 (地方公営企業 法施行令21条の 14第1項○号)	地方公営企業法施行令21条の14第1項第2号を根拠とする 場合、当該委託契約が「その性質又は目的が競争入札に適 しない」と考える実質的な理由	今後、取扱い を変更する予 定の有無	今後、取扱いを変更する予定「有」の場合の具体的内容	○年度	→	□年度	金額差	理由		
13	経営改善調査	①	委託金額	4,459,875																		
		②	委託業者	q																		
		③	発注方法	随																		
		④	予定価格																			
14	看護衣等洗濯	①	委託金額	6,649,718	6,653,445	7,057,915	7,135,233	6,505,986	6,310,038	5,446,964	4,436,575											
		②	委託業者	H	H	H	H	H	H	r	H											
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	指	指											
		④	予定価格	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約										単価契約	
15	術衣、分娩衣等 洗濯	①	委託金額	7,152,038	7,216,910	7,628,688	7,756,778	4,661,493	4,595,523	2,142,858	1,721,723											
		②	委託業者	s	s	s	s	s	s	r	s											
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	指	指											
		④	予定価格	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約										単価契約	
16	臨床検査	①	委託金額	5,391,384	4,300,999	4,374,327	11,446,397	16,839,312	14,022,731													
		②	委託業者	V	V	V	t	t	t													
		③	発注方法	随	随	随	指	随	随													
		④	予定価格	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約													
17	臨床検査	①	委託金額	9,384,087	16,304,217	19,333,411	9,443,347															
		②	委託業者	W	W	W	W															
		③	発注方法	随	随	随	随															
		④	予定価格	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約															
18	臨床検査	①	委託金額	6,036,817	9,631,917	7,551,411	5,438,369	5,253,902	5,193,394	17,133,126	15,379,401	2号	本検査委託は特殊検査であり、従来より実績・信頼性ともある本業者との契約が適切であるため。	有	システムの変更と業者間における検査項目ごとの基準値の統一。							
		②	委託業者	U	U	U	U	U	U	U	U											
		③	発注方法	随	随	随	指	随	随	随	随											
		④	予定価格	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約											
19	臨床検査	①	委託金額	2,074,800	1,390,901	1,689,841	1,628,261	1,258,885	1,132,408	1,437,740	1,103,813	2号	本検査委託は特殊検査であり、従来より実績・信頼性ともある本業者との契約が適切であるため。	有	システムの変更と業者間における検査項目ごとの基準値の統一。							
		②	委託業者	u	v	v	v	w	v	v	v											
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随											
		④	予定価格	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約											
20	病理組織標本 作成等	①	委託金額	4,918,725	3,078,180	4,096,890	4,246,830	5,463,990	4,158,630	3,827,880	3,165,435	2号	本病理組織検査委託は特殊業務であり、従来より実績・信頼性ともある本業者との契約が適切であるため。	有	本業務の取扱業者及び契約可能業者を捜す。							
		②	委託業者	x	x	x	x	x	x	x	x											
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随											
		④	予定価格	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約	単価契約											
21	MR I 保守	①	委託金額	10,022,250	9,555,000	9,555,000	7,166,250		12,393,150	11,723,250	11,723,250	2号	本装置は特殊なものであり、当該装置を開発した会社に保守点検業務を委託することは、技術面からも経済面からも極めて合理的であると認められる。	無								
		②	委託業者	I	I	I	I		I	y	y											
		③	発注方法	随	随	随	随		随	随	随											
		④	予定価格							12,300,000	11,724,000											
22	血管連続撮影 装置保守	①	委託金額	2,205,000	2,047,500	1,984,500	1,984,500	1,645,603		4,711,350	4,711,350	2号	本装置は特殊なものであり、当該装置を開発した会社に保守点検業務を委託することは、技術面からも経済面からも極めて合理的であると認められる。	無								
		②	委託業者	I	I	I	I	I		y	y											
		③	発注方法	随	随	随	随	随		随	随											
		④	予定価格							5,000,000	5,000,000											
23	レーザープリン ター保守	①	委託金額	1,491,000	1,407,000	1,407,000	1,172,500															
		②	委託業者	z	z	ア	ア															
		③	発注方法	随	随	随	随															
		④	予定価格																			
24	自動分析装置 保守	①	委託金額	2,362,500	2,226,000	2,114,700	2,114,700	2,008,965	2,008,965													
		②	委託業者	イ	イ	イ	イ	イ	イ													
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随													
		④	予定価格	不明	不明	不明	不明	不明	不明													

番号	委託内容	委託金額、委託業者及び発注方法									随意契約を継続している場合				委託金額の変動理由					
			年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	法令上の根拠 (地方公営企業 法施行令21条の 14第1項○号)	地方公営企業法施行令21条の14第1項第2号を根拠とする 場合、当該委託契約が「その性質又は目的が競争入札に適 しない」と考える実質的な理由	今後、取扱い を変更する予 定の有無	今後、取扱いを変更する予定「有」の場合の具体的内容	○年度	→	□年度	金額差	理由
25	X線コンピュー タ断層撮影装置 保守	①	委託金額	4,347,000	3,906,000	3,710,700	3,710,700	3,616,200	3,616,200	3,183,600										
		②	委託業者	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q										
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随										
		④	予定価格							3,500,000										

委 託 契 約 推 移 表 （ 海 部 病 院 ）

番号	委託内容	委託金額、委託業者及び発注方法									随意契約を継続している場合				委託金額の変動理由					
			年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	法令上の根拠 (地方公営企業 法施行令21条の 14第1項○号)	地方公営企業法施行令21条の14第1項第2号を根拠とする 場合、当該委託契約が「その性質又は目的が競争入札に適 しない」と考える実質的な理由	今後、取扱い を変更する予 定の有無	今後、取扱いを変更する予定「有」の場合の具体的内容	○年度	→	□年度	金額差	理由
1	看護衣等洗濯	①	委託金額	1,489,708	1,581,478	1,725,660	1,525,293	1,368,043	1,167,215	1,111,216	1,143,208			有	19年度からは、プロポーザル方式により、クリーニング付きリースに変更した（3病院共通）。					
		②	委託業者	H	H	H	H	H	H	ウ	H									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	指	指									
		④	予定価格	看護衣等の種類に応じて予定価格（単価）を設定						1,182,804	1,181,229									
2	医療廃棄物処理	①	委託金額	1,847,580	5,277,090	5,387,655	4,710,615	5,066,145	5,161,170	4,124,820	3,104,640	2号	医療廃棄物処理は誠実かつ適正に履行でき、信頼できる業者でなければならないため、阿南市内、海部郡内の公的病院等の医療廃棄物を適正に処分している業者（県の管財課に登録している徳島市内の特別管理産業廃棄物収集・運搬・処分の許可業者）と契約している。	無						
		②	委託業者	d	d	d	d	d	d	d	d									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格				5,143,320	5,292,000	5,292,000	4,939,200	4,233,600									
3	エレベーター設備保守	①	委託金額	2,079,000	1,978,200	1,978,200	1,978,200	1,978,200	1,978,200	1,883,700	1,883,700	2号	本院設置エレベーター設備の施設管理会社であり、当該エレベーターの構造に熟知しており、機器の異常発生時には迅速かつ適切に対応できるため。	無						
		②	委託業者	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格		1,978,200	1,978,200	1,978,200	1,978,200	1,978,200	1,978,200	1,978,200									
4	医事会計コンピュータソフト仕様変更	①	委託金額	1,543,500																
		②	委託業者	オ																
		③	発注方法	随																
		④	予定価格	1,600,000																
5	医事事務精度調査	①	委託金額	1,942,500																
		②	委託業者	カ																
		③	発注方法	随																
		④	予定価格	2,000,000																
6	CTシステム保守	①	委託金額	2,902,500	2,786,400	2,786,400	2,786,400	2,786,400	2,730,000	2,730,000	2,730,000	2号	受託会社は、CT（医療器械）を購入した業者の関連会社であり、その保守点検は県内ではその業者しかできないため。	無						
		②	委託業者	R	R	R	R	R	R	R	R									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格	3,000,000	2,850,000	2,850,000	2,850,000	2,850,000	2,850,000	2,850,000	2,850,000									
7	臨床検査	①	委託金額	1,416,870	1,325,846	1,468,908	1,660,428	1,789,074	1,226,295	795,564	608,895	1号		有	平成20年度からは、指名競争入札方式に変更予定。					
		②	委託業者	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格	診療報酬の60%以内	診療報酬の60%以内	診療報酬の60%以内	診療報酬の60%以内	診療報酬の60%以内	診療報酬の60%以内	診療報酬の60%以内	診療報酬の60%以内									
8	臨床検査	①	委託金額	1,652,526	1,494,707	1,573,096	990,488	18,341,885	7,827,053	2,959,007	1,628,071	2号	検査ごとの単価契約で、それぞれの検査項目が多岐にわたるなど特殊業務であり、また、業者が変更になれば検査結果の標準値が変更になるなど患者サービスの低下を招く恐れがあるため。	有	平成20年度からは、指名競争入札方式に変更予定。	14	→	15	17,351,397	平成15年度は、ほとんどの検査項目においてUの単価が安かったので、大部分の検体検査をUに依頼したため。
		②	委託業者	U	U	U	U	U	U	U	U									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格																	
9	臨床検査	①	委託金額	38,971,827	33,590,827	33,284,038	17,701,663 11,114,204	2,206,808	8,274,321	4,402,466	2,869,319	2号	検査ごとの単価契約で、それぞれの検査項目が多岐にわたるなど特殊業務であり、また、業者が変更になれば検査結果の標準値が変更になるなど患者サービスの低下を招く恐れがあるため。	有	平成20年度からは、指名競争入札方式に変更予定。	14	→	15	-15,494,855	平成15年度において、ほとんどの検査項目においてXの単価が高かったので、Xには一部の検体検査しか依頼しなかったため。
		②	委託業者	W	W	W	W v	X	v	v	v									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格																	
8及び9	臨床検査		委託金額の合計	40,624,353	35,085,534	34,857,134	29,806,355	20,548,693	16,101,374	7,361,473	4,497,390									
10	病理組織検査	①	委託金額	5,764,500	6,054,720	8,156,820	7,471,275	7,498,260	5,096,235	565,635										
		②	委託業者	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク									
		③	発注方法	随	随	随	随	随	随	随	随									
		④	予定価格																	
11	心電図記録解析	①	委託金額	1,064,530	940,820															
		②	委託業者	ケ	ケ															
		③	発注方法	随	随															
		④	予定価格																	

措 置 状 況 一 覧 表 （ 補 助 金 ）

番号	監査対象事業	担当課	監査項目	指摘・意見の内容	報告書 の 頁数	措置 の 有無	措置を講じた場合	措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置を講じていない理由
1	徳島県職員互助会事業補助金	職員厚生課	補助金額の決定方法	補助金額は会員掛金総額とほぼ同等額に合わせるようになっているが、その理由には合理性が乏しいと思われるので、補助金額の決定方法は別途に考えるべきである。	13～14	有	平成17年度末で廃止することとした。	
2	徳島県職員互助会事業補助金	職員厚生課	補助金の使用状況	補助金使用対象事業である短期経理と保健経理では毎年利益が発生している。つまり、補助金の使用残が当期利益の一部として残り、これが資産として蓄積されている。	15～16	有	平成13年度の補助金から、年度末における支出実績に応じて補助金額を確定し、精算することとした。	
3	徳島県職員互助会事業補助金	職員厚生課	補助金の使用状況	貸付経理事業は補助金の使用対象となる事業ではない。ところが、保健経理事業の利益で形成された資産の一部が貸付経理における貸付資金として使われていた。結局、補助金の使用残が補助金使用対象ではない貸付事業の原資として使用されている。	16	有	平成14年度中において、保健経理から貸付経理への貸付金を全額返還することとした。	
4	徳島県職員互助会事業補助金	職員厚生課	補助金の使用状況	短期経理事業において職員互助会が会員の死亡保険掛金を会員にかわって払込みをしている。個人の保険掛金に補助金の負担部分が使われていることについては、一考を要する。	16	有	平成16年度末で廃止することとした。	
5	徳島県職員互助会事業補助金	職員厚生課	補助金の使用状況	保健経理事業のうち職員退職者会への補助金支出がある。現役職員のための補助金として交付されているはずの資金が退職者会への補助金となっている。今後、検討を要する。	17	有	平成13年度事業から、保健経理事業から補助金対象外である福祉経理事業に移管した。	
6	徳島県職員互助会事業補助金	職員厚生課	規定の整合性	徳島県職員互助団体に関する規則では、療養給付の対象としては会員家族を対象とするとの条項のままで、これが改正されずに残っている。このため、県規則では会員家族に対する医療費助成事業を行うとされているのに対し、徳島県職員互助会規約では会員及び会員家族の医療助成を行うとなっており、統一がとれていない。	17～18	有	徳島県職員互助団体に関する規則の一部を改正し、療養給付の対象に係る規定の統一を行い、平成14年4月1日から施行した。	
7	徳島県職員互助会事業補助金	職員厚生課	公益上の必要性	職員互助会、教職員互助組合及び警察職員互助会は、平成12年度において、それぞれに補助金使用対象事業となる具体的事業を担当課に申し出て、補助金の交付を受けている。しかし、一部の事業においては、その3職員互助団体及び担当課における公益性の判断はそれぞれで相違しているように見える。このように、「公益上の必要性」ひいては「公益性」について各職員互助団体及び担当課で見解が異なっている。	27～28	有	平成17年度末で廃止することとした。	
8	徳島県職員互助会事業補助金	職員厚生課	公益上の必要性	担当課などが協議のうえで補助金の査定、予算組みをするのであるが、その際には補助金額を会員掛金総額との比率で決定するため、補助金の妥当額を年度ごとにチェックしていない。	28	有	平成13年度から、補助金の精算を行い、年度ごとの補助金の妥当額をチェックすることとした。 平成17年度末で廃止することとした。	
9	徳島県職員互助会事業補助金	職員厚生課	公益上の必要性	年度末に各職員互助団体から担当課へ提出される実績報告書には、補助金が現実に使用された具体的事業の内訳が添付されていない。	28	有	平成13年度分から、具体的な事業内訳を記載した書類を添付させることとした。	
10	徳島県教職員福利厚生事業費補助金	教育委員会 福利厚生課	補助金交付要綱	補助金は短期給付事業と福祉事業についてのみ使用されているが、これらは規定によるものではなく教職員互助組合による公益性の判断に基づいている。県においてその使用対象事業を是認するのであれば、職務遂行の方法を定めた補助金交付要綱において明示しておくべきである。	20	有	徳島県教職員福利厚生事業補助金交付要綱の一部を改正し、使用対象事業を明示し、平成14年4月1日から施行した。	

番号	監査対象事業	担当課	監査項目	指摘・意見の内容	報告書 の頁数	措置 の有無	措置を講じた場合	措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置を講じていない理由
11	徳島県教職員福利厚生 事業費補助金	教育委員会 福利厚生課	補助金の使用状況	福祉事業会計では毎年のように貸付金等特別会計へ多額の資金を繰出金として移動させている。結局のところ、補助金使用対象事業（福祉事業会計）での剰余金という形をとりながら、補助金使用対象事業ではない貸付金等特別会計で運用され、あるいは資産として蓄積されている。	20～21	有	平成13年度の補助金から、年度末における支出実績に応じて補助金額を確定し、精算することとした。	
12	徳島県教職員福利厚生 事業費補助金	教育委員会 福利厚生課	補助金の使用状況	貸付金等特別会計の事業の中心は、繰入金をもって退会慰労金を支給することにある。補助金の使用対象とされている福祉事業会計からの剰余金を貸付金等特別会計へ移して、そこから退会慰労金として支出しているのであれば、担当課の説明のように支払済掛金相当部分のみを財源とした支出であるとは言えない。教職員互助組合の資産は県からの補助金を受給しながら形成されたものである。これを退会慰労金として組合員に払戻給付することにつき、その見直しを検討すべきである。	21～22	有	退会慰労金制度は、平成13年度末で廃止した。	
13	徳島県教職員福利厚生 事業費補助金	教育委員会 福利厚生課	補助金の使用状況	福祉事業の単身組合員給付及び退職者家族旅行助成で、旅行券の支給にかかる助成については、旅行券の使用の有無についての旅行後の報告を徴していない。	22	有	退職者家族旅行助成は、平成13年度末で廃止した。単身組合員給付は、平成14年度末で廃止することとした。	
14	徳島県教職員福利厚生 事業費補助金	教育委員会 福利厚生課	補助金の使用状況	短期給付事業のうち保険加入掛金に補助金が使用されている。個人の保険掛金に補助金の負担部分が使われていることについては、一考を要する。	22	有	平成17年度末で廃止することとした。	
15	徳島県教職員福利厚生 事業費補助金	教育委員会 福利厚生課	補助金額の決定方法	補助金額を掛金総額の約80%相当とする決定方法には合理性が乏しいと思われるので、他の方法を考えるべきである。	22	有	平成17年度末で廃止することとした。	
16	徳島県教職員福利厚生 事業費補助金	教育委員会 福利厚生課	公益上の必要性	職員互助会、教職員互助組合及び警察職員互助会は、平成12年度において、それぞれに補助金使用対象事業となる具体的事業を担当課に申し出て、補助金の交付を受けている。しかし、一部の事業においては、その3職員互助団体及び担当課における公益性の判断はそれぞれで相違しているように見える。このように、「公益上の必要性」ひいては「公益性」について各職員互助団体及び担当課で見解が異なっている。	27～28	有	平成17年度末で廃止することとした。	
17	徳島県教職員福利厚生 事業費補助金	教育委員会 福利厚生課	公益上の必要性	担当課などが協議のうえで補助金の査定、予算組みをするのであるが、その際には補助金額を会員掛金総額との比率で決定するため、補助金の妥当額を年度ごとにチェックしていない。	28	有	平成13年度から、補助金の精算を行い、年度ごとの補助金の妥当額をチェックさせることとした。平成17年度末で廃止することとした。	
18	徳島県教職員福利厚生 事業費補助金	教育委員会 福利厚生課	公益上の必要性	年度末に各職員互助団体から担当課へ提出される実績報告書には、補助金が現実使用された具体的事業の内訳が添付されていない。	28	有	平成13年度分から、具体的な事業内訳を記載した書類を添付させることとした。	
19	徳島県警察職員互助会補助金	警察本部 厚生課	補助金交付要綱	給付事業のうち、医療給付における補助金使用対象事業について訓令と要綱とが齟齬している。訓令は、「構成員及びその家族の療養に対する給付」となっており、要綱は「家族医療給付事業」となっている。補助金交付につき職務遂行方法の根拠となるのは「要綱」であるので、早急に要綱を改正すべきである。	24～25	有	徳島県警察補助金交付要綱の一部を改正し、療養に対する給付の対象に係る規定の統一を行い、平成14年4月1日から施行した。	
20	徳島県警察職員互助会補助金	警察本部 厚生課	補助金額の決定方法	補助金額を掛金総額とほぼ同額とするとの決め方自体に合理性が乏しいと思われるので、補助金額の決定方法は別途に考えるべきである。	25	有	平成17年度末で廃止することとした。	

番号	監査対象事業	担当課	監査項目	指摘・意見の内容	報告書 の 頁数	措置 の 有無	措置を講じた場合	措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置を講じていない理由
21	徳島県警察職員互助会補助金	警察本部 厚生課	補助金の使用状況	損益計算書によれば、補助金を投入している給付及び厚生 の 2 事業とも利益金があり、それぞれ事業改善積立金に繰り入れられている。	25～26	有	平成13年度の補助金から、年度末における支出実績に応じて補助金額を確定し、精算することとした。	
22	徳島県警察職員互助会補助金	警察本部 厚生課	補助金の使用状況	リフレッシュ活動助成金では会員からの実費費用給付申請に応じて現金を給付するが、その使用事実の確認手続はできていない。受給金の使用事実の確認手続が必要である。	26	有	平成14年度の助成から、領収書を添付した報告書を徴収し、使用事実を確認させることとした。	
23	徳島県警察職員互助会補助金	警察本部 厚生課	公益上の必要性	職員互助会、教職員互助組合及び警察職員互助会は、平成12年度において、それぞれに補助金使用対象事業となる具体的事業を担当課に申し出て、補助金の交付を受けている。しかし、一部の事業においては、その 3 職員互助団体及び担当課における公益性の判断はそれぞれで相違しているように見える。このように、「公益上の必要性」ひいては「公益性」について各職員互助団体及び 担当課で見解が異なっている。	27～28	有	平成17年度末で廃止することとした。	
24	徳島県警察職員互助会補助金	警察本部 厚生課	公益上の必要性	担当課などが協議のうえで補助金の査定、予算組みをするのであるが、その際には補助金額を会員掛金総額との比率で決定するため、補助金の妥当額を年度ごとにチェックしていない。	28	有	平成13年度から、補助金の精算を行い、年度ごとの補助金の妥当額をチェックすることとした。 平成17年度末で廃止することとした。	
25	徳島県警察職員互助会補助金	警察本部 厚生課	公益上の必要性	年度末に各職員互助団体から担当課へ提出される実績報告書には、補助金が現実使用された具体的事業の内訳が添付されていない。	28	有	平成13年度分から、具体的な事業内訳を記載した書類を添付させることとした。	
26	財団法人徳島県スポーツ振興財団運営事業補助金	教育委員会 スポーツ 健康課	補助金の使用状況	補助金で給料等支給をなす対象とされている関係職員は専務理事 1 名、職員21名である。このうち職員12名は他の組織へ専従派遣されている状態にある。スポーツ振興財団で就業せずに、他の派遣先団体等において当該団体等の業務に専従就業する者の人件費を負担することは、スポーツ振興財団への補助金が、派遣先団体の人件費として実質的に使われていることになる。	31	有	平成18年度末で廃止することとした。	派遣先団体・所管課と職員派遣の必要性、人件費予算の付け替え等を協議することとした（平成14年12月10日時点）。
27	徳島県スポーツ・レクリエーション祭開催事業補助金	教育委員会 スポーツ 健康課	補助金の使用状況	実施日時は各団体の都合によって統一されておらず、県民への周知は不徹底である。	34	有	平成14年度から、「県庁だよりO U R 徳島」及び機関誌「スポーツ徳島」に開催案内を掲載するとともに、県のホームページを活用するなど、県民への広報活動を強化することとした。	
28	徳島県スポーツ・レクリエーション祭開催事業補助金	教育委員会 スポーツ 健康課	補助金の使用状況	教育委員会及び実行委員会では各主催団体から参加人員の報告を受けているが、報告内容は書類上の形式的なものであり、その実態及び補助の成果については十分な検証ができていない。	34	有	平成14年度から、各主催団体が実行委員会に提出する実施報告書に具体的に成果を記載させるとともに、実行委員会から県に提出する実績報告書にその成果の総括を記載させることとした。	
29	国民体育大会関係補助金	教育委員会 スポーツ 健康課	補助金の使用状況	スポーツのすそ野を広げ、県民意識の高揚といった面を考慮しつつも、コストと対比して、国民体育大会（富山国体：男女総合45位、女子総合34位）での成績がそれに見合うものかどうかという観点からの考察が必要である（国民体育大会派遣事業補助金・国民体育大会四国ブロック大会派遣事業補助金・競技力向上対策事業費補助金）。	36～37	有	平成15年度の補助金から、徳島県体育協会、競技団体とともに国体成績等の分析と評価を行い、その結果に応じて競技団体への配分割合を変更する等、競技力向上のための効果的な補助を行うこととした。	

番号	監査対象事業	担当課	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置の 有無	措置を講じた場合	措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置を講じていない理由
30	国民体育大会関係補助金	教育委員会 スポーツ健康課	補助金の使用状況	補助金交付先は（財）徳島県体育協会であるため、年度末における実績報告は同協会から県へ提出される。しかし、現実に補助金を使用したのは主にスポーツ競技団体であるため、協会からの報告内容は書類上の形式的なものとなっていて、補助金の使用実態についての十分な検証ができていない（国民体育大会派遣事業補助金・国民体育大会四国ブロック大会派遣事業補助金・競技力向上対策事業費補助金）。	37	有	平成14年度から、国体派遣事業・四国ブロック大会派遣事業については、競技会場等を確認し、それらの結果報告等を実績報告書に添付することとした。また、競技力向上対策事業については、事業の現地確認を行い使用実態についての検証を行うこととした。	
31	国民体育大会関係補助金	教育委員会 スポーツ健康課	補助金の使用状況	競技力向上対策事業については、実績報告された内容をより厳格に検査する必要がある、補助金交付先である（財）徳島県体育協会から提出された実績報告書の書類審査だけでなく、各競技団体から、領収書等実施した強化内容が確認できる書類を実績報告書に併せて提出させることや、当該事業に関して同協会及び各競技団体に対する現地調査を実施することが重要である（競技力向上対策事業費補助金）。	37～38	有	平成14年度事業実施分から、（財）徳島県体育協会の事業実績報告書に、各競技団体の事業実施の領収書等を添付させることとした。また、（財）徳島県体育協会及び競技団体に対する調査を行うこととした。	
32	ニューファクトリー等 導入促進事業補助金	産業振興課	補助金の使用状況	プラスチック再生装置の購入等経費のうち補助対象経費を特定する書類を徴していなかった。	42	有	指摘された補助金交付申請書及び実績報告書に補助対象経費を特定する書類を添付させた。	
33	ニューファクトリー等 導入促進事業補助金	産業振興課	補助金の使用状況	補助金の交付決定及び額の確定通知について、通知書の文面が「交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付決定し、併せてその額を確定します。」となっていた。しかし、交付要綱第11条は「交付決定」までであり「額の確定」は交付規則第12条が規定している。条項は正確に記載すべきである。	42	有	平成14年度の補助金から交付決定通知書及び額の確定通知書の根拠条項を正確に記載することとした。	
34	小売・卸売商業安定化 事業費補助金	商工政策課	補助金の使用状況	補助金が事業経費の一定割合を補助するものであるにしても、企業に対する補助金の決定に当たり、補助事業にかかる事業損益の実態を考慮せずになされることが適切な処置といえるかどうかは別論である。今後は、県内の副産物・残渣物の処理、再資源化における事業損益の報告を徴し、補助金額を決定する際の重要な資料とすべきである。	49～50	無		総体として行っている企業活動を県内県外という観点から、個々の経費を区分計上して県内分の正確な損益計算書を作成することは實際上難しい。 また、県内分の副産物・残渣物の処理に要する経費は、県外分の収集材料と同時に処理することで効率性等を向上させているものであり、県内分のみで工場を稼働させた場合の損益を考えるとすれば、県内の副産物・残渣物の処理及び再資源化における事業損益を算出することは困難であると思われる。 外部監査の前段の指摘については、副産物・残渣物の適正処理に要する経費の補助という県補助事業の目的に大きく変更を加えるものであるので、損益の把握の手法と共に今後検討すべき課題であると認識。
35	小売・卸売商業安定化 事業費補助金	商工政策課	補助金の使用状況	調査の方法及び調査結果を記録した文書類は作成されず、調査に当たった職員が口頭により上司に復命している。今後は、客観的に調査の過程及び結果がわかるように、調査の手続きマニュアルをあらかじめ定めておき、これに基づいて実施した経緯、結果を文書にして残すようにすべきである。	51	有	平成13年度の補助金に係る調査から、調査の手続きマニュアル（小売・卸売商業安定化事業費補助金調査要領）を制定し、これに基づき実施するとともに、その結果を復命書として残すこととした。	

番号	監査対象事業	担当課	監査項目	指摘・意見の内容	報告書の 頁数	措置の 有無	措置を講じた場合	措置を講じていない場合
							講じた措置の具体的内容	措置を講じていない理由
36	食鳥副産物有効利用 促進事業補助金	畜産課	補助金の使用状況	補助金が事業経費の一定割合を補助するものであるにしても、企業に対する補助金の決定に当たり、補助事業にかかる事業損益の実態を考慮せずになされることが適切な処置といえるかどうかは別論である。今後は、県内の副産物・残渣物の処理、再資源化における事業損益の報告を徴し、補助金額を決定する際の重要な資料とすべきである。	～50	無		当補助事業は、全国第5位の地位にある本県食鳥産業にとって1日もゆるがせにできない食鳥副産物の適正処理を促進するため、処理経費の一部を助成しているものであり、公共性が極めて高い事業であります。また、化製事業を取り巻く環境は、国際化による製品価格の低迷やBSE発生に伴う肉骨粉等の流通禁止等厳しい状況となっています。こうした状況の中、現在適正な事業執行のため事業費収支精算書を徴収する等事業経費の把握に努めているところであります。外部監査の指摘については多岐にわたる企業活動の中で食鳥副産物に係る事業損益の把握が難しく、また補助事業の目的にも関係するところでありますので、把握方法や補助金の決定方法について、今後検討を要する課題であると考えております。
37	食鳥副産物有効利用 促進事業補助金	畜産課	補助金の使用状況	調査の方法及び調査結果を記録した文書類は作成されず、調査に当たった職員が口頭により上司に復命している。今後は、客観的に調査の過程及び結果がわかるように、調査の手続きマニュアルをあらかじめ定めておき、これに基づいて実施した経緯、結果を文書にして残すようにすべきである。	51	有	平成13年度の補助金に係る調査から、調査の手続きマニュアル（食鳥副産物有効利用促進事業調査要領）を制定し、これに基づき実施するとともに、その結果を復命書として残すこととした。	
38	とちく場等衛生確保 対策事業補助金	生活衛生課	補助金の使用状況	補助金が事業経費の一定割合を補助するものであるにしても、企業に対する補助金の決定に当たり、補助事業にかかる事業損益の実態を考慮せずになされることが適切な処置といえるかどうかは別論である。今後は、県内の副産物・残渣物の処理、再資源化における事業損益の報告を徴し、補助金額を決定する際の重要な資料とすべきである。	～50	無		J企業における各部門の事業損益につきましては決算報告書の提出を受け、県内畜産副産物・残渣物の適正処置に要する経費に対し精査し、正確な事業経費の把握を行っております。また、当該補助事業につきましては企業の赤字額を補填するものではなく、あくまで県内畜産副産物・残さ物の適正処理に要する経費に対し、補助要綱に基づき執行しているものでございます。なお、事業損益の実態を考慮した補助事業のあり方につきましては、現行の補助事業の目的を大きく変えるものであり、損益把握の手法とともに今後検討すべき課題であると考えております。
39	とちく場等衛生確保 対策事業補助金	生活衛生課	補助金の使用状況	調査の方法及び調査結果を記録した文書類は作成されず、調査に当たった職員が口頭により上司に復命している。今後は、客観的に調査の過程及び結果がわかるように、調査の手続きマニュアルをあらかじめ定めておき、これに基づいて実施した経緯、結果を文書にして残すようにすべきである。	51	有	平成13年度の補助金に係る調査から、調査の手続きマニュアル（とちく場等衛生確保対策事業補助金調査要領）を制定し、これに基づき実施するとともに、その結果を復命書として残すこととした。	

テーマⅡ 財団法人とくしま産業振興機構の事業内容・財務事務の検証

第1 はじめに

1 監査テーマ選定の理由

財団法人とくしま産業振興機構（以下、当該機構という）は、平成13年4月1日に財団法人徳島県中小企業振興公社と財団法人徳島県地域産業技術開発研究機構とが合併して設立された法人であり（115頁参照）、徳島県内の中小企業の経営支援をその主な目的とする法人である。

当該機構は、徳島県内の中小企業に対し、設備または資金の貸付、人材育成等の講習、さらには出資・社債の引受等のベンチャー企業支援を行っているが、その活動資金の大部分は徳島県及び国からの補助金（約11億1,778万円）、受託金（約2億5,635万円）及び借入金（約41億7,048万円）で成り立っており（別表Ⅱ－1参照）、また当該機構の職員についても県のOB、派遣職員を受け入れている状況にあり、県と極めて密接な関係を保ちながら、県の商工労働政策の一翼を担っている。

そこで、当該機構の事業内容及び財務事務を検証することにより、当該機構の合理的な活動の推進に寄与し、もって補助金等の有効活用を目指すことを目的とし、今回の監査テーマとすることとした。

2 監査の視点

- （1）当該事業が効果的に行われているか。
- （2）当該事業の公益性は認められるか。
- （3）当該事業の必要性は認められるか。
- （4）当該事業の会計処理は適切に行われているか。

3 監査の対象

当該機構の実施している以下の事業を監査対象とした。

- （1）中小企業・雇用対策推進費造成事業
- （2）中小企業先進雇用創出モデル事業
- （3）設備資金貸付事業
- （4）設備貸与事業
- （5）償還支援事業

- (6) 企業振興事業
- (7) 企業情報支援事業
- (8) 経営支援事業
- (9) 創造的中小企業創出支援事業（とくしま市場創造第1号投資事業有限責任組合事業，ベンチャー企業創出支援事業）

4 主な監査手続

- (1) 当該機構に対し，各事業ごとに質問状を提出し，回答及び関係資料を入手し，その内容を検討した。
- (2) 関係部署及び当該機構から数度にわたりヒアリングを行い，当該事業の効果性，公益性及び必要性の検討を行った。
- (3) 必要に応じて，当該機構の関係帳簿を監査し，その適法性及び適正性，また処理の妥当性等を検討した。

第2 財団法人とくしま産業振興機構の概要

1 沿革

- ・昭和42年6月1日

財団法人徳島県中小企業近代化協会設立

- ・昭和46年9月1日

社団法人徳島県中小企業振興協会設立

- ・昭和48年7月1日

財団法人徳島県下請企業振興協会設立

- ・昭和58年7月1日

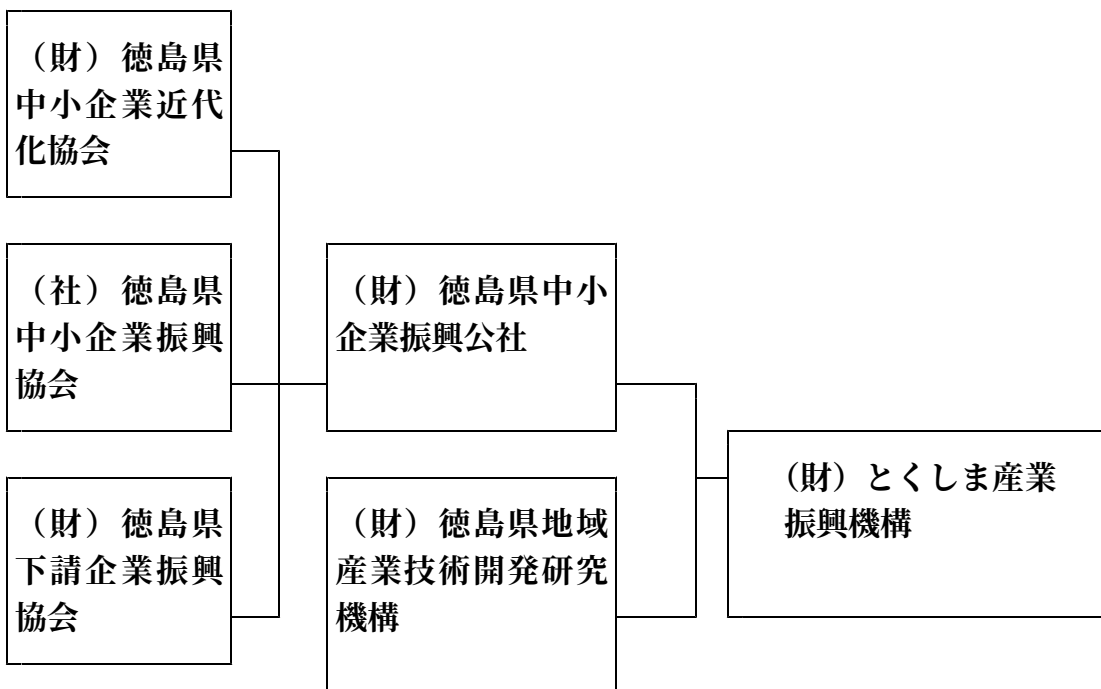
財団法人徳島県中小企業近代化協会が財団法人徳島県下請企業振興協会並びに社団法人徳島県中小企業振興協会と合併し、新たに情報事業を加え財団法人徳島県中小企業振興公社として発足

- ・平成元年4月1日

中小企業指導法第7条第1項に基づき、特定支援事業を実施できる県内唯一の団体に指定・承認

- ・平成13年4月1日

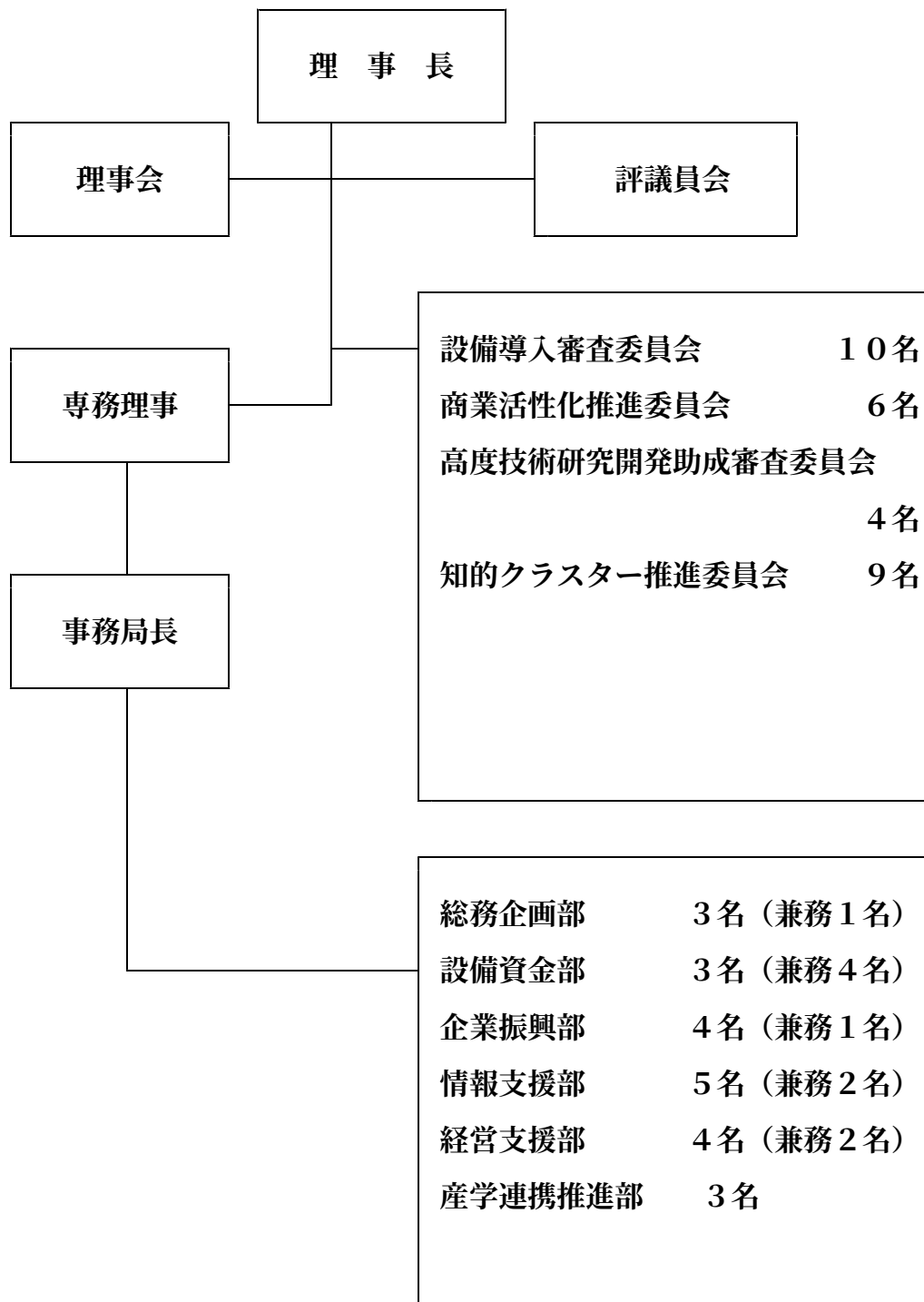
財団法人徳島県地域産業技術開発研究機構と統合し、財団法人とくしま産業振興機構として発足



2 基本財産

基本財産は９５０万円である。その内訳は、徳島県６００万円，自主財源２５０万円，町村会寄付１００万円である。

3 組織図



4 事業目的

当該機構は、徳島県内の中小企業が時代の変化に的確に対応し、活力ある多様な事業活動が展開できるように「新事業創出」「経営革新」「技術開発支援」「資金・設備」「販路開拓」等の事業を総合的、一元的に支援することを目的としており、中小企業の発展を総合的にサポートしている。

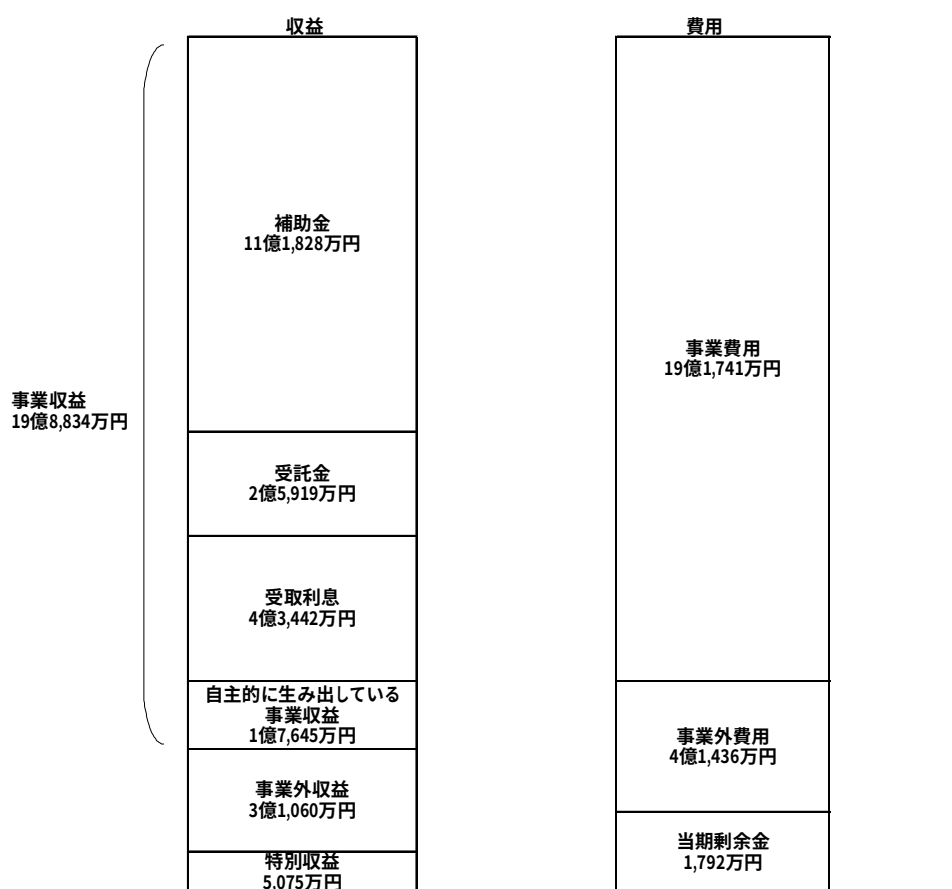
5 事業内容

当該機構が平成18年度に実施した事業は、76事業である（別表Ⅱ－5参照）。76事業のうち、県からの委託費、補助金の多い事業を中心として監査対象とした。具体的な事業の概要については、以下、第3、主な事業の検証において記載している。

6 収支及び財務の概要

（1）収支の概要

平成18年度の収益費用計算書（別表Ⅱ－2）によれば、当該機構の事業収益は約19億8,834万円（別表Ⅱ－2（注1）参照）、事業費用は約19億1,741万円（別表Ⅱ－2（注2）参照）、事業利益は約7,092万円（別表Ⅱ－2（注3）参照）となっている。これらに事業外収益、事業外費用及び特別収益を加味した最終的な当期剰余金は約1,792万円（別表Ⅱ－2（注4）参照）である。ただし、前記第1－1（113頁参照）のように、事業収入のうち主な内容は、県及び国からの補助金約11億1,778万円（別表Ⅱ－1参照）、受託金約2億5,635万円（別表Ⅱ－1参照）、主に県の資金を運用することによって生み出される受取利息約4億3,442万円（別表Ⅱ－2（注7）参照）であり、これらを除いた当該機構が自主的に生み出している事業収益は約1億7,645万円（＝19億8,834万円－11億1,778万円－2億5,635万円－4億3,442万円）である。



(2) 財務の概要

ア 総資産の部について、平成18年度の貸借対照表（別表Ⅱ－3）によれば、当該機構の総資産は約449億7,661万円（別表Ⅱ－3（注1）参照）となっているが、その大部分が投資有価証券の約378億8,567万円（別表Ⅱ－3（注2）参照）であり、その割合は総資産の約84%を占めている。この投資有価証券は、後述するように、徳島県からの「ころがし貸付」により運用しているものが大半であり、総務企画事業で約347億9,613万円（別表Ⅱ－3（注3）参照）、創造的中小企業創出支援事業で約19億8,999万円（別表Ⅱ－3（注4）参照）であり、合計で約367億8,612万円（＝347億9,613万円＋19億8,999万円）となっている。つまり、実質的にはこの投資有価証券は当該機構の資産ではなく徳島県の資産といえる。また、流動資産の受取手形約11億118万円（別表Ⅱ－3（注

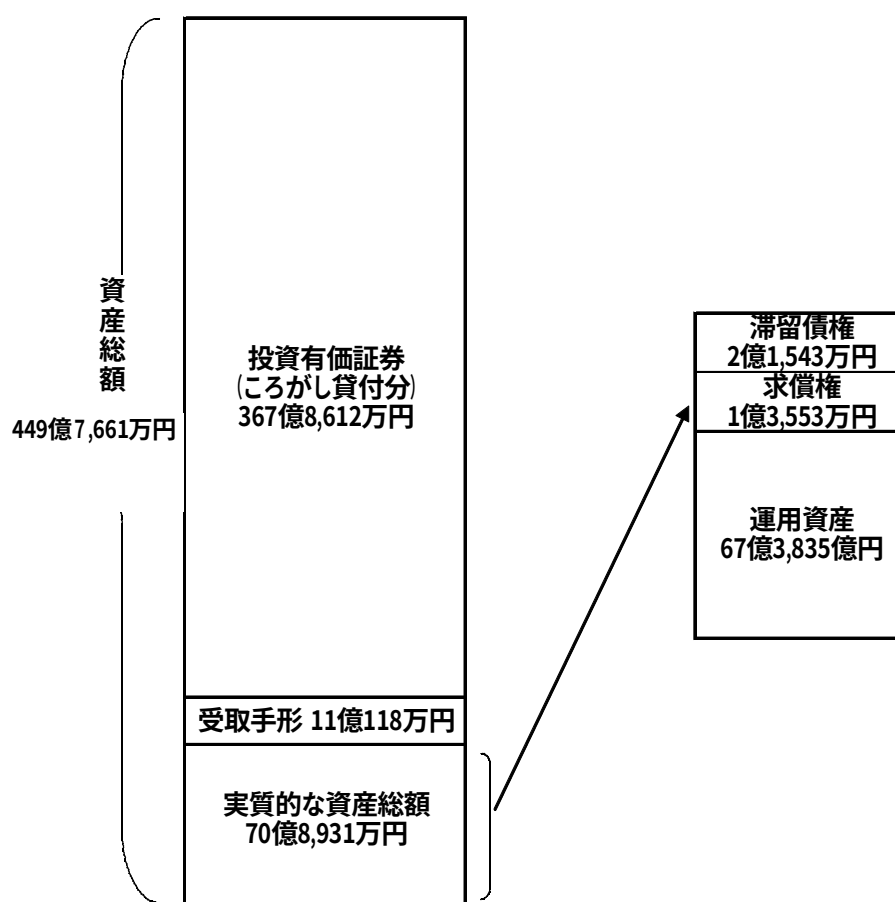
5) 参照) は後述する償還支援事業において徳島県の中小企業高度化資金等の貸付金の返済のために預かっている受取手形であり、当該機構の受取手形ではなく、したがって同額が受取手形見返として流動負債に計上されている(別表Ⅱ-4(注1)参照)。

以上より、当該機構の実質的な資産総額は約70億8,931万円(=449億7,661万円-367億8,612万円-11億118万円)となる。

イ この総資産のうち未収償還金、未収損害賠償金、未収貸与損料、未収リース料、未収規定損害金は設備資金貸付事業及び設備貸与事業の滞留債権約4億7,990万円(別表Ⅱ-3(注6)参照)であり、貸倒引当金控除後の金額は2億1,543万円(別表Ⅱ-3(注7)参照)となっている。

また、投資等に含まれる求償権約2億7,120万円(別表Ⅱ-3(注8)参照)とはベンチャー企業創出支援事業において生じた求償権であり、求償権償却引当金控除後の金額は1億3,553万円(別表Ⅱ-3(注9)参照)となっている。

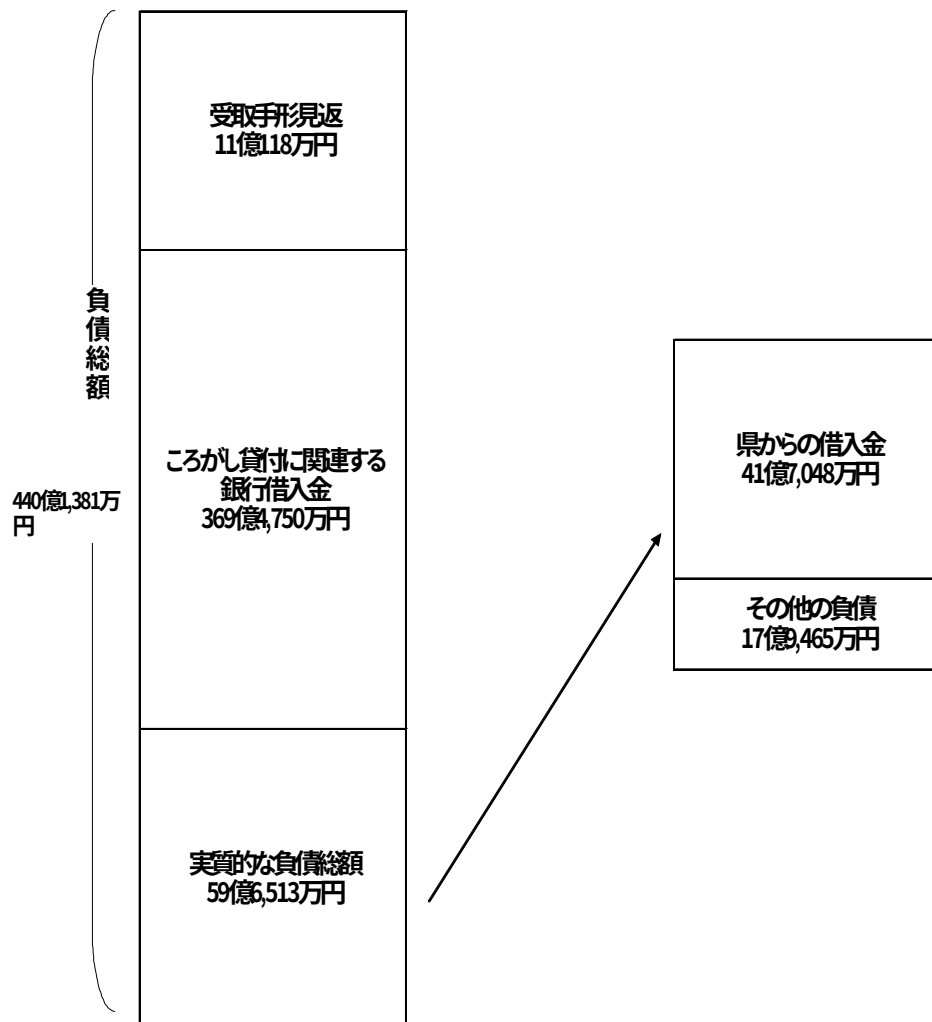
これらの債権は回収が難しいと判断された債権であり、当該機構の事業活動に運用されていない資産である。つまり当該機構の貸借対照表に計上されている資産総額約449億7,661万円のうち、当該機構が事業資産として独自に運用する資産は、約67億3,835万円である。



ウ 次に負債の部について、当該機構の負債総額は約440億1,381万円（別表Ⅱ－4（注2）参照）であり、そのうち流動負債に計上されている銀行短期借入金の約369億4,750万円（別表Ⅱ－4（注3）参照）は、上述した「ころがし貸付」に伴って発生する銀行からの借入金である。したがって年度当初において徳島県から貸付が実行されるとすぐに金融機関に返済が行われ消えてしまう負債である。また、流動負債に計上されている受取手形見返の約11億118万円（別表Ⅱ－4（注1）参照）は上述した受取手形の対照勘定であり、したがって当該機構の実質的な負債ではない。

以上より、当該機構の実質的な負債は約59億6,513万円となる（440億1,381万円－11億118万円－369億4,750万円）。このうち固定負債に計上されている県借入金（別表Ⅱ－4（注4）参照）及び基金借入金（別表Ⅱ－4（注5）参照）は、いずれも徳島県からの借入金であり、当該機構は徳島県より約41億7,048万円（別表Ⅱ－1参照）を借り入れて

いることがわかる。つまり当該機構の実質的な借入金のうち約70%（＝41億7,048万円÷59億6,513万円）が県からの借入金で構成されていることになる。



以上より、当該機構の県に対する依存度はかなり強く、したがって当該機構の県に与える影響は大きいものと推測することができる。

第3 主な事業の検証

1 中小企業・雇用対策推進費造成事業

(1) 事業の概要

当該機構は、県から資金を預かり、その資金を国債、政府保証債、公募地方債により運用し、その運用益を県に返還することによって、県が行う中小企業・雇用対策等の事業の実施に必要な資金の一部としている。

平成18年度の資金の流れとしては、県が年度当初に約348億円の資金を当該機構に預け、年度末に運用益約4億円とともに、当該機構が県に資金を返済している。

当該機構は年度末に県に資金を返済するために、金融機関より借入を行っており、平成19年度当初には、再度、県から資金を預かり、金融機関からの借入金を返済している。

上述のスキームは、平成17年度の包括外部監査において指摘した（報告書87頁）、いわゆる「ころがし貸付」（下記（注）参照）である。

なお、県は当該事業に対して、平成18年度の業務委託費として1,200万円を当該機構に支払っている。

（注）ころがし貸付とは、年度初めの4月に金銭を貸し付け、年度末の3月に当該貸付金の返済を受け、翌年度の4月にまた貸し付けるという行為を毎年繰り返している債権をいう。

(2) 事業規模

運用額	347億9,613万円
運用益	4億 652万円

(3) 業務委託費の内訳

人件費	400万円
書類作成諸経費	85万円
連絡調整費	4万円
契約等印紙代	80万円
一時借入利息	448万円
関連事業費	125万円
消費税	57万円

合 計	1,200万円
-----	---------

（４）監査結果・意見

ア 一時借入利息等のコストについて

地方自治体の会計を公会計というが、公会計では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」（地方自治法第208条第2項）という「会計年度独立の原則」が大原則とされている。この原則の意味するところは、地方自治体の歳出は、その年度の歳入で補わなければならない、赤字決算は認められないということである。

この原則によると、県から当該機構に対するこの約347億円の貸付（歳出）に対し、その年度内にそれに見合う歳入を確保する必要があるということになる。これに対し県は、年度末に当該機構から一時的に返済を受け、それを歳入として処理することにより対応している。つまり約347億円の歳出に対して同額の返済を受け、それを歳入として処理し、歳入・歳出を均衡させることにより、会計年度独立の原則を堅持しているのである（このスキームは徳島県が独自に考え出したスキームということであり、会計年度独立の原則を重視しながら貸付を実行することができるスキームである。）。従って、もし当該機構からの一時的な返済が不可能ということになれば、徳島県はその財源を借入により調達するか、または起債によって埋めなければ会計年度独立の原則に反することとなり、この事業自体が不可能ということになる。

しかしここで問題となってくるのが、上記の業務委託費に含まれている借入金利息等のコストである。これらは、当該機構が年度末に一時借入を実行するために必要なコストであり、一時借入を行わなければ当然生じないコストである。しかし、当該機構が一時借入を実行しなければ、上述したように今度は徳島県が一時借入をしなければならず、あるいは起債による利息を負担しなければならないこととなり、いずれにしても避けて通ることはできないコストである。現行の公会計制度においては致し方ないことではあるが、今後検討を要する問題である（第4提言「1 公会計のもたらす問題点について」参照）。

イ ころがし貸付について

平成17年度の包括外部監査で指摘しているように、「ころがし貸付」は、実質的には、県から外郭団体等への貸付金であるにもかかわらず、県のバランスシート上は、現金・預金として計上されているため、県のアカウントビリティ

ィー（説明責任）の観点からすれば、重大な問題とされるべきものである。

また、仮に貸付金の回収に問題が生じれば、バランスシート上、貸付金として表示されていなかった債権が、貸倒となる可能性もあるわけであるから、県の財政計画及び事業計画に大きな影響を与える可能性も否定できない。

当該事業の場合、回収不能となる可能性はなく、また仮に回収不能となっても県は当該機構の購入債券に対して質権設定しているということであるため、損失が生じることはないが、県の適正な情報開示という観点からは、問題があると思われる。例えば、バランスシートに注記する等の方法を検討されたい。

ウ 関連事業費について

この関連事業費は、中心市街地商業活性化推進事業に費消された事業費である。そもそも中心市街地商業活性化推進事業とは、県から拠出される中心市街地商業活性化基金（５億円）の運用益で行われることが予定されていた事業であるが、当該基金は県の資金の都合上確保できなかったため、県はその事業費を中小企業・雇用対策推進費造成事業の業務委託費に含めて支払ったということである。

しかし、中小企業・雇用対策推進費造成事業と中心市街地商業活性化推進事業との間に関連性があるとは考えられず、委託費の積算根拠としては、不合理なものとなっている。今後、委託費の積算根拠を策定するにあたっては、経費内容を事業ごとに峻別するという姿勢が必要である。

２ 中小企業先進雇用創出モデル事業

（１）事業の概要

徳島県の推進する知的クラスター、ＳＯＨＯプレイス、ベンチャー投資等を利用している法人を対象とし、販路開拓や技術開発等の専門的な人材を雇用する中小企業に対し助成金を交付する等の支援を行う。

（２）事業規模

助成企業数	１１社
助 成 額	７０万円／社

（３）監査結果・意見

当該事業は、知的クラスター等を利用している成長力の高い企業を積極的に支援することを目的としており、その必要性に関しては理解できる。

しかし、当該事業の効果を考えると、事業規模が小さすぎるのではなかろうかという疑問を持たざるをえない。1社当たり70万円という金額では、採用した人材の2～3ヶ月分の人件費にしかならず、その人材の能力が顕在化する前に助成金を使い果たしてしまうことにもなりかねない。

当該事業は平成18年度で終了したということであるが、今後このような事業が再開されるようなことがあれば、対象企業をさらに限定し、1社あたりの予算規模を拡大するといった方法により、徳島県の中小企業全体に対する波及効果を生み出すような助成の方法を検討されたい。

3 設備資金貸付事業

(1) 事業の概要

設備購入資金の必要な中小企業に対し、その資金の貸付を無利息で行う。申し込みを行った企業に対し、審査委員会が審査（平成18年度は5回の審査を行っている。）を行い、審査を通過した企業に対してのみ貸付を行っている。なお、その財源は全て徳島県からの借入金で賄われている。

(2) 事業規模

当初予算	2億円
事業実績	2億3,335万円
貸付件数	15件（申込件数15件）

(3) 監査結果・意見

別表Ⅱ－3、Ⅱ－4より、当該事業における平成18年度末における主な資産、負債の状況は、県からの借入金9億1,901万円に対し、設備資金貸付金8億1,998万円、未収償還金1,170万円、預金8,732万円となっている。

ここで未収償還金とは、貸倒れとなった債権のことであり、正常な設備資金貸付金の額と比較すると、その割合は低くなっている（ $1.4\% = 1,170万円 / 8億1,998万円$ ）。

貸倒発生率が低い要因は、当該事業が設備貸与事業と比較すると、優良な企業を対象としているところにあり、その意味でそもそもリスクの低い事業といえることができる。

しかし、少額でも貸倒が発生している以上、貸倒引当金の計上あるいは貸倒処理を行うべきである。現在、未収償還金として計上されている1,170万円の

債権は回収可能性の極めて乏しいものであるにもかかわらず、貸倒引当金の計上、あるいは貸倒処理は行われていない。当該機構の担当者によると設備資金貸付が無利息で行われているため、貸倒引当金を計上する等の財源がないということを経営者に貸倒引当金の計上あるいは貸倒処理を行っていない。しかし、決算書において適正に財政状態を開示するためには、貸付金の回収可能性を考慮して、回収不能となる可能性が強い債権については、他の会計単位からの繰入等を検討し、貸倒引当金を計上、あるいは貸倒処理を行うべきである。

4 設備貸与事業

(1) 事業の概要

設備を必要とする中小企業に対し、リースまたは割賦の方法により必要な設備を貸与する。申し込みを受けた企業に対し、当該機構の診断員または外部の専門家による診断を行い、その後審査委員会が審査（平成18年度は6回の審査を行っている。）を行い、審査を通過した企業に対してのみ設備貸与を行っている。

当該機構の診断員または外部の専門家による診断は企業概況、企業体質、設備の必要性と妥当性、経営能力、償還能力の5項目に関して診断が行われ、25点満点によって採点され、13点以上であれば、審査委員会における審査対象となる。

審査委員会は商工会議所、商工会連合会等の理事等8名によって構成され、全員一致をもって、設備貸与が実行されることとなる。

(2) 事業規模

当初予算	6億円
補正後予算	5億5,000万円
事業実績	2億1,359万円
契約件数	13件（申込件数16件）

(3) 未収案件の検討

平成18年度末において国助成分で約3億5,470万円、県単独分で約1億1,349万円、合計約4億6,819万円の未収金が発生している（127頁表参照）。当該未収金は滞留債権であり、回収不能となる可能性が高い債権である。

当該制度開始以後の貸与実績額累計額と未収及び貸倒発生額累計額とを比較し

てみると、貸倒発生率は約3.2%となり（約7億5,526万円／約234億5,247万円、別表Ⅱ－6参照）、全体として貸倒率が高いとはいえない。しかし、高額の未収債権が残されていることは事実であり、今後、未収の発生を予防することができれば、貸倒発生率はさらに減少するであろうし、事業としての効率性も上昇するであろうと考えられるため、当該未収金について、その額が1,000万円以上の企業のうち9社を抽出し、審査資料を参考に、滞納となった要因及び問題点について検討した。

設備貸与事業に係る滞留債権(単位:円)

科目	国助成分	県単独分	内容
未収償還金	136,668,369	18,241,225	割賦契約に係る延滞元本
未収貸与損料	16,191,779	1,042,048	割賦契約に係る延滞利息
未収損害賠償金	148,275,715	94,214,452	倒産等により割賦契約を解除した未収元本及び未収利息
未収リース料	23,901,703	0	リース契約に係る延滞リース料
未収規定損害金	29,663,684	0	倒産等によりリース契約を解除した未収リース料
計	354,701,250	113,497,725	

(4) 未収案件に関する問題点

9社の審査資料等から判明した問題点は、以下の5つに大別される。

ア 滞納の要因がはっきりわからないもの

9社のうち滞納となった要因が明確なものは2社のみであり、7社については、当該機構に保管されている関連ファイル等からは、滞納の要因がわからない。滞納となった要因の分析、検討が行われているとは考えられない。

イ 償還財源が明らかに不足しているもの

9社のうち6社は貸与時点において、償還財源が明らかに不足していた。うち1社は源泉税、社会保険料を滞納している状態であった。結果的に1社は一度も償還を行うことができず、4社は一度もしくは二度の償還を行ったのみである。このような結果から見れば、審査について、問題があったといわざるを

えない。

ウ 貸与企業の将来の収益に関する調査不足

上記イのように、償還財源は不足していたが、大手企業からの大型受注、継続取引が可能との判断により貸与を実行したケースが2社あった。しかし、関連ファイルを見る限り、大手企業との継続取引に関する基本契約書等の証憑類、あるいは事業計画書は保管されておらず、貸与企業の将来の収益に関する調査が不足していたと考えられる。

エ 保証人に関する追及不足

審査において、保証人の資力に不安のないことが貸与を実行する要因のひとつとして挙げられているケースが1社あり、また、審査点数は低い、保証人を追加するという条件付で貸与が実行されたケースが1社あった。しかし、保証人に対する追求は積極的に行われておらず、滞納案件に関する保証人に対する責任追求について、明確にされていないといわざるをえない。

オ その他の事項に関する調査不足

貸与設備が不良のため、業務停止となってしまったケースが1社あった。また、関係会社が倒産したために、貸与先企業も連鎖倒産してしまっただけのケースが1社あった。これらに関しては、貸与時の調査方法によっては、問題点が事前に判明していた可能性もあり、審査の方法に関して、範囲を広げる等の工夫も必要である。

(5) 監査結果・意見

ア 事業計画書、審査について

当該設備貸与事業は、民間の金融機関からは借入が困難とされる企業を対象とする一面があり、その意味でリスクはかなり高いものと思われる。実際に、滞留債権となってしまった監査対象企業のうち、審査当初において、借入金の返済に見合うだけの償還財源を有している企業はほとんどなく、設備投資が成功しなければ、資金ショートする可能性の高い企業が多数存在する。小規模企業等設備導入資金助成法施行規則第1条第1項において、対象事業者は、「一般の金融機関から当該資金・・・の融通を受けることが困難であり」と規定されており、当該事業では、このような企業を対象とすることから、民間金融機関と同様の審査基準により、審査を行うことが難しいことは理解できる。

しかし、同じ条文の後段において「かつ当該資金の償還・・・の見込みが確実と認められる者のためにするものであること」とも規定されている。この趣旨からすれば、源泉税、社会保険料を滞納している企業に貸与を実行したり、一度も償還ができないような企業に貸与を実行することが容認されるわけではない。

平成15年度より、税金、社会保険料の未納企業を対象外とし、また申込時に代表者並びに連帯保証人の所得証明書を提出させているとのことであるが、今後は、さらに、対象企業に事業計画書を作成させ、その根拠となる証憑等をも併せて提出させることにより、企業の将来性について十分な調査及び審査を行っていく必要がある。

イ 企業環境について

滞納が発生した企業のうち、貸与後の企業環境の変化により返済不能となってしまった企業も少なくない。たとえば貸与した設備が不良のため業務停止に追い込まれたり、関係会社の倒産が影響したこともその一つにあげられる。

審査の対象は当該企業の概況、企業体質、設備の必要性と妥当性、経営能力、償還能力の5項目をその判断材料としているが、さらに視野を広げ、企業を取り巻く環境の変化も十分に考慮して、貸与の可否を判定する必要がある。貸出リスクの高い企業だからこそ、企業環境の変化が業務に与える影響は大きいので、企業環境の変化の可能性も含めた慎重な調査、審議が必要である。

ウ 償還不能の原因分析について

監査の対象とした9社のうち、償還不能となるまでの期間は、長い企業で貸与開始日から5年、短い企業では一度も償還されずに回収不能となったものも見受けられる。設備貸与の財源の大半は、県からの資金であることに鑑みれば、当該機構は、滞納となった案件に関し、その要因について、県及び県民に対して説明責任を負うことはいうまでもない。また、滞納となった要因を分析、検討し、今後の業務に生かすことも重要である。

その点について、当該機構の関係帳票を監査したところ、滞納の直接的な要因について文書化し保存している形跡は見受けられなかった。つまり、その当時の担当者が現在も貸与業務を担当している場合は事情を覚えてはいるが、担当者が変わってしまった場合には、滞納の要因は、明確には説明できないとい

うのが現状となってしまう。民間金融機関であれば、滞納となった要因を分析、検討し、それを稟議書等の書類で保管し、情報を共有化することによって、今後の回収あるいは新たな貸与事業に役立てるのが通常である。現状の当該機構の管理体制は、民間金融機関と大きな乖離があるといわざるをえない。

当該機構と民間金融機関とは、その期待される役割、組織構造等に違いはあるが、貸与業務としての性質には何ら変わるところはない。むしろ公金がその主な財源となっている当該機構は、民間金融機関よりもなお一層、滞留債権に関する説明責任が重要であるともいえる。その点を熟慮して、今後の業務に取り組んでもらいたい。

エ 滞留債権の回収について

倒産した企業を除いて、滞納となった企業に対して貸与設備の引き上げを実行したことはないとのことである。また保証人に対して、請求・強制執行を行ったこともないとのことである。貸与設備に汎用性が薄いこと、破綻した企業の経営者個人の財産状態に期待ができないといった事情も考えられるのであるが、少額であったとしても、できる限りの回収を図ることは当然のことであり、今後、滞留債権の回収について、更なる検討、マニュアル化が必要である。

オ 貸倒処理について

未収債権の中には、明らかに回収不能となっている債権も存在し、これらを資産として計上することは、適切な情報開示とはいえない。回収不能な債権については、貸倒処理を検討されたい。

5 償還支援事業

(1) 事業の概要

徳島県が行った中小企業高度化資金等の貸付金の円滑な償還を実施するため、債務者より手形を回収しその償還に充てる。

(2) 事業規模

期末企業数（債務者） 37社

期末預かり手形額 11億118万円

(3) 監査結果・意見

別表Ⅱ－2より、当該事業には徳島県より1,232万円の補助金が交付されており、その殆ど（1,219万円）が人件費に充当されていることが分かる。

しかし、当該事業の内容からすると、これだけの人件費を必要とする事業とは考えられず、人件費の按分が当該事業においては適切に行われていないと考えられる。

人件費は、基本的には、各事業ごとに何らかの根拠で按分し、補助金の積算根拠とすべきであり、各事業ごとに人件費を按分することが難しいのであれば、当該機構の管理職の人件費として補助金を受けるべきである。ひとつの事業の業務委託費の中に管理職の人件費を多額に計上している現状の方法は適切であるとはいえず、今後検討されたい。

6 企業振興事業

(1) 事業の概要

県内中小企業の取引の拡大を図るため、当該機構に登録している企業を対象に商談会の開催、中小企業総合展の出展支援、さらには関東、関西など大都市圏の企業へ発注開拓を実施する。また顧問弁護士による法律相談によってトラブル防止に努めるとともに、経営や技術に関する相談には職員や専門調査員が巡回訪問し情報提供及びアドバイスを実施する。さらには、県内中小企業の自立的な成長を支援するため、先進的な生産技術に係る講習を実施するとともに、新たな産業を創出するため、当該機構が中核的支援機関となり、新事業支援機関相互と連携を図りながら、創造、製品開発、販路開拓等の個々の課題に応じた支援事業を実施する。

(2) 事業規模

ア 下請中小企業自立化支援事業

予算額 5, 100万円

登録企業の推移

新規登録企業 8件

取消企業（廃業等） 111件

技術革新講習会 1回

窓口相談 134件

相談件数

経営 34件

マーケティング 93件

技 術	1 件
苦情紛争	4 件
その他	2 件

発注開拓

広域商談会	1 回／年（高松市）
発注開拓	3 2 社
あっせん件数	2 2 3 件
成立件数	3 2 件
登録企業名簿作成（機械・金属）	3 3 2 社掲載
中小企業総合展への出展支援	2 回／年

イ 新事業創出支援事業

予算額	2, 0 8 0 万円
新事業支援機関会議	2 回／年（徳島）
企業サポートセンターの設置	
県外見本市企業成果発信の支援	
徳島県内における中小製造業実態調査	

ウ とくしま経営塾「平成長久館」事業

予算額	4 3 3 万円
起業力養成講座	1 5 回／年
参加人数	2 4 0 名
MOT人材育成講座	8 回／年
参加人数	3 4 名
起業家輩出支援講座	6 回／年
参加人数	7 8 名

エ 次世代ものづくり産業創出支援事業

予算額	6 0 0 万円
実用化可能性試験	4 テーマ

オ 徳島県中小企業知的財産戦略支援事業

予算額	1 8 9 万円
支援企業数	2 社

(3) 監査結果・意見

徳島県内の中小企業を支援するという当該事業の必要性は理解できるが、事業の手法についての疑問点も若干存在する。

まず、下請企業自立化支援事業であるが、登録取消企業111社に比較して新規登録企業が8社とかなり少ない。企業数の減少が主な要因と思われるが、新規開拓が十分に行われていないのではないか、また登録名簿の更新も頻繁に行われていないのではないかという懸念もある。

発注開拓に関しては、機械・金属業関係に偏っており、他の業界についても費用対効果の面を考慮したうえで、検討も必要かと思われる。

また、中小企業知的財産戦略支援事業については、支援企業が年間2社にとどまっている。特許の整理活用について、弁理士より支援を受けたとのことであるが、他社への啓発となるよう（秘密保持の一面はあるが）、手法、効果等についてPRし、波及効果をもたせるよう、検討されたい。

7 企業情報支援事業

(1) 事業の概要

中小企業に役立つ経営情報や技術情報を収集・提供するとともに、コンピュータの導入・利用促進及びソフトウェアの活用、情報ネットワーク化等に関する相談指導・助言を行い、企業の情報化を支援する。

(2) 事業規模

ア 支援体制整備円滑化事業

予算額	3,094万円
企業情報ネットワーク会員数	111ID
メールニュース提供先	570社
データベース登録件数	1,202件
情報誌の発行	1,600部/月
個別応答サービス	94件/年

イ IT・SOHO交流支援事業

予算額	1,972万円
SOHOプレイスの提供	12事業者
SOHO交流セミナー	

ウ eコマース推進事業

予算額 186万円

オンラインショッピングモールの開設

エ 速効経営助っ人事業（専門家派遣）

予算額 339万円

派遣会社数 5社

オ 平成長久館事業（ICT・企業情報化分野）

予算額 783万円

IT研修の実施 17回／年（36日）

参加人数 272名

eラーニング活用講座の実施

5コース

参加人数 81名

カ 調査分析事業

予算額 558万円

景気動向調査 対象会社589社

eビジネスに対する取組み及び意識調査

対象会社362社

電子商取引等推進調査

キ 情報処理技術者試験事業

予算額 102万円

ク IT経営応援隊事業

予算額 131万円

（3）監査結果・意見

各事業の意義については理解できるが、事業が多岐にわたり、それゆえひとつの事業に対する予算規模も小さくなっているという見方もできる。また、参加企業の少ない講座等もあり、今後は、事業内容を検証したうえで、整理し、ひとつの事業に多くの予算を割り当て、重点的にPRするといった手法も検討されたい。

8 経営支援事業

（1）事業の概要

創業者、ベンチャー企業、経営革新等を目指す中小企業の経営を支援するため、経営の診断・助言、相談、販路開拓、研修及びセミナーの開催等を行っている。

(2) 事業規模

ア 経営技術診断・助言事業

予算額 1,501万円

派遣企業数 36社

派遣延件数 215件

イ 経営相談事業

相談企業数 140社

相談延件数 151件

ウ 人材育成支援事業（とくしま経営塾「平成長久館」事業）

予算額 902万円

研修事業 ISO14001内部監査員養成研修他7研修

セミナー事業 開塾記念セミナー他5セミナー

エ 調査分析事業

予算額 101万円

テーマ 「人材育成実態調査」

オ 徳島県経営品質賞推進事業

予算額 350万円

対象企業 徳島県経営品質賞 2企業

経営レベル評価（簡易診断）4企業

カ 改善エキスパート認定事業

予算額 30万円

改善エキスパート認定者数 18名

キ 売れるものづくり市場開拓サポート事業

予算額 427万円

支援企業数 4社

（平成18年度で廃止）

ク 徳島県経営品質協議会連携事業

予算額 なし

実施件数 5件

ケ 徳島県K A I Z E N企画協議会連携事業

予算額 なし

研修 問題解決能力開発研修事前研修他3研修

コ 中小企業新事業展開支援普及促進事業

予算額 98万円

セミナー 3回

(3) 監査結果・意見

上記オ「徳島県経営品質賞推進事業」については、申込企業は2社であり（過去2年間については3社であるが、そのうち2社は平成18年度と同一の企業である）、その周知性について疑問がある。

上記キ「売れるものづくり市場開拓サポート事業」（予算額は427万円）は、特定企業数社の商品について、商品PRに長けた事業者へPR、販売を委託し、都市部の事業者等に販売する事業であったが、当初予定していた結果が出なかったため、平成18年度の1年間のみで廃止されたということである。理念としては、非常に興味深い事業であるため、今後、結果が出なかった要因を検証したうえで、工夫を加え、同様の趣旨の事業を実施することも検討されたい。

9 とくしま市場創造第1号投資事業有限責任組合事業

(1) 事業の概要

当該機構、徳島県及び地元金融機関等が中心となり、県内ベンチャー・中小企業の育成支援を目的に平成16年12月に設立された「とくしま市場創造第1号投資事業有限責任組合」（以下当組合という）事業の円滑な運営を図るため、各機関が相互に連携をとり、情報交換を行いながら、有機的に支援を組み合わせるべく、いくために出資者等連絡会議を開催している。

当組合は、当該機構、中小企業基盤整備機構、金融機関等の出資により設立され、当組合存続期間中に株式公開する可能性のある企業の株式等の引受等により資金を提供し、ベンチャー支援を行うことを目的としている。

投資先は、徳島県と関連がある企業とされているが、投資先の決定機関は、当組合の無限責任組合員である株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ（以下NTVPという）である。

当組合に対し当該機構は2億円の出資をしている。その原資は県からの補助金である。

仮に投資先が株式公開できなかった場合には、株式を経営者に時価で売却するといった方法を採用することとなるが、投資価格が回収できる可能性は低く、その意味においてはリスクの高い事業である。

なお、現在のところ、株式公開を実現した企業はない。

(2) 事業規模

当組合への出資者 当該機構を含めて13社

当組合からの投資先数 7社

当組合からの投資金額 約4億6,000万円

組合存続期間 10年

当組合からの投資可能額 6億5,000万円

(3) 監査結果・意見

投資先の選定については、無限責任組合員であるNTVPが判断、決定しており、有限責任組合員である当該機構の意思は反映されていない。中小企業等投資事業有限責任組合契約によれば、業務執行に関する権限は無限責任組合員のみが有するとされており、その意味においては、投資先の選定をNTVPが行うことは当然のことである。

しかし、上記契約において、「有限責任組合員は、無限責任組合員に対し、投資証券等の選定その他組合財産の運用について意見を述べることができる」ともされている。組合への出資は、県からの補助金によるものであることを鑑みれば、今後、投資先の選定に関し、県及び当該機構の意見を反映させることも検討されたい。株価、株式の種類等、投資の細かなテクニックについては、専門的知識を有するNTVPに依存せざるをえないが、投資先の選定については、当該機構も意見できる立場にあると思われる。

また、ベンチャー支援のあり方として、資金面だけではなく、投資先の状況等について、より一層把握、分析したうえで、当該機構の各種経営支援プログラムを利用し、投資先の成長、発展を支援することも重要である。

10 ベンチャー企業創出支援事業

(1) 事業の概要

平成8年度から平成15年度にかけて、県内の創造法（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法）の認定を受けたベンチャー企業の新株予約権付社債（当時の名称は新株引受権付社債）を購入する方法で、ベンチャー投資を行っている（資金の流れ等については別表Ⅱ－7参照）。

投資原資は、県からの借入金であり、当該機構がその借入金を銀行系ベンチャーキャピタルに委託し、ベンチャーキャピタルがベンチャー企業の新株予約権付社債を引き受ける形となっている。

投資先については、ベンチャーキャピタルが選定している。仮に株式公開を実現する企業が生まれた場合には、いわゆるキャピタルゲインが発生することとなる。このキャピタルゲインについては、キャピタルゲインの総額が5,000万円を超えた場合のみ、当該機構は、預託金額の10%の成功報酬を得ることができる。

ベンチャー企業が破綻した場合のリスク負担割合は、当該機構70%、ベンチャーキャピタル30%となっているが、当該機構の負担割合70%のうち、半分は保険でカバーされるため、実質的なリスク負担割合は35%である。

なお、現在のところ、株式公開を実現した投資先企業はない。ベンチャー投資は平成15年度で終了しており、新たな投資は行われていない。

（2）事業規模

ベンチャーキャピタルへの当初預託金額

32億2,500万円

ベンチャーキャピタルへの現在の預託金額

14億7,000万円

当初の投資先企業数 58社

現在の投資先企業数 30社

1社あたりの投資額 2,000万円から1億円

預託期間 10年

現在までの貸倒額（投資額ベース）

6億1,000万円（10社）

当該機構がベンチャーキャピタルから得る預託金利息

年1%

当該機構が投資先企業から得る債務保証料

年0.5%

県から当該機構への貸付金に係る利息 無利息

貸倒に備える保険に係る料率

社債額面×35%×1.51%

(3) 監査結果・意見

ア 当該機構が当該スキームから得ることができる収入は、県から得る補助金及び県の資金を運用することによる利息収入を除けば、ベンチャーキャピタルから得る預託金利息（年1%）、ベンチャー企業から得る債務保証料（年0.5%）である。これとは逆に、支出は、人件費等の管理費を除けば、支払保険料（社債額面×35%×1.51%）及び貸倒に係る負担（貸倒金額×35%）である。

制度開始以後、平成18年度末までにおける預託金利息は約2億1,712万円（概算）、債務保証料は約8,682万円（概算）、支払保険料は約1億2,802万円、貸倒による負担額は約2億1,350万円である。これらの金額からすると、仮に県からの無利息貸付、補助金等がなければ、当該スキームによって、約3,756万円の損失が発生していることになる（管理費を加えるとさらに損失は大きくなる。）。

この損失及び管理費等を補填するために、県は上述のように投資原資金を無利息で貸付しており、後述のように約19億9,000万円の「ころがし貸付」（無利息）及び約4億9,500万円の基金からの貸付（無利息）を行っており（これらから生み出される運用益は、平成18年度は約2,265万円）、さらに補助金を支出している（平成18年度は約920万円）。つまり、多額の県費を投入することによって当該制度は維持されているのである。

これだけ多額の県費が投入されながらも、株式公開を実現した企業は現在のところ1社もない。また、投資先企業58社のうち、10社は、破産等の法的措置を採っている（ただし、徳島県が他県と比較して貸倒率が高いわけではない）。今後は、当該事業についての検証を実施すべきであり、今後のベンチャー支援の参考とすべきである。

例えば、投資から1年あるいは2年で破綻した投資先も存在するが、投資先

・業種の選定に問題はなかったのか、あるいは投資後、３年から４年で償還している企業もあるが、投資された資金は株式公開に向けた有効な投資に利用されたのか、また仮に株式公開企業が生まれた場合の成功報酬について、リスクの負担と比較すると、あまりに低いものではなかったか、といった点についての検証が必要である。

イ 当該制度の運営財源の一部として、県から約１９億９，０００万円の借入を受け、その運用益を充当している。この借入については、前述第３－１－（４）イ（１２３頁参照）と同様に、いわゆるころがし貸付であり、同様の問題点が存在する。

第4 提言

1 公会計のもたらす問題点について

前記第3－1「中小企業・雇用対策推進費造成事業」及び第3－10「ベンチャー企業創出支援事業」において、合計で約367億円のいわゆる「ころがし貸付」が存在する。県及び当該機構は、この「ころがし貸付」に関し、従来からの慣習に従ったものであるとし、特段の問題意識を有してはいないが、この「ころがし貸付」は、公会計がもたらした弊害であることを認識していただきたい。つまり「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」（地方自治法208条第2項）という会計年度独立の原則があるが故に、年度当初に貸し付けた資金の財源を年度内に確保しなければならず、そのため年度末に一時的に貸付先より返還を受けるという形をとらざるを得なくなってしまうのであり、そのため前述した一時借入金利息のような無駄なコストが発生してしまうのである。企業会計の立場からすれば、当該貸付はバランスシート上の問題であり、損益計算書には反映されない取引である。つまり、バランスシート上の現金が貸付金に科目が変換されるだけの問題であり、収入支出にはなんら影響を与える取引ではない。公会計上、貸付を歳出、貸付の返還を歳入としてとらえ、そこに会計年度独立の原則が加味されることにより、このような企業会計では極めて不自然な問題が生じてしまい、無駄なコストが発生してしまうのである。

さらに、この「ころがし貸付」は、公会計の立場からは合法的な方法であるが、平成17年度の包括外部監査で指摘したように、「ころがし貸付」はアカウンタビリティ（説明責任）の観点から重大な問題があり、また今後の事業計画等に重要な影響を与える要因にもなりかねない。民間の上場企業ならば、財務諸表の重大な虚偽記載として、上場廃止とされる可能性もある。

地方自治体の公表するバランスシートは、地方自治体の財政状態に関する関心の高まりにつれて、その重要性を増してきている。現在、地方公会計制度の改革が叫ばれているが、以上のような問題が生じてしまっているという事実をしっかりと認識し、徳島県がその改革に意見していただくことを期待している。

2 人件費について

別表Ⅱ－2の収益費用計算書に記載のとおり、当該機構の人件費は年間約2億5,601万円であり（別表Ⅱ－2（注8）参照）、その大部分は県からの補助金で賄

われている。当該機構の性質上、人件費を補助することは、やむをえないが、補助の仕方には問題がある。上述したように当該機構の事業の中で、償還支援事業はその内容からすれば、多額の人件費が生ずる事業とは考えられないが、約1,219万円の人件費が計上され、補助金の対象となっている。補助金は、各事業ごとに交付されるのであるから、原則的には、各事業に人件費を按分し、補助金の積算根拠とすべきである。按分が困難であるならば、当該団体の人件費として補助金を申請すべきである。

また、決算書を適正に表示するという観点からも、人件費を各事業に適正に按分することが必要である。民間企業の会計原則によれば、人件費はその役務を提供した部署（セグメント）に計上すべきこととされている。今後検討されたい。

3 事業のPR、整理について

当該機構は様々な事業を実施し、中小企業の支援を行っているが、特に「企業振興事業」「企業情報支援事業」「経営支援事業」においては、その事業数が多く、内容も様々なものとなっている。各事業の必要性については理解できるところもあるが、現実的な問題としては、各事業が県内の企業に周知されているかという点について疑問を抱かざるを得ない。事業の一部には、参加企業が偏り毎年同じ企業が申請していたり、対象となる企業が少ないという事業も存在するのが現状であり、その周知性に問題がありそうな事業も存在する。その主な要因は、事業のPR不足及び事業内容が複雑多岐にわたっており、利用者にとってわかりづらい点にあると思われる。確かに、パンフレット等の作成・配布、ホームページでのPRは行われているが、事業者にとって、自らのニーズに合う事業にたどりつけてないのではないかと推測される。今後、利用者にとってわかりやすい形で事業内容をPRし、例えば「起業をお考えの方」「IT講習の情報をお望みの方」といった形で、入り口を整理し、わかりやすくすることも、ひとつの手法ではなかろうか。

また、事業そのものの整理統合も検討する必要があるのではなかろうか。現状では、事業数が多く、予算額が少額になり、あまり効果の出ていない支援事業があるように思われる。事業数としては、「企業振興事業」において18、「企業情報支援事業」において15、「経営支援事業」において24の事業を実施しており、これだけでも合計57もの事業を1年間で実施している。もちろんこの中には国からの委託事業も含まれているが、それ以外の事業については、県が実施している事業

に対する評価付けと同様に、事業を評価、ランク付けし、ランク付けの低い事業は廃止するとともに、その予算を他の支援事業に充てることも検討すべきではなかろうか。そうすることによって事業の有効性が十分に確保でき、またその予算を広告宣伝に充当することにより、当該事業及び当該機構が県内の企業に周知されることにつながるのではなかろうか。

4 貸倒処理について

設備資金貸付事業、設備貸与事業から発生した債権の中には、明らかに回収不能となっているものが含まれているが、これらはバランスシート上、債権として表示されている。決算書の利用者に正しい情報を提供するためには、これらについて、貸倒処理をする必要がある。

5 設備貸与事業の審査について

設備貸与事業から発生し、滞留債権となったものの中には、事前の調査不足や回収見込が極めて難しいと見込まれるにもかかわらず貸出を実行したことが要因と考えられる案件が存在する。

このような案件に関しては、滞留債権となったことに対して県民の納得が得られるとは、到底思えない。

貸与の審査に関しては、平成11年度より13点未満の企業及び1項目でも1点の判定となった企業を除外し、さらに金融機関等専門的な知識を持った審査員を順次増員するなど、改善されている点も見受けられるが、事業計画書の作成を義務付けること、審査点数のつけ方について再考することといった更なる再検討が必要である。

6 ベンチャー投資について

徳島県の経済の活性化という観点からすれば、ベンチャー投資が不可欠ことは理解できるが、投資の性質上、貸倒のリスクは大きいものになってしまう。ある程度の確率で貸倒が発生することはやむをえないことであろうが、県民に対する説明責任を果たすためには、企業の選定に当該機構が積極的に関与し、企業の選定基準、企業の投資内容、企業の投資後の実績、経緯、仮に破綻した場合には、その原因、経緯等について、当該機構が十分に調査、認識しておく必要がある。

また、当該機構の各種経営支援プログラムを活用し、投資後のフォローアップを行うことも重要である。

第5 おわりに

当該機構の目的は、県内の中小企業の支援であり、徳島県の経済を発展させるために、極めて重要な存在であることはいうまでもない。低迷する県内企業の活性化のためには、当該機構の活動は欠くことのできないものである。

従って、当該機構の行う事業は効果的、効率的でなくてはならず、また、決して受け身となることがあってはならない。当該機構が、企業的な体質を持たなければ、徳島県の中小企業をリードすることなど不可能であり、当該機構は、徳島県の中小企業全体のいわばコンサルティング会社として、民間企業的な発想、行動が必要とされているのである。事業の企画、見直し、PR等を積極的に行い、常に企業を引きつけ、県内企業を成功へと導く道標とならなければならない。現在、様々な事業が実施され、中小企業者に有益な情報提供等を行っていることは評価できるが、事業のPR、見直し等、改善点も存在する。常に民間企業的な発想をもって、事業を展開されることを望みたい。

また、当該機構の主な運営財源が、税金であることも忘れてはならない。設備貸与、ベンチャー支援等、貸倒のリスクの存在する事業については、より慎重な判断が必要であろうし、県民に対し、説明責任を負うという観点も重要である。決算書についても、その読者は県民であるという意識が必要である。

本報告書が、当該機構のより効果的な活動の一助となり、また、県民に対する説明責任を果たすうえでの一助となることを希望する。

別表Ⅱ－1

平成18年度 補助金・受託金・借入金の内訳

(単位:円)

	補助金					受託金					県からの借入金
	国	県	小計	その他	合計	国	県	小計	その他	合計	(平成19年3月31日)
中小企業・雇用対策推進費造成事業					0		12,000,000	12,000,000		12,000,000	
中小企業・先進雇用創出モデル事業					0		11,300,000	11,300,000		11,300,000	
中小企業金融円滑化事業		243,746,506	243,746,506		243,746,506					0	
地場産業展示会開催事業	1,142,000	1,200,000	2,342,000	500,000	2,842,000				508,000	508,000	
中心市街地商業活性化推進事業					0					0	500,000,000
設備資金貸付事業		6,000,000	6,000,000		6,000,000					0	919,018,975
設備貸与事業		20,000,000	20,000,000		20,000,000					0	686,404,000
償還支援事業		12,324,000	12,324,000		12,324,000					0	
企業振興事業	1,260,076	81,100,205	82,360,281		82,360,281	144,618,948		144,618,948		144,618,948	
企業情報支援事業		148,250,391	148,250,391		148,250,391		364,491	364,491	2,339,781	2,704,272	
経営支援事業		63,874,096	63,874,096		63,874,096	985,879	950,000	1,935,879		1,935,879	
創造的中小企業創出支援企業		9,200,000	9,200,000		9,200,000					0	2,065,065,000
地域産業技術支援事業	502,463,098	27,229,017	529,692,115		529,692,115	86,130,851		86,130,851		86,130,851	
合 計	504,865,174	612,924,215	1,117,789,389	500,000	1,118,289,389	231,735,678	24,614,491	256,350,169	2,847,781	259,197,950	4,170,487,975

別表Ⅱ－2

(単位:円)

平成18年度 収益費用計算書

	合 計	総務企画事業	商店街競争力 強化等事業	設備資金貸 付事業	設備貸与事業	県単独設備 貸与事業	償還支援 事業	企業振興事業	企業情報事業	経営支援 事業	創造的中小企業 創出支援事業	地域産業技 術支援事業	高度技術研究 開発関係事業
事業損益													
1 事業収益													
補助金 (注5)	1,118,289,389	246,588,506	0	6,000,000	20,000,000	0	12,324,000	82,360,281	148,250,391	63,874,096	9,200,000	529,692,115	
貸与損料	23,169,038	0	0	0	20,809,409	948,407	0	0	0	0	1,411,222	0	
リース料	87,286,370	0	0	0	87,286,370	0	0	0	0	0	0	0	
預託金利息	18,429,240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,429,240	0	
受託金 (注6)	259,197,950	23,808,000	0	0	0	0	0	144,618,948	2,704,272	1,935,879	0	86,130,851	
分担金	27,245,071	7,239,000	0	0	0	0	0	1,664,038	6,096,973	12,245,060	0	0	
受取利息 (注7)	434,421,451	406,629,635	1,661,524	68,421	1,670,840	65,504	260,253	12,976	1,090,283	20,497	22,659,583	117,375	164,560
その他	20,302,479	0	1,250,000	0	6,987,088	0		331,000	5,281,975	0	6,452,416	0	
事業収益計 (注1)	1,988,340,988	684,265,141	2,911,524	6,068,421	136,753,707	1,013,911	12,584,253	228,987,243	163,423,894	78,075,532	58,152,461	615,940,341	164,560
2 事業費用	0												
役員報酬・給与手当 ①	195,990,149	7,345,000	0	1,968,000	6,432,729	0	10,916,704	34,477,963	68,527,335	23,718,247	6,413,954	36,190,217	
賃 金 ②	17,759,975	0	0	0	0	0	0	12,297,470	5,219,731	242,774	0	0	
その他人件費 ③	42,265,734	3,954,000	0	255,000	9,981,933	0	1,274,215	6,857,552	11,767,285	2,660,554	1,624,000	3,891,195	
助成金	298,099,845	245,446,506	2,895,000	0	347,594	0	0	49,410,745	0	0	0	0	
謝 金	53,927,006	140,000	0	300,000	0	0	0	0	7,390,320	30,283,350	1,525,000	14,288,336	
旅 費	19,572,193	70,000	5,455	250,298	320,718	0	2,700	7,578,213	1,625,477	4,314,208	0	5,405,124	
公租公課	10,735,017	1,798,252	0	140,000	4,123,430	140,000	40,000	1,276,918	521,143	169,982	1,332,115	1,193,177	
減価償却費	72,682,711	0	0	0	72,449,611	0	0	0	0	233,100	0	0	
消耗品費	20,171,244	923,547	60,504	150,000	115,290	0	157,000	6,705,458	3,954,795	3,210,843	87,927	4,805,880	
印刷製本費	11,704,076	100,000	0	99,225	134,610	0	85,000	3,637,949	4,195,848	2,445,337	39,477	966,630	
通信運搬費	12,821,371	170,000	30,000	168,480	87,183	0	0	1,819,512	7,607,590	1,432,745	67,820	1,438,041	
備品費	70,777,434	0	0	0	0	0	0	23,436,000	776,160	165,900	0	46,399,374	
借料及び損料	71,295,336	6,240,000	50,000	1,909,830	145,400	840	292,783	21,164,973	27,784,168	4,335,297	2,975,931	6,396,114	
委託費	558,685,296	4,730,000	0	378,000	402,150	0	0	50,681,231	14,370,470	3,407,250	0	484,716,195	
負担金	11,560,882	200,000	0	68,421	630,579	0	0	977,000	665,500	42,000	0	8,977,382	
支払利息	420,171,077	411,015,024	0	0	8,691,758	464,295	0	0	0	0	0	0	
その他経費	29,197,162	1,844,050	5,000	391,247	1,766,785	0	42,377	6,572,179	6,887,155	1,226,358	8,999,859	1,462,152	
事業費用計 (注2)	1,917,416,508	683,976,379	3,045,959	6,078,501	105,629,770	605,135	12,810,779	226,893,163	161,292,977	77,887,945	23,066,083	616,129,817	0
事業利益 (注3)	70,924,480	288,762	▲ 134,435	▲ 10,080	31,123,937	408,776	▲ 226,526	2,094,080	2,130,917	187,587	35,086,378	▲ 189,476	164,560
3 事業外収益	0												
貸倒引当金戻入	246,650,125	0	0	0	225,363,063	21,287,062	0	0	0	0	0	0	
求償権償却引当金戻入	59,459,024	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59,459,024	0	
その他事業外収入	4,497,669	0	0	10,080	1,588,609	162,097	121,490	0	57,450	0	2,557,943	0	
事業外収益計	310,606,818	0	0	10,080	226,951,672	21,449,159	121,490	0	57,450	0	62,016,967	0	0
4 事業外費用	0												
貸倒引当金繰入	264,471,089	0	0	0	242,613,154	21,857,935	0	0	0	0	0	0	
求償権償却引当金繰入	14,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,000,000	0	
貸倒損失	130,727,183	0	0	0	13,279,136	0	0	0	0	0	117,448,047	0	
その他事業外費用	5,162,310	0	251,133	0	2,183,319	0	0	0	0	0	2,727,858	0	
事業外費用計	414,360,582	0	251,133	0	258,075,609	21,857,935	0	0	0	0	134,175,905	0	0
5 特別収益													
繰越金収入	13,574,239	858,252	385,568	0	0	0	0	1,711,485	5,525,287	458,592	0	4,635,055	
支援事業積立金戻入	37,072,560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,072,560	0	
その他特別収益	105,036	0	0	0	0	0	105,036	0	0	0	0	0	
特別収益計	50,751,835	858,252	385,568	0	0	0	105,036	1,711,485	5,525,287	458,592	37,072,560	4,635,055	0
収入合計	2,349,699,641	685,123,393	3,297,092	6,078,501	363,705,379	22,463,070	12,810,779	230,698,728	169,006,631	78,534,124	157,241,988	620,575,396	164,560
支出合計	2,331,777,090	683,976,379	3,297,092	6,078,501	363,705,379	22,463,070	12,810,779	226,893,163	161,292,977	77,887,945	157,241,988	616,129,817	0
当期剰余金 (注4)	17,922,551	1,147,014	0	0	0	0	0	3,805,565	7,713,654	646,179	0	4,445,579	164,560
前期繰越剰余金	6,253,962	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,253,962
次期繰越剰余金	24,176,513	1,147,014	0	0	0	0	0	3,805,565	7,713,654	646,179	0	4,445,579	6,418,522

(注8) 人件費合計 256,015,858 (①+②+③)

平成18年度 貸借対照表 資産の部

	合 計	総務企画事業	商店街競争力 強化等事業	設備資金貸付 事業	設備貸与事業	県単独設備貸与 事業	償還支援事業	企業振興事業	企業情報事業	経営支援事 業	創造的中小企業創 出支援事業	地域産業技術支 援事業	高度技術研究開 発関係事業
資産の部													
Ⅰ 流動資産													
預 金	963,354,411	7,092,201	0	87,320,361	219,154,240	120,607,061	113,821,540	9,708,119	14,014,312	2,313,250	183,528,646	50,566,159	155,228,522
受取手形 (注5)	1,101,181,109	0	0	0	0	0	1,101,181,109	0	0	0	0	0	0
設備資金貸付金	819,989,614	0	0	819,989,614	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸与設備	822,337,500	0	0	0	745,380,000	12,840,000	0	0	0	0	64,117,500	0	0
未収償還金 ①	166,618,594	0	0	11,709,000	136,668,369	18,241,225	0	0	0	0	0	0	0
未収損害賠償金 ②	242,490,167	0	0	0	148,275,715	94,214,452	0	0	0	0	0	0	0
未収貸与損料 ③	17,233,827	0	0	0	16,191,779	1,042,048	0	0	0	0	0	0	0
未収リース料 ④	23,901,703	0	0	0	23,901,703	0	0	0	0	0	0	0	0
未収規定損害金 ⑤	29,663,684	0	0	0	29,663,684	0	0	0	0	0	0	0	0
貸倒引当金 ⑥	▲ 264,471,089	0	0	0	▲ 242,613,154	▲ 21,857,935	0	0	0	0	0	0	0
他会計への繰出金	134,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	134,000,000
未収金	354,870,167	38,363,346	0	0	0	0	141,835,549	41,037,016	6,124,068	1,600,000	125,910,188	0	0
売却設備	18,438,000	0	0	0	18,438,000	0	0	0	0	0	0	0	0
その他流動資産	4,508,587	0	0	0	3,149,613	0	0	1,155,887	68,477	0	134,610	0	0
流動資産合計	4,434,116,274	45,455,547	0	919,018,975	1,098,209,949	225,086,851	1,215,002,649	152,699,555	55,119,805	8,437,318	249,380,756	176,476,347	289,228,522
Ⅱ 固定資産													
1 有形固定資産													
リース設備	345,151,800	0	0	0	345,151,800	0	0	0	0	0	0	0	0
その他有形固定資産	14,385	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,385	0
有形固定資産計	345,166,185	0	0	0	345,151,800	0	0	0	0	0	0	14,385	0
2 投資等													
投資有価証券 (注2)	37,885,678,648	(注3) 34,796,130,148	500,000,000	0	299,549,300	0	0	0	300,000,000	0	(注4) 1,989,999,200	0	0
投資定期預金	495,225,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	495,225,000	0	0
預託金	1,470,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,470,000,000	0	0
出資金	200,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200,000,000	0	0
同圧縮積立金	▲ 200,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 200,000,000	0	0
求償権 (注8)	271,201,226	0	0	0	0	0	0	0	0	0	271,201,226	0	0
求償権償却引当金 ⑦	▲ 135,661,862	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 135,661,862	0	0
退職給与引当特定預金	190,901,290	0	0	0	0	0	190,901,290	0	0	0	0	0	0
その他投資等	19,993,088	0	0	0	8,849,750	0	2,459,500	5,965,958	2,372,344	0	270,552	74,984	0
投資等計	40,197,337,390	34,796,130,148	500,000,000	0	308,399,050	0	193,360,790	5,965,958	302,372,344	0	4,091,034,116	74,984	0
資産合計 (注1)	44,976,619,849	34,841,585,695	500,000,000	919,018,975	1,751,760,799	225,086,851	1,408,363,439	158,665,513	357,492,149	8,437,318	4,340,414,872	176,565,716	289,228,522

(注6) 滞留債権合計 479,907,975 (①+②+③+④+⑤)

(注9) 求償権償却引当金控除後の金額 135,539,364 ((注8)－⑦)

(注7) 貸倒引当金控除後の金額 215,436,886 (滞留債権合計－⑥)

別表Ⅱ－４

平成18年度 貸借対照表 負債・資本の部

(単位:円)

	合 計	総務企画事業	商店街競争力 強化等事業	設備資金貸 付事業	設備貸与事業	県単独設備貸 与事業	償還支援事業	企業振興事業	企業情報事業	経営支援 事業	創造的中小企業 創出支援事業	地域産業技術 支援事業	高度技術研究開 発関係事業
負債の部													
Ⅰ 流動負債													
銀行短期借入金 (注3)	36,947,501,348	34,796,130,148	0	0	0	161,372,000	0	0	0	0	1,989,999,200	0	0
他会計よりの繰入金	134,000,000	4,000,000	0	0	0	0	0	130,000,000	0	0	0	0	0
未払金	96,237,959	40,306,033	0	0	839,369	0	49,125	15,908,670	30,696,801	2,397,046	0	6,040,915	0
未経過保証料	13,911,038	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,911,038	0	0
未償還金	106,741,000	0	0	0	0	0	106,741,000	0	0	0	0	0	0
受取手形見返 (注1)	1,101,181,109	0	0	0	0	0	1,101,181,109	0	0	0	0	0	0
機械類信用保険預り金	180,601,663	0	0	0	130,525,226	50,076,437	0	0	0	0	0	0	0
リース信用保険預り金	29,290,593	0	0	0	29,290,593	0	0	0	0	0	0	0	0
預り金	67,083,693	2,500	0	0	57,622,558	0	0	2,985,320	0	5,394,093	0	1,079,222	0
その他流動負債	8,148,755	0	0	0	7,090,000	0	0	0	709,350	0	349,405	0	0
流動負債計	38,684,697,158	34,840,438,681	0	0	225,367,746	211,448,437	1,207,971,234	148,893,990	31,406,151	7,791,139	2,004,259,643	7,120,137	0
Ⅱ 固定負債													
県借入金 (注4)	3,175,262,975	0	0	919,018,975	686,404,000	0	0	0	0	0	1,569,840,000	0	0
基金借入金 (県) (注5)	995,225,000	0	500,000,000	0	0	0	0	0	0	0	495,225,000	0	0
公庫借入金	160,758,000	0	0	0	160,758,000	0	0	0	0	0	0	0	0
銀行長期借入金	354,943,000	0	0	0	354,943,000	0	0	0	0	0	0	0	0
貸与設備保証金	160,934,926	0	0	0	147,296,512	13,638,414	0	0	0	0	0	0	0
退職給付引当金	192,938,290	0	0	0	0	0	192,938,290	0	0	0	0	0	0
支援事業積立金	270,819,677	0	0	0	0	0	0	0	0	0	270,819,677	0	0
その他固定負債	18,232,997	0	0	0	12,951,643	0	422,500	2,215,958	2,372,344	0	270,552	0	0
固定負債計	5,329,114,865	0	500,000,000	919,018,975	1,362,353,155	13,638,414	193,360,790	2,215,958	2,372,344	0	2,336,155,229	0	0
負債合計 (注2)	44,013,812,023	34,840,438,681	500,000,000	919,018,975	1,587,720,901	225,086,851	1,401,332,024	151,109,948	33,778,495	7,791,139	4,340,414,872	7,120,137	0
基金の部													
Ⅰ 基本財産	9,500,000	0	0	0	5,750,000	0	0	3,750,000	0	0	0	0	0
Ⅱ 情報化基盤整備促進基金	300,000,000	0	0	0	0	0	0	0	300,000,000	0	0	0	0
Ⅲ 技術支援基金	447,810,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165,000,000	282,810,000
Ⅳ 剰余金													
貸与原資拡充基金	46,528,483	0	0	0	46,528,483	0	0	0	0	0	0	0	0
貸与原資金	102,772,000	0	0	0	102,772,000	0	0	0	0	0	0	0	0
特別積立金	16,000,000	0	0	0	0	0	0	0	16,000,000	0	0	0	0
その他基金・積立金	16,020,830	0	0	0	8,989,415	0	7,031,415	0	0	0	0	0	0
次期繰越剰余金	24,176,513	1,147,014	0	0	0	0	0	3,805,565	7,713,654	646,179	0	4,445,579	6,418,522
(うち当期剰余金)	(17,922,551)	(1,147,014)	0	0	0	0	0	(3,805,565)	(7,713,654)	(646,179)	0	(4,445,579)	(164,560)
剰余金計	205,497,826	1,147,014	0	0	158,289,898	0	7,031,415	7,555,565	23,713,654	646,179	0	4,445,579	6,418,522
基金合計	962,807,826	1,147,014	0	0	164,039,898	0	7,031,415	11,305,565	323,713,654	646,179	0	169,445,579	289,228,522
負債・基金合計	44,976,619,849	34,841,585,695	500,000,000	919,018,975	1,751,760,799	225,086,851	1,408,363,439	162,415,513	357,492,149	8,437,318	4,340,414,872	176,565,716	289,228,522

財団法人とくしま産業振興機構の行っている事業

別表Ⅱ－5

大分類	中分類	事業数	小分類
総務企画事業	中小企業・雇用対策推進費造成事業	5	中小企業・雇用対策推進費造成事業
	中小企業先進雇用創出モデル事業		中小企業先進雇用創出モデル事業
	地域経済活性化F／S事業		地域経済活性化F／S事業
	事業中小企業金融円滑化事業		事業中小企業金融円滑化事業
	地場産業展示会開催事業		地場産業展示会開催事業
商店街競争力強化等事業	商店街競争力強化推進事業	2	商店街競争力強化推進事業
	中心市街地商業活性化推進事業		中心市街地商業活性化推進事業
設備資金貸付事業	設備資金貸付事業	1	設備資金貸付事業
設備貸与事業	設備貸与事業	1	設備貸与事業
償還支援事業	償還支援事業	1	償還支援事業
企業振興事業	下請中小企業自立化支援事業	6	登録の推進及び登録企業の巡回訪問
			技術革新講習会
			窓口相談
			広域商談会の開催
			登録企業名簿の作成
			中小企業総合展の支援
	新事業創出支援事業	3	地域プラットフォーム連携強化事業
			創業・産学官連携・販路開拓支援事業
			情報基盤整備事業
	とくしま経営塾「平成長久館」事業	3	起業力養成講座
			MOT人材養成講座
			起業家輩出支援講座
	次世代ものづくり産業創出支援事業	1	次世代ものづくり産業創出支援事業
	徳島県中小企業知的財産戦略支援事業	1	徳島県中小企業知的財産戦略支援事業
	産学連携製造中核人材育成事業	1	産学連携製造中核人材育成事業
	地域新生コンソーシアム研究開発事業	1	地域新生コンソーシアム研究開発事業
	高等専門学校等を活用した中小企業人材育成事業	1	高等専門学校等を活用した中小企業人材育成事業
	2007年問題対応U・Iターン事業	1	2007年問題対応U・Iターン事業
企業情報支援事業	支援体制整備円滑化事業	3	徳島県企業情報ネットワーク活用
			情報収集
			情報提供
	IT・SOHO交流支援事業	2	SOHOプレイスの提供
			SOHO連携交流セミナー
	eコマース（電子商取引）推進事業	1	eコマース（電子商取引）推進事業
	速効経営助っ人事業	1	速効経営助っ人事業
	平成長久館事業（ICT・企業情報化分野）	2	中小企業のためのIT（情報技術）研修の実施
			eラーニング活用講座の実施
	調査分析事業	3	景気動向調査
			中小企業のeビジネスに対する取り組み及び意識調査
			電子商取引等推進調査
	情報処理技術者試験事業	1	情報処理技術者試験事業
	IT経営応援隊事業	2	IT経営気付きセミナー
			利活用勉強会

大分類	中分類	事業数	小分類
経営支援事業	経営技術診断・助言事業(速効経営助っ人事業)	1	経営技術診断・助言事業(速効経営助っ人事業)
	経営相談事業	1	経営相談事業
	人材育成支援事業(とくしま経営塾「平成長久館」事業)	14	ISO14001内部監査員養成研修
			とくしま商い繁盛塾
			改善能力向上基礎研修(問題解決)
			ISO9001内部監査員養成研修
			改善能力向上基礎研修(課題達成)
			社内推進者基礎研修(コーチング)
			エキスパート能力向上研修
			ビジネスウーマンキャリアアップ研修
			開塾記念セミナー
			経営改革セミナー
			経営革新・新連携セミナー
			マーケティングセミナー
			経営課題解決セミナー
			現場力向上トップセミナー
	調査分析事業	1	調査分析事業
創造的中小企業創出支援事業	徳島県経営品質賞推進事業	2	徳島県経営品質賞推進事業
			経営レベル評価(簡易診断)の実施
	改善エキスパート認定事業	1	改善エキスパート認定事業
	売れるものづくり市場開拓サポート事業	1	売れるものづくり市場開拓サポート事業
	徳島県経営品質協議会連携事業	1	徳島県経営品質協議会連携事業
	徳島県KAIZEN企画協議会連携事業	1	徳島県KAIZEN企画協議会連携事業
	中小企業新事業展開支援普及促進事業	1	中小企業新事業展開支援普及促進事業
	「投資事業有限責任組合」出資者等連絡会議の開催	1	「投資事業有限責任組合」出資者等連絡会議の開催
	ベンチャー企業創出支援事業連絡会議の開催	1	ベンチャー企業創出支援事業連絡会議の開催
	フォローアップ事業	3	投資先企業巡回訪問調査
			専門家による投資先企業巡回訪問指導
地域産業技術支援事業	知的クラスター創成事業	1	投資先企業の状況調査
			専門家による訪問指導
高度技術研究開発関係事業	高度技術研究開発事業・高度技術研究開発助成事業	1	ステップアップ計画の承認
合計事業数		76	

設備貸与実績

年度	設備貸与実績				未収内訳				未収率	貸与累計額
	企業数	円	国助成 円	県単 円	期末未収債権 円	当期貸倒償却額 円	期末貸倒償却累計額 円	未収債権＋貸倒償却累計額 円		
42	41	40,000,000	40,000,000							40,000,000
43	65	82,000,000	82,000,000							122,000,000
44	76	110,000,000	110,000,000		1,063,624			1,063,624	0.5%	232,000,000
45	82	126,000,000	126,000,000		1,177,644			1,177,644	0.3%	358,000,000
46	78	170,000,000	170,000,000		1,725,574			1,725,574	0.3%	528,000,000
47	94	230,000,000	230,000,000		906,900			906,900	0.1%	758,000,000
48	104	323,000,000	323,000,000		2,823,150			2,823,150	0.3%	1,081,000,000
49	104	426,000,000	426,000,000		4,145,250			4,145,250	0.3%	1,507,000,000
50	145	520,000,000	520,000,000		3,128,986			3,128,986	0.2%	2,027,000,000
51	143	580,000,000	580,000,000		9,581,065			9,581,065	0.4%	2,607,000,000
52	140	660,000,000	660,000,000		15,471,994			15,471,994	0.5%	3,267,000,000
53	153	720,000,000	720,000,000		29,321,054			29,321,054	0.7%	3,987,000,000
54	161	720,000,000	720,000,000		27,608,103			27,608,103	0.6%	4,707,000,000
55	154	750,000,000	750,000,000		45,704,330			45,704,330	0.8%	5,457,000,000
56	143	780,000,000	780,000,000		61,042,014			61,042,014	1.0%	6,237,000,000
57	128	800,000,000	800,000,000		69,295,955			69,295,955	1.0%	7,037,000,000
58	127	800,000,000	800,000,000		97,551,216			97,551,216	1.2%	7,837,000,000
59	131	800,000,000	800,000,000		100,709,015	3,782,583	3,782,583	104,491,598	1.2%	8,637,000,000
60	100	820,000,000	820,000,000		69,110,936	29,095,335	32,877,918	101,988,854	1.1%	9,457,000,000
61	108	789,800,000	789,800,000		69,871,563	2,814,166	35,692,084	105,563,647	1.0%	10,246,800,000
62	84	870,000,000	870,000,000		82,715,507		35,692,084	118,407,591	1.1%	11,116,800,000
63	83	888,000,000	888,000,000		85,593,883		35,692,084	121,285,967	1.0%	12,004,800,000
1	85	888,000,000	888,000,000		87,638,833		35,692,084	123,330,917	1.0%	12,892,800,000
2	79	1,050,000,000	900,000,000	150,000,000	42,637,334	41,825,035	77,517,119	120,154,453	0.9%	13,942,800,000
3	90	1,028,480,000	878,480,000	150,000,000	50,988,362		77,517,119	128,505,481	0.9%	14,971,280,000
4	87	1,060,000,000	910,000,000	150,000,000	59,732,386		77,517,119	137,249,505	0.9%	16,031,280,000
5	76	782,000,000	632,000,000	150,000,000	108,533,334		77,517,119	186,050,453	1.1%	16,813,280,000
6	95	945,560,000	720,000,000	225,560,000	151,723,038		77,517,119	229,240,157	1.3%	17,758,840,000
7	67	752,800,000	602,800,000	150,000,000	187,614,712		77,517,119	265,131,831	1.4%	18,511,640,000
8	122	958,200,000	808,200,000	150,000,000	214,374,216		77,517,119	291,891,335	1.5%	19,469,840,000
9	35	273,900,000	208,600,000	65,300,000	332,061,163		77,517,119	409,578,282	2.1%	19,743,740,000
10	68	949,120,000	849,120,000	100,000,000	275,332,422	90,887,413	168,404,532	443,736,954	2.1%	20,692,860,000
11	53	599,820,000	499,820,000	100,000,000	358,753,418		168,404,532	527,157,950	2.5%	21,292,680,000
12	20	368,090,000	288,800,000	79,290,000	280,630,113	93,580,267	261,984,799	542,614,912	2.5%	21,660,770,000
13	16	323,070,000	230,750,000	92,320,000	319,865,004		261,984,799	581,849,803	2.6%	21,983,840,000
14	29	425,130,000	425,130,000		333,457,540	11,801,873	273,786,672	607,244,212	2.7%	22,408,970,000
15	25	218,040,000	218,040,000		381,177,141		273,786,672	654,963,813	2.9%	22,627,010,000
16	21	215,500,000	215,500,000		433,354,707		273,786,672	707,141,379	3.1%	22,842,510,000
17	31	396,370,000	396,370,000		454,428,756		273,786,672	728,215,428	3.1%	23,238,880,000
18	13	213,590,000	213,590,000		468,198,975	13,279,136	287,065,808	755,264,783	3.2%	23,452,470,000
計	3,456	23,452,470,000	21,890,000,000	1,562,470,000		287,065,808	3,042,556,947	—	—	—

※ 未収率 ＝ (期末未収債権残高＋期末貸倒償却累計額) ÷ 期末貸与累計額

ベンチャー投資フロー

